

Title	李能和「朝鮮の巫俗」註(上)
Sub Title	A note on Lee Nung Hwa "Observations on Korean shamanism"(Chosen, 1928-29)I
Author	野村, 伸一(Nomura, Shinichi)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2002
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 言語・文化・コミュニケーション No.28 (2002. 4) ,p.1(332)- 120(213)
JaLC DOI	
Abstract	○、一、二、三、四、目次解題本文と註釈の基準李能和略年譜「朝鮮巫俗考」を読む李能和「朝鮮の巫俗」(この項次号)・註
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032394-20020411-0332

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

李能和「朝鮮の巫俗」註 (上)

野村伸一

目次

○、解題

一、本文と註釈の基準

二、李能和略年譜

三、「朝鮮巫俗考」を読む(この項次号)

四、李能和「朝鮮の巫俗」・註

○、解題

本稿は、近代朝鮮の先駆的な宗教民俗の研究者李能和が一九二八年から一九二九年にかけて雑誌『朝鮮』に編輯官(編修官)の肩書で連載した「朝鮮の巫俗」の全文である。それはまた、一九二七年に雑誌『啓明』第十九号に漢文体で発表された「朝鮮巫俗考」の全訳である。ただし、原文と対照すると部分的に違うところもある。この日本語をだれが書いたのかは定かではないが、特に翻訳者名がないこと、また表現においていくらか誤記が多いところを見ると、李能和が直接、日本語で書いたのであろう。そうとすれば、たいへんな文章家である。

李能和は一八六九年生まれで、漢学はもとより、二〇歳前後には英語を学び、また漢語学校で中国語を学んだあと、フランス語も習得しフランス語の教官を務めた。そして、一九〇五年には、日本語も学び、実に英、中、仏、日の四カ国語に通じていたという。したがって漢文を書き下すことは十分可能であっただろう。

「朝鮮の巫俗」は、朝鮮においてはじめて巫俗を歴史的に叙述した画期的な論文である。当時、朝鮮総督府には村山智順がいて、朝鮮民族の衣食住や習俗などについて調査をはじめていたが、それが本格的にまとまるのはこの数年のちのことである。すなわち、『朝鮮の巫覡』は一九三二年、『釈奠・祈雨・安宅』は一九三八年である。また赤松智城と秋葉隆の『朝鮮巫俗の研究』も一九三七年、三八年にまとめられた。

朝鮮半島の巫俗の研究は、最近十数年のあいだにフィールドワークを中心とした現地研究がめざましく進展し、今日、韓国内においては、もはや基礎的な現地調査の段階は終えた感がある。しかしながら、これを歴史、特に社会史の上で幅広く考察することはあまりおこなわれていない。たとえば李能和について、巫俗の実態を踏まえた本格的な研究論文がみあたらない。¹⁾おそらく今後の巫俗研究は歴史的かつ地域研究的な視野に立って進めるほかはなく、そのためにも李能和の再読からはじめない限り発展は見込めないであろう。

韓国内では李能和はまだまだよく知られていない。そうしたなかで唯一、関心を示したのは宗教・歴史学の分野の研究者たちであった。すなわち、一九九三年度に韓国宗教学会では「李能和の宗教学」という課題をかけた、一年の研究を経て『わが文化の根源を探る李能和研究―韓国宗教学を中心に―』（集文堂、一九九四年）を出版した。ここには八人の研究者による論文が収められていて、これにより李能和の多様な仕事の概略は理解できる。このなかには、徐永大の論文「李能和の朝鮮巫俗考」について「²⁾があり、今後の李能和の巫俗論に関してはひとつの踏み台となることはまちがいない。この詳細については、「三、「朝鮮巫俗考」を読む」の項で述べることにする。

ただ、ここであらかじめいうと、歴史学者徐永大による李能和論は全般的に手堅く、納得のいく部分が多いのだが、最後に問題点を六点指摘したところで、わたしは唯一、ひっかかるものを感じた。それは李能和の視点が周辺民俗との比較に流れていき、朝鮮巫俗の特殊性を述べるのがほとんど無かったという点である。徐永大は、これを民族史学者申采浩と較べつつ「かなりの違いがみられる」と述べ

た。そして、朝鮮巫俗の特殊性を強調せず普遍性を論じようとしたことについて、そこには仏教の存在を認めた日本の当局への配慮、妥協のようなものがあつたであろう⁽²⁾という。

この李能和の視点は、むしろ今日、より切実に求められるものではなからうか。朝鮮民族にとつての巫俗はまた東アジアの民衆のものでもあり、そのことが、より広いアジアの文化史のなかでは「独自性」を帯びてくるだろう。それは今後なお、詳細を積み重ねていくことで検証されなければならないが、少なくとも、一九二〇年代に周辺民俗との繋がりの中で巫俗を論じたことこそはむしろ先駆的であつたとみられるのである。

いずれにしても原文が漢文であつたということによるのであろう、「朝鮮巫俗考」の読まれ方はあまり幸福ではなかつた。一九七六年の李在崑⁽³⁾訳、一九八一年の金烈圭訳（韓国思想全集、三星出版社）、そして一九九〇年前後に徐永大の校勘したものがあることはあるが、これらもそれほど広く検討され論じられていない。しかも、再刊されている李在崑訳はかなり不正確な翻訳である。要するに、李能和の巫俗論は名前ばかりは知られているものの、今日の巫俗研究者から忘れられた感がある。韓国においてすら、このようであるから、日本においてはそもそも日本語で書かれた論文があることすら知られていない。

こうした現状をみると、何よりもまず忘れられたこの論考を読むことからはじめなければならないだろう。この論文は、一見すると文献資料を羅列しただけのもののようにみえる。しかし、これをまとめた李能和は、「朝鮮古代の神教の淵源、朝鮮民族の信仰思想、及び朝鮮社会の変遷状態を研究せんとする者は、先づ巫俗に着眼観察しなければならぬ」と冒頭にいききつている。これは王朝五百年の学者のだれひとり手を付けなかつた基層文化研究の意義を宣揚したものである。その形式こそは考証学風であるが、優れて近代的な意識のもとにおこなわれた民衆文化の探求であつた。

ここでは、まず日本語で記されたものを提示することを第一とし、註釈は簡略にとどめた。巫俗に関連する個々の漢語に註を付けるとなると、なお難しい作業が多々含まれているので、多くの部分は記されてあるままにした。今回と次回⁽⁴⁾の二回で、とりあえず日本語の全文を意味の取れるかたちで紹介したいものと考えたのである。

(1) ただし、徐永大「李能和朝鮮巫俗考校勘」「比較民俗学」第五、六、七輯、比較民俗学会、一九八九—一九九一年は「啓明」に発表された漢文の原

文に頭注を加えつつ、簡単なまとめも付したものです。すぐれた業績である。そこでも述べられているが、李能和の文には誤字、脱字、年期の誤りなどが少なくないので、註釈は不可欠である。

(2) 李鍾殷・徐永大・梁銀谷・宋錫準・崔俊植・金壽根・金鐸・申光澈「わが文化の根源を探る李能和研究」韓国宗敎史学を中心に、集文堂、一九九四年、四三頁。

(3) 李能和輯述・李在崑訳「朝鮮巫俗考」、白鹿出版社、ソウル、一九七六年。本書のちに東文選書店から再刊されている（一九九一年）。

一、本文と註釈の基準

本文と註釈は次の基準によった。

一 本文は雑誌『朝鮮』に発表されたままのもので、歴史的仮名遣いを踏襲した。誤字、脱字が少なくないが、それとわかるものには(ママ)を付した。また国王在位年などの年号はできるだけ西暦年号に直して頭註を付けた。紙面の都合で年号以外の註は原則として文末に一括した。

二 李能和の本文には漢文の引用が多数あるが、これをそのまま提示した。ただし、意の取りにくいものに関しては註にその大意を記した。

三 註釈の大意では、李能和輯述・李在崑訳『朝鮮巫俗考』、白鹿出版社、ソウル、一九七六年を参照したが、この訳文はかなり恣意的なところがあるので、必ずしもその忠実な翻訳ではない。これを参照した時は「李在崑訳参照」とだけ記した。

四 「高麗史」の引用文について大意を記す際には新書苑編集部編輯「北訳 高麗史」、新書苑、ソウル、一九九一年の原文と翻訳文を参照し「北訳」と記した。

五 朝鮮王朝実録の大意、年次などを記す際には韓国学データベース研究所『CD-ROM 国訳朝鮮王朝実録』、ソウルシステム、一九九七年、ソウルを利用した。これは一九七一年から一九九四年まで民族文化推進会によりつづけられた「国訳朝鮮王朝実録」に

基づくもので、今日利用されるものとしてはもっとも信頼できるものである。引用の際は「CD-ROM」とだけ記した。

六 李能和の最初の「朝鮮巫俗考」(原漢文)を参考にするとき「原文」とだけ記した。

二、李能和略年譜

李能和の生涯と業績については、韓国民族文化大百科事典編集部編「韓国民族文化大百科事典」⁽¹⁾および前引「わが文化の根源を探る李能和研究―韓国宗教史学を中心に―」⁽²⁾所収の李鍾殷「李能和の生涯と学問」に比較的、詳しい記述がみられる。以下はそれによってまとめられたものである。

李能和は一八六九年忠清北道槐山郡で学者の気風のある家に生まれる。書堂で漢学を学んだのち、父親に従って、ソウルに行く。そうして、当時の朝鮮を取り巻く国際情勢に目覚め、英語、中国語、フランス語、日本語を次々と習得していった。一八九五年には官立法語(フランス語)学校に入学してフランス語を学び、同年、農商工部主事として採用されている。また一八九七年には官立漢城外国語学校に教官として就任し、フランス語を教え、一九〇六年には同校の校長となった。一方、この間、一九〇五年には私立日語夜学舎に入学し、翌年卒業している。

こうして李能和は、一九〇六年ごろまでの間に英・中・仏・日など、四カ国語に通じた。そして一九〇七年には日本の官庁を視察し、この年、国文研究所の委員となった。一九〇九年、法語、英語、日語の学校が統合されて官立漢城外国語学校となると、その学監に任命された。しかし、この学校は、一九一〇年日本による朝鮮併合にもなつて閉鎖されたため、このちはフランス語教育に尽力した。一九一〇年、父親はキリスト教会を設立し、長老職を引き受けているが、李能和自身は、この年、覚皇寺の法席に臨み仏教に帰依している。一九一二年には私立能仁普通学校を創立し、三年間その校長を務めた。この学校名は自身の名前の能と夫人の名前の仁を取ってつけたものであった。一方このころから、仏教界の啓蒙運動がはじまっていて、李能和は、その機運のなかで、一九一五年に僧侶および信徒たちとともに仏教振興会を発足させるのに力を尽くした。そうして、みずからは仏教振興会の幹事に押され、一九一七年からは理事を務め

た。この間に、李能和は、『引教相照 伝道必携 百教会通』（朝鮮仏教月報社、仏教書館、一九二二年）、『朝鮮仏教通史』（一九一八年）を刊行、また『仏教振興会月報』（一九一五年）、『朝鮮仏教界』（一九一六年）、『朝鮮仏教叢報』（一九一七―二一年）などを編集し、刊行した。これらは仏教の布教および民俗文化守護運動の核となるべく発足した仏教振興会の設立目的を推進するものであった。

一九二二年には、朝鮮総督府内に朝鮮史編纂委員会（のちに朝鮮史編修会と改称）が組織され、その委員となり、以後一九二五年六月まで朝鮮史の編纂に従事した。この時期に集めたさまざまな資料が論考として発表された。朝鮮史の編纂過程において、李能和は、高句麗と渤海は朝鮮史の一環であると主張し、また建国神話は民族精神を発揮するもので必ず記載しなければならないと主張したという話が伝わっている。

一九三〇年、当時朝鮮にいた日本人学者たちを中心として青丘学会が発足したが、その時、評議員として推戴され、一九三九年、この学会が解散されるころまで、その関係はつづいた。また朝鮮総督府宝物古蹟保存会の委員として民族文化の守護に関心を示した。一九三一年、朴勝彬、呉世昌などとともに、啓明倶楽部を設立し、民族精神の啓蒙と発揚に尽力した。また、そのころ、後の東国大学の前身である中央仏教専門学校において、朝鮮宗教史を講義した。総督府における朝鮮史編纂が一段落した一九三八年以後は暫時、李王職に就いた。一九四三年、京城で逝去、享年七四歳。号は侃亭、尚玄、また無能居士。

発表された主な論考には次のようなものがある。一九一八年「朝鮮仏教通史」、自費出版。これは朝鮮仏教史を開拓した名著とされている。つづけて、一九二二年「朝鮮神教源流考」、一九二七年には「朝鮮巫俗考」（『啓明』第十九号）につづいて『朝鮮女俗考』、『朝鮮解語花史』⁴を刊行し、一九二八年には『朝鮮基督教及外教史』（朝鮮基督教彰文社）を刊行した。さらに一九三〇年「朝鮮喪祭礼俗史」（朝鮮語の雑誌『朝鮮』一四七―一五〇号に連載）、一九三六年「朝鮮儒界之陽明学派」（『青丘学叢』25号）などの論考を残した。

李能和は、主として漢文で論考を表現したが、日本語でも興味深い論文を発表している。その主要なものは次のとおりである。一九二八年から二九年にかけて「朝鮮の巫俗」を雑誌『朝鮮』に八回にわたって連載。また一九二九年「朝鮮における神話的婚媾」（雑誌『朝鮮』）、「朝鮮における婚姻に関する慣習」（雑誌『朝鮮』）、一九三〇年「朝鮮官妓の起源」（雑誌『朝鮮』）、一九三七年「朝鮮の探負商とその変遷」（雑誌『朝鮮』）、一九三八年「李朝時代京城市制」（『稲葉博士還暦記念 満鮮史論叢』）などである。

なお、朝鮮道教研究の先駆けとされる『朝鮮道教史』は一九二七年から一九三三年のころに執筆されたと推定されている。これは草稿として残されていたが、一九五九年に東国大学校から影印本として刊行された。ちなみに以上のうち『朝鮮解語花史』は、妓生を主題として、その生活に関連する多様な資料を集大成したものであり、これは「朝鮮女俗考」とともに朝鮮女性史の先駆的な名著とされている。これらは一九六八年に『朝鮮仏教通史』『朝鮮基督教及外教史』とともに影印本として再版された。また「朝鮮基督教及外教史」(一九二八年)は、フランス語で書かれた Daller の『朝鮮教会史』を踏まえつつ、朝鮮王朝時代の文献資料を用いて体系的に朝鮮キリスト教の歴史を述べたものであり、これもまたこの分野の先駆的な研究である。⁽⁶⁾

ところで、『韓民族文化大百科事典』では「朝鮮巫俗考」の位置については言及されていない。しかしこれは、先にも述べたように朝鮮の宗教文化の根底に潜む巫俗をはじめ体系的に叙述したもので、やはり貴重な業績である。巫俗は、朝鮮社会が近代の国民国家を形成する際に真つ先に淘汰されてしかるべき旧弊の象徴のようなものであっただけに、多くの啓蒙知識人はこのようなものには見向きもしなかった。そして、それが朝鮮人としてはじめてフランス語を教えたといわれる人、李能和によりなされたことの意味を同時代の日本および朝鮮の学知は本質的には理解できなかった。李能和は朝鮮だけでなくその周辺地域の民衆生活の根柢には巫俗がありつづけたことを多数の文献から証明しようとした。そして、その開かれた視野による民衆文化探求は、発表当時ばかりか、今日にいたっても日本や韓国、中国といった硬い国家別の枠組のなかでは十分に認知されていない。

何故こういうことになったのか。そのいわれはともかく、今、李能和を読むことによつて何がわかるのか、このことについては項を改めてもう一度考えることにする。

以上述べたことをさしあたり略年譜にまとめると次のようになる。

略年譜

一八六九年 忠清北道槐山郡で生まれる。書堂で漢学を学ぶ。

- 一八八七年 ソウル貞洞の英語学堂に入学。二年間修学。
- 一八九四年 漢語学校を卒業。
- 一八九五年 官立法語学校に入学して、フランス語を学ぶ。農商工部主事として採用される。翌年辞職。
- 一八九七年 官立漢城外国語学校に教官として就任し、フランス語を教える。
- 一九〇五年 私立日語夜学舎に入学し、翌年卒業。官立漢城外国語学校を辞任し、官立漢城英・中・仏・日など、四カ国語に通じる。
- 一九〇六年 官立漢城法語学校の校長となる。
- 一九〇七年 日本の官庁を視察し、この年、国文研究所の委員となる。
- 一九〇九年 官立漢城法語学校の校長を辞任し、官立漢城外国語学校の学監となる。
- 一九一〇年 合邦により官立漢城外国語学校は廃校となり、学監を解任される。
- 一九一二年 私立能仁普通学校の校長になる（一九一五年）。この間、仏教振興会で、幹事、月報編集者として活躍した。同時に、制度、風習、宗教などについての研究に全力を注ぐ。
- 一九一八年 『朝鮮仏教通史』上中下三巻、自費出版、新文館発行。
- 一九二二年 総督府学務局編修官（高等官）待遇。
- 一九二三年 朝鮮史編纂委員会委員になる（二五年まで）。
- 一九二七年 『朝鮮神教源流考』（『史林』七巻三―五号、八巻一―四号、京都帝大、一九二二―一九二三年）
- 一九二七年 『朝鮮巫俗考』（『啓明』第二九号）、『朝鮮女俗考』（東洋書院・翰南書院発行）、『朝鮮解語花史』（東洋書院・翰南書院發行）
- 一九二八年 『朝鮮の巫俗』（雑誌『朝鮮』第百五十六号―第百六十三号に日本語で七回掲載。第百五十八号には掲載無し）。
- 一九二九年 『朝鮮基督教及外教史』（朝鮮基督教彰文社）刊行。
- 一九二九年 『朝鮮の巫俗』（雑誌『朝鮮』第百六十四号、連載八回で完結。内容は「朝鮮巫俗考」とほぼ同一）

- 一九三〇年 「朝鮮における神話的婚媾」(雑誌『朝鮮』第百六十八号)
 「朝鮮における結婚に関する慣習」(雑誌『朝鮮』第百六十九号)
 「朝鮮官妓の起源」(雑誌『朝鮮』第百七十九号、第百八十号、完結)
 「朝鮮喪祭礼俗史」(朝鮮語の雑誌『朝鮮』一四七―一五〇号に連載)
- 一九三二年 朝鮮総督府編修官に任命される。朴勝彬、呉世昌などと啓明倶楽部を設立し、民族精神の啓蒙と発揚に尽力。
 このころ「朝鮮宗教史」執筆か(徐永大)
- 一九三三年 「朝鮮道教史」(一九二七年から一九三三年のあいだに執筆か、崔俊植)
- 一九三六年 「朝鮮儒界之陽明学派」(『青丘学叢』二五号)
 「朝鮮の固有信仰」(『心田開発に関する講演集』、朝鮮総督府中枢院)
 「朝鮮仏教大観」(『心田開発に関する講演集』、朝鮮総督府中枢院)
 「朝鮮婦人の生活内容」(雑誌『朝鮮』第二百五十六号)
- 一九三七年 「朝鮮史」第五卷(朝鮮時代中期、光海君―景宗)、第六卷(朝鮮時代後期、英祖―庚午改革)を分担執筆。
 「朝鮮の裨負商とその変遷」(雑誌『朝鮮』第二百七十一号)
 「李朝時代京城市制」(『稻葉博士還暦記念 満鮮史論叢』
 四月二二日、京城市敦岩町(現、敦岩洞)の自宅で逝去、享年七四。
- 一九四三年 「朝鮮道教史」(影印本、東国大学校刊)
- 一九五九年 「朝鮮仏教通史」(影印本、京畿出版社刊)
- 一九六八年 「朝鮮女俗考」(影印本、博文閣、新韓書林、民俗苑刊)
 「朝鮮解語花史」(影印本、博文閣刊)
 「朝鮮基督教及外教史」(影印本、博文閣刊)

- 一九七二年 『朝鮮仏教通史』（影印本、宝蓮閣刊）
- 一九七六年 李在崑訳『朝鮮巫俗考』（白鹿出版社）
- 一九七七年 李鍾殷訳『朝鮮道教史』（普成文化社刊）
- 一九七八年 『李能和全集』（韓国学資料叢書、影印本、中央大学校永信アカデミー韓国学研究所）
金サンオク訳『朝鮮女俗考』（大洋書籍刊）
- 『朝鮮道教史』（韓国学資料第五集、影印本、普成文化社刊）
- 一九八〇年 尹在英訳『朝鮮仏教通史』三卷、博英社
- 一九八一年 金烈圭訳『朝鮮巫俗考』（韓国思想全集、三星出版社）
- 一九八九年 姜孝宗訳『百教会通』（雲住出版社）
- 一九九〇年 金サンオク訳『朝鮮女俗考』（東文選刊）
- 一九九一年 李在崑訳『朝鮮巫俗考』（東文選刊）
- 一九九二年 李在崑訳『朝鮮解語花史』（東文選刊）

後注

- (1) 韓国民族文化大百科事典編集部編『韓国民族文化大百科事典』17、韓国精神文化研究院、一九九一年、七五五―七五六頁、李箕永執筆。
- (2) この書には巻末に年譜と詳細な著作目録もある。
- (3) 『朝鮮女俗考』（東洋書院・翰南書院発行、昭和三年、定価貳圓）。これは漢字とハングルを混用したもので、一九八六年に民俗苑から影印本が刊行されている。
- (4) 本書は李能和著・李在崑訳『朝鮮解語花史』、東文選、一九九二年、ソウルとしてハングル訳されている。
- (5) 後掲の略年譜を参照のこと。
- (6) 韓国民族文化大百科事典編集部編『韓国民族文化大百科事典』、韓国精神文化研究院、一九九一年七五五―七五六頁、（李箕永執筆）参照。
- (7) 同上、七五五頁。

朝鮮の巫俗(一)

禁轉載

李 能 和

一 朝鮮巫俗の由來

朝鮮の上古時代には、既に神市があつて、其の教門の爲め、天王桓雄や壇君王儉は、或は天降の神となり、或は神格の人となつてゐた。昔は巫を以て天を祭り、神に事へしめ、巫は世に尊敬されてゐた。故に新羅では王者の號となし^①（次次維或は慈充と云ふ方言は巫である。）句麗では師巫と云ふ稱があつた。乃ち斯くの如く馬韓の天君、濊の舞天、駕洛の禳洛、百濟の蘇塗、夫餘の迎鼓、句麗の東盟に至るまで、一つも壇君神教の遺風餘俗でないものはない。是れが所謂巫祝神事である。降つて後世に及び、人文進みて、儒、佛及び道が相繼いで輸入され、儒には吉凶の禮、佛には焚修の法、道には醮祭の儀^④があり、彼の外來の教は朝鮮固有の風俗に混つてゐたのである。彼の外來の教が世間の尊奉する處となり、争ふて宗門を倡へて（近世新に教門を倡へる者、儒、佛、仙と合致してゐると稱せぬ者はない、是れも一つの可笑しい状態である。）固有の俗は社會の排斥に遇ひ、同列に參せられなかつたのである。故に今日に至り、朝鮮古代の神教の淵源、朝鮮民族の信仰思想、及び朝鮮社會の變遷状態を研究せんとする者は、先づ巫俗に着眼觀察しなければならないのである。

(1) 巫覡の起原及び歌舞と降神

巫は古代神教の祭を掌る人であつた。蓋し舞を以て神を降ださせ、歌を以て神を侑け、而して人の爲めに祈禱をなし、災を避け福に趨かした。故に歌舞は即ち巫俗の起原であると云ひ得るのである。

〔説文〕男曰覡 女曰巫 徐曰能見也。

〔尚書〕敢有仁 舞于宮 酣歌于室 時謂巫風 疏曰 以歌舞事神 故歌舞爲巫覡之風俗也。

〔漢書釋義〕王氏曰 女能事尤形 以舞降神曰巫。

〔朱子語類〕巫 其舞之靈神者 巫以工兩邊人字 是取象其舞 巫者托神如舞之類 皆須舞 蓋以通暢和氣

達于神明。

〔五洲衍文長箋散稿近世人猶雲居〕今我鄉曲 女巫男覡 鼓之鑿鑿 呪之喃喃 舞之歎歎 稱以逐鬼降神。

(2) 巫覡の別稱

女 巫

〔巫堂〕朝鮮語に女巫を巫堂「무당」(Mudan)と云ふ。蓋し女巫の祀神の處を堂と云ふてある。例へば國師堂、城隍堂、山神堂、彌勒堂、七星堂、都堂、神堂、等が是れであつて、女真薩滿の堂子祭神と其の俗は同源である。高麗史に恭讓王三年、政堂文學鄭道傳上疏に曰く、

殿下即位以來 道場高峙於宮禁 法席常設於佛宇 道殿之醜無時 巫堂之事煩瀆。

云々の語は、巫の所謂堂と稱する一つの證とすべきである。

〔萬神〕朝鮮語に女巫を萬神と呼んでゐる。蓋し巫は神を祀らざるはなく、故に萬神を以て稱としたのであらうか。萬神の稱への由來は非常に久しい。抱朴子を按ずるに、黃帝東の青丘に到りて風山を過ぎ、紫府先生に遇ひ、三皇内文を以て刻んだのを得たが、名を萬神と云々してある。是れに依れば萬神の稱へは、青丘(朝鮮)を源にして、仙書より出た様である。蓋し上古では神と仙は甚しい分別がなく混稱してゐたのである。

男 巫

〔博士〕朝鮮語に男巫を「博敷」(보슈)と呼んでゐる。即ち博士か或は卜師の轉であらう。巫書(文錄)には卜師を博士と稱へてあるが、周易博士、多智博士、等が是であらう。

〔花郎〕朝鮮語に男巫を亦た花郎(화랑)と稱へてある。

李朝實錄 成宗二年、大司憲韓致亨上疏に曰く、

有男人號稱花郎者 售其狂詐之術 漁取人財貨 略與女巫同。○李暉光芝峯類說云 按新羅時取美男子粧飾

之 使類聚 觀其行義 名花郎時謂郎徒 或謂國仙 如永郎述郎南郎蓋亦是類 今俗乃謂男巫爲花郎 失其

旨矣。○丁若鏞足言覺非曰 花郎新羅貴遊之名也 今以巫夫倡優之賤 謂之花郎非矣。唐令狐澄新羅國記云

擇人子弟之美者 傅粉粧飾名曰花郎 國人皆尊師之。東史云 花郎旣飾 徒衆雲集 相磨以道義 相悅以歌

樂 遊娛山水 無遠不屆 意者 花郎服章炫麗 而今之倡夫亦服裝炫麗 故是名。○李圭景巫覡辨證說云

男巫俗稱花郎或稱博士(新羅史眞興王丙申。還年少美男子爲花郎。而男巫之稱花郎博士者。或取其美名。冒而自號者歟。)

按するに、我が南道の俗では、男巫を花郎と謂ひ、西北兩道では、花郎を賤娼遊女の別稱としてゐる。

例へば人を罵るに「侬は小賤娼婦花郎女の子息だ」と云ふのも是れであらう。思ふに、新羅⁽¹⁹⁾の眞興王は始め南毛、俊貞の兩美女を奉じて源花となし、徒衆三百餘人を聚めたが、二女媚を争ひて互に妬み、俊貞は遂に南毛を誘殺したのである。それ故美男を選び、粧飾を施し、花郎と名つけてあつた。是れを取つて來て比べ仍つて賤罵の辭を作つたものであらう。

〔郎中〕 李朝實錄。燕山君九年癸亥二月甲子 御經筵 侍講官鄭麟仁曰 閣下三道⁽²⁰⁾ (忠清道・全羅道・慶尙道) 祀神 必用男

巫號爲郎中 出入士族家 頗有醜聲 甚者⁽²¹⁾ 至有變女服而出入 安深爲觀察使 痛革其弊 其習稍衰 然猶朱彥請申諭下三道 痛加禁斷 不答。

〔兩中〕 李朝實錄 中宗八年十月丁酉 全羅觀察使權弘狀啓曰 觀本道弊風 男子⁽²³⁾ 之稱爲居士 女人⁽²⁴⁾ 之稱爲

回寺者⁽²⁵⁾ 女人之遊寓山寺者方謂之回寺 率皆不事農業 縱流橫行傷風敗俗 法所當禁 其中尤甚者 莫過兩中⁽²⁶⁾ 俗云花郎 凡民

之家祀神之時 雖女巫多在 必使兩中主席 主家及參會人等 虔恭迎慰 終夕達朝 歌舞娛神 男女相雜

情慾之談 滲襲之狀 無所不爲 令人⁽²⁷⁾ 竦聽并喙 以爲快樂 間有弱冠無髻者 則變著女服 塗粉施粧 出入

人家 昏夜⁽²⁸⁾ 與女巫雜坐堂室 乘間伺隙 奸人妻女 形跡隱秘 難於摘發 恐士族人家亦復如是 則不祥莫甚

成化十八年 刑曹受教曰 花郎遊女等 令所在官料摘 依大明律犯奸條 并加本罪一等。

按するに、兩中とは即ち郎中の轉變であつて、郎中は、亦た花郎（郎徒は郎衆に變つた）の轉變したものである。

〔廣大〕 朝鮮語に男巫を亦た廣大と稱してゐるが、廣大は即ち歌舞の娼優である。蓋し巫覡は歌舞を以て娛

神の業をしてゐる故に、俳優の技に轉じたのである。羅隱刺巫説に據ると、衣食廣大云々等の語がある、さうすると朝鮮男巫を廣大と稱するは、其の源は或は此れに依つたのであらうか、廣大の説は高麗史にも見え、丁茶山先生牧民心書にも現はれてゐる。

〔倡優頓官〕 安順菴鼎福撰雜同散異(名書) 演雅人物品云 倡優頓官(書臣頓官怡檢天類。一作書臣頓官)

〔才人〕 朝鮮語に又た男巫を才人と云つてゐるが、是れは其の業とする所の才藝伎術を以て名を得た故であらう。大典通編に才人は白丁と同條にしてゐる、而して縮稱するには、才白丁ママへ云つてゐる。

〔優人〕 魚叔權稗官雜記云 俗傳官府收巫布甚重 每官差到門墜突 一家蒼黃奔走具酒會 乞緩程期 如是者間日或連日 苦海多端 適歲時優人作此戲于御庭 於是 命除其稅 優人亦有益於民矣 令優人尙作其戲 以爲故事

按するに、我が朝鮮は、昔から眞正の戲劇がない。此れは文化上の一大缺點と云ふべきであらう。古は山臺戲(戲儼)があつて、外使の觀覽に供してゐたが、大抵は皆醜惡の假面を被つてやつたのである。假面の戲は新羅から始まつたもので、郷樂及び處容舞が是れである。高麗時代に至り大難儀假面を用ひ、後に山臺戲になつたのである。李朝に至つては、唯一の戲劇として都監を設けて、以て其の事を行ひ、山臺都監と名つけてゐる。今尙は其の遺俗が残存し、楊州の古邑は山臺都監の本所となつてゐる。其の呈舞伎(書)は甚だ粗野であつて、殆んど觀聽に堪へない程である。併し魚叔權の所述には、巫は徵稅に苦し、依つて戲劇を演じてゐる、而して家庭生活上の悲劇の天然脚本は眞境を演出し以て、君心を感動せしめ、之れが爲め免稅し得るに至つたのであると

云つて居る。此れ所謂 諸臣、官が、天顔を怡愉せしめたとの事であらう。

二 高句麗の巫俗

句麗の巫俗を按ずるに、巫は能く人の病祟を言ひ、巫は胎中の小兒の事をトひ、巫は能く災異の事を言ひ、巫は人鬼が自己に降つてゐると云ふ。巫は、始祖王祠を祀つたに始まり、後世巫俗の、賽神、詔呪、卜筮、空唱、神託、療病(李朝活人書の如し)、衛護(高麗及び李朝の祖先神廟の如し)等は皆これが本となつてゐるのである。師巫は、即ち周の太師が國家の爲め吉凶を占つたり、又は滿洲薩滿が天神を主祀してゐたのと同じものである。又師巫は王に勸めて徳を修め、災を除けさせ、語りは甚だ理に合致し、若し彼の左傳か或は漢書の中に置いたならば、賢臣良佐等の災異を議論してゐるのと其の義類似して、一頭地をも譲らないであらう。今は其の語りが巫の口から出てゐると云つて皆顧みずしてゐるが、其の師巫の名義を察するに、當時王の師表たるを知るべく、故に國家に災異あれば、必らず帥巫に質したものである。

(1) 巫は人鬼が病崇であると言ふ

⁽³³⁾ 瑠璃王十九年秋八月 郊(34) 豕逸 王使託利斯卑追之 至長屋澤中得之 以刀斷其脚筋 王聞之 怒曰祭天之牲豈可傷也 遂投二人坑中殺之 九月王疾病 巫曰託利斯卑爲祟 王使謝之 即愈(三國史記)

(2) 巫は狐怪を言ひ王に勸め徳を修めしむ

⁽³⁵⁾ 次大王三年秋七月 王賦于平儒原 白狐隨而鳴 王射之不中 問於帥巫 曰狐者妖獸 非吉祥 況白其色

(37)二〇九年

尤可怪也 然天不能諄諄其言 故示以妖怪者 欲令人君恐懼 修省以自新也 君若修德 則可以轉禍爲福 王曰凶則爲凶 吉則爲吉 爾旣以爲妖 又以爲福 何其誣也 遂殺之(三國史記)

(3) 巫は腹中兒をトふ

(37)山上王十三年 立王子郊(38)窳母(酒桶村女)爲小后 初小后母孕 未産 巫卜之曰 必生王后 母喜 及生名曰后女(三國史記)

(三國史記)

(4) 巫は王神が巳に降ると云ふ

(39)二二四年

(39)東川王八年秋九月 太后于氏薨 太后臨終遺言曰 妾失行 將何面目見國壤(太后之前夫國壤王)於地下 若羣臣不忍躋於溝壑 則請葬我於山上王陵之側 遂葬之如其言 巫者曰 國壤降于予曰 昨見于氏躋于川上 不勝憤恚 遂與之戰 退而思之 顔厚不忍見國人 爾告于朝 遮我以物 是用植松七重於陵前(三國史記)

(5) 巫は朱蒙祠に祀る

(41)宝藏王四年、六四五

(41)王寶藏四年夏五月 唐將李世勣攻遼東城 晝夜不息旬有二日 帝(唐太宗)引精兵會之 圍其城數百重 鼓噪聲振天地 城有朱蒙祠 祠有鑽甲鉞矛 妄言前燕世天所降 方圍急 飾美女以婦 神巫朱蒙悅 城必完(三國史記)

三百濟の巫俗

百濟の巫史は絶無僅有とも云ふべきである。即ち末王の末年に、巫は龜識を解釋したる一事あるのみである。蓋百濟はもと、夫餘・句麗から出てゐるものなれば、其の巫俗も句麗と同じであることが推想せられ

(43) 七年

る。然るに、句麗には巫が能く狐怪を説く者あり、百濟には能く龜識を解する者があるが、是れは同一の系統に相違ないのである。

後周書を按ずるに、百濟は陰陽五行を解す云々、即ち此の識を解する巫は、亦一つの日者であらう、三國史記、百濟本紀に始祖溫祚王二十五年春二月 王宮の井水が暴溢し、又は漢城の人家に馬が牛を生んだが、一首二身であつた。日者曰く井水の暴溢は大王勃興の兆であつて、牛の一首二身は大王が鄰國を併合すべき徴である。王は之れを聞いて喜び、遂に辰馬(辰馬は辰韓と馬韓とである)を併吞する心を有してゐる、云々。此の日者と云ふは或は巫の事であらう。然らば百濟の世にも、巫を大いに崇尙したのを思ひ起すべきである。

(1) 巫は龜識を解す

(44) 六六〇年

⁽⁴⁴⁾ 義慈王二十年春二月 有一人鬼入宮中 大呼百濟亡百濟亡 卽入地 王怪之 使人堀地深三尺許 有一龜 其背有文曰 百濟同月輪 新羅如月新 王問之巫者 曰同月輪者滿也 ⁽⁴⁶⁾ 滿則虧 如月新者 未滿也 ⁽⁴⁷⁾ 未滿則漸盈王怒殺之 或曰 同月輪者盛也 如月新者微也 意者 國家盛而新羅衰微乎 王喜 (三國史記)

四 新羅の巫俗

新羅の方言に巫を次次雄と謂つてゐる。巫を雄と云ふは、必らず神市桓雄から始まつたのである。蓋し桓雄の神市は、是れ即ち古代巫祝の事であつて、壇を設けて天を祭る故を以て、號を壇君となしたので、壇君は即ち神權天子である。

新羅の人は、次次雄が祭祀を尙し、鬼神に事へる故を以て畏敬し、遂に尊長と稱へ、次次雄となしてある。此等の方言は、三韓より傳はつてゐる。然らば巫號たる次次雄の語源は、桓雄より出てゐるのは疑ふ餘地がないのである。桓と寒とは音相通じ、而して寒の訓は次(斗)である。又新羅の方言を若し漢字で形容するとせば、或は訓或は音を以てする、即ち、西嵗山を、西述山とも作るが(方言に寫の訓は述である故書と述は通用である)是も亦一例である。然らば、次次雄は即ち桓雄を謂ふてゐるのである。

⁽⁴⁸⁾南解次次雄は、只巫の稱號を借りたのみでなく、自身が即ち祭主として神に事ふる、是れ亦一つの壇君である。新羅の始祖朴赫居世は、辰韓六部の人等に推戴されて居西干(居西とは辰の王を云ふ)になつてゐる。

後漢書を按ずるに、馬韓種の人のみ辰國の王となる云々、然らば、朴赫居世は必らず馬韓種の人である。馬韓の諸國邑に、各々一人を以て天神を祭らしめ、而して號を天君としてゐる。則ち朴赫居世も天神を祭る天君であつて、天神を祭祀する天君は、即ち次次雄としてゐる。

南解次次雄は、其の親妹阿老を以て始祖廟に祀らしめてゐた。蓋し新羅の俗には既に巫を以て祭祀を尙し、鬼神に事へさせてあつた。そうすると、阿老も亦巫であるに違ないのである。

(1) 巫は尊長の稱へてある故國王は巫を以て號となす

三國史記 新羅本紀 第二代南解次次雄 次次雄 或云慈充 ⁽⁵⁰⁾金大問云 方言爲巫也 ⁽⁵¹⁾世人以巫事鬼神尙祭祀 故畏敬之 遂稱尊長者爲慈充 ⁽⁵²⁾

五 高麗の巫風

巫を聚めて雨を祀る。是れ即ち古代の巫を以て天を祀る證據である。

三國遺事古朝鮮條「桓雄天王、徒三千を引率して、太白山神壇樹下に降り、世に在つて教化させるには、風伯雨帥を將ゐて主殺、主命、主病、主刑、主善惡、凡そ人間三百六十餘事を主管させたのである。

其の子壇君王儉國を開き、朝鮮と號をなす云々。然らば、風伯雨帥を將ゐて殺類及び人民の生命を主管せしめ、天神を祀る。是れ即ち古代の神權君主は、人民の生命の爲め、殺物及び雨を祀る巫祝神事である。

是れは、後世に至り旱魃の際、巫を聚め雨を禱り、又は徙市の本となつてゐる。(徙市は恐らく神市天王が風伯した事に依つた)高麗は國初より末王に至るまで、凡そ天旱に遇へば、必らず巫を聚め雨を禱り、或は徙市をなした。これ古俗の遺傳を想見すべきである。

(1) 巫を聚め雨を禱る

顯宗十二年五月旱 集巫覡禱雨(高麗史五行志 下倣此)⁽⁵⁴⁾

肅宗六年四月癸巳 以旱 曝巫祈雨 睿宗十六年閏五月辛未 聚巫禱雨。⁽⁵⁵⁾

仁宗元年五月 以旱 造土龍于都省廳 聚巫禱雨 十一年五月庚午 集女巫三百余人于都省廳聚巫禱雨 六月乙亥 又聚巫禱雨 十二年六月己卯朔 集巫二百五十人于都省祈雨 十五年五月壬午 會巫都省廳祈雨

十八年閏六月己丑 聚巫禱雨。⁽⁵⁸⁾

(54) 一〇二二年
(55) 一一〇二年
(57) 一一二二年
(58) 一一三三年

(59) 一一七三年
(60) 一一五〇年
(61) 一一八四年

(63) 一一三六年

(64) 一一三二年

(65) 一一四六年

(66) 一一五四年

(69) 一一四六年

(59) 明宗三年四月丙子 聚巫祈雨 八年五月壬子 聚巫都省廳祈雨 十九年閏五月癸酉 聚巫祈雨于都省。高宗
(60) 三十七年五月己亥 聚巫都省祈雨 忠烈王十年五月癸亥以旱徙市 丁丑集巫于都省廳祈雨 十五年五月庚辰
以旱徙市 辛卯聚巫祈雨 三十二年六月 以旱聚巫祈雨。
忠肅王三年五月己巳 聚巫祈雨 五年四月己未 聚巫祈雨 徙市 十六年五月丁卯 聚巫祈雨 後元年五月
辛卯 聚巫祈雨 四年五月壬午朔 以旱徙市 聚巫祈雨。
忠穆二年五月癸巳 聚巫三司祈雨。
恭愍王三年五月丙子 聚巫祈雨。

(2) 巫は病崇を言ひ又は巫言に従ひ堤を決す

巫は人鬼が病崇であると云ふてゐる。高麗の初め既に其の事があつたのである。又徐兢高麗圖經を按ずるに、
高麗舊俗に、人民は病氣しても藥を飲まず、只鬼神に事へ、詛呪厭勝を以てするのみ云々。之れに依つて高麗
の巫俗の盛んであつたことを知るべきである。巫言に従ひ堤を決したとの事に至つては、今の世俗の「動土忌
犯殺」の本となつてゐる。

仁宗(69)二十四年 時有王疾 追復拓俊卿門下侍郎平章(先是俊卿謀逆伏誅)召其子孫官之 以巫謂俊卿爲崇故也 又遣内侍
奉說 決金堤郡新築碧骨池堤堰 從巫言也(高麗史)

(3) 女巫神を奉じ空唱をして宣言を託す

空唱は巫覡が人を迷はせる事の、最も甚しきものである。李朝の上世に此の風盛に行はれてゐた、其の淵源

(72) 一二七五年

を研究すれば、麗代より傳へられてゐる。神に託して宣言するとは、今の巫の所謂給咆喊 (Polanohuta) である。

忠烈王元年 安珣出爲尙州判官 時有巫女三人 奉妖神惑衆 自陝州歷行郡縣 所至作人聲呼 空中隱隱若
鳴道 聞者奔走設祭 莫敢後 雖守令亦然 至尙州 珣杖而械之 巫託神言 悚以禍福 州人皆懼 珣不爲
動後數日 巫乞哀 乃放(高麗史 安珣傳)

(4) 巫 蠱 の 幕 (呪詛)

巫女の詛呪は、既に周漢の書に見えてゐるのである。其の由來の久しきを知るべく、我東の女巫の詛呪は、
高麗史忠烈王の時に始めて見え、今の民俗に尙ほ此の風がある。詛呪は多く妖巫より出で、この俗稱は方子
(Parceha) である。

(76) 一二七六年

忠烈王二年十二月丙子 夜有人投匿名書 誣告貞和官主 詛呪公主(元公 注也) 又齊安公淑金慶方等四十三人 謀
不軌 於是囚貞和官主及淑方慶等 柳璿涕泣力諫 公主感悟皆釋之 甲申遣將軍高天伯及忽刺歹(80) 如元上表
曰 巫蠱之旨 鼓虛而起 聖明之鑑 實可知也云々。(高麗 史)

(5) 城隍神が巫に降る

朝鮮は到る處に城隍(82)祠がある。則ち巫覡の集つて祈禱する處である。又各郡に於いて別神事を行ふは、巫覡
輩が歌舞を以て侑け、其の呼請する處は皆城隍神である。按するに、其の源は麗代より出てゐる。

咸有一爲朔方道監倉使 登州城隍神屢降於巫 奇中國家禍福 有一詣祠行國祭 揖而不拜 有司希旨勅罷(85)

之(高麗史成
有一傳)

(6) 錦城山神巫に降る

錦城神堂は最も淫祠であつた、巫女が何時も集會して神祀は殆ど絶へ間がない。又朝鮮風俗に山神祭を都堂祭と云ふ。又巫女を用ひて安靈(86)をなす。此の本源は麗代の錦城神堂より出てゐる。

鄭可臣羅州人 高宗朝登第 累歷華要 忠烈王二年(87) 除寶文閣待制 羅州人稱錦城山神降于巫 言珍島耽羅之征 我實有力 賞將士而不我祿何也 必封我定寧 公可臣惑其言 諷王封定寧公 且輟其邑祿米五石 歲

歸其祠(高麗史鄭
可臣傳)

忠烈王初 沈錫爲公州副使 有長城縣女言 錦城大王降我云 爾不爲錦城神堂 巫必殺爾父母 我懼而從之。

(高麗史
沈錫傳)

(7) 宮中巫を好む

高麗史明德太后傳云 有女巫以妖言出入后宮 頗見信愛 金子粹傳云 恭讓朝 子粹請禁淫祀 用斷諸巫出入宮掖 以絶妖妄 以正風俗

(8) 宮中歌を教へる

忠烈王二十五年 選城中巫女善歌舞者 籍置宮中 衣羅綺戴馬尾笠(90) 別作一隊 稱爲男粧 教以新聲(高麗
史) 衣禍出田 夜還 笙歌鼓舞 爲巫覡戲(高麗
史)

(9) 國巫堂及び別祈恩

(89) 二二九九年

恭讓朝 金子粹上疏曰 國中設立巫室 既爲不經 所謂別祈恩之處 又不下十餘所 四時之祭以至無時別祭 一年糜費不可殫記 常祭之時 雖禁酒之令方嚴 諸巫作隊 托稱國行 有司莫敢詰焉 故崇飲自若 九街之上 鼓吹歌舞 靡所不爲 風俗不美 斯爲甚矣 乞明勅有司 除祀典所載外 一禁淫祀 用斷諸巫云々 (高麗史)

(10) 政丞姜融の妹巫となる

巫は本來階級の別なく、貴賤を問はず、皆之になつたのである。高麗の故都は今の開城都であるが、こゝで上流の女が巫になると俗に仙官と呼び、中流の女が巫になると法師と謂ひ、下流の女が巫になると巫堂と云ふ仙官の號は毅宗の時に始まり、兩班の家産の裕かなる者を、擇んで仙官となし、八關を祭らしめた。忠肅王の時左政丞姜融の妹巫マヤになつてゐるが、是が所謂仙官であらうか。

忠肅王四年 僉議左政丞判三司事姜融之妹 爲巫食松岳祠(高麗史)

(11) 巫匠業布を貢ぐ

忠惠王四年 分遣惡少 徵收山海稅 或徵巫匠業中貢布(高麗史)

(12) 巫祝に馬を出させる

辛禡十三年二月 令兩府下至巫祝 出馬有差 以充進獻(高麗史)

(13) 城内の禁巫

仁宗九年八月 日官奏 近來巫風大行 藩祀日盛 請令有司遠黜羣巫 詔可 諸巫患之 歛銀瓶百餘 賂權貴 奏曰鬼神無形 其虛實恐不可知 王然之 弛其禁(東國通鑑)。崔沆黜坐覲于城外。(高麗史 崔沆傳)

(101) 一三四九年

(103) 一三八七年

(105) 一一三二年

天下夫婦衣 我有利剝凜如水 幾回欲往還復止 只因三尺法在耳 豈爲其神能我崇 東家之巫年迫暮 朝夕

且死那能久 我今所念豈此爾 意欲盡逐滌民宇 君不見昔時鄆縣令 河沈大巫使絕河伯娶 又不見今時咸尙

書(咸有) 坐掃巫鬼不使暫接虎 此翁逝後又髮與 醜鬼老狸爭復聚 敢賀朝廷有石董 詞逐群巫辭切直 署名

抗牘各自首 此豈臣利誠國益 聰明天子可其奏 朝未及暮如掃迹 爾曹若謂吾術神 變化恍惚憾無堪 有聲

何不聒人聽 有形何不絀人曼 章丹陳奏猶謂幻 況復爾曹難隱身 携徒挈黨遠移徙 小臣爲國誠自喜 日遊

帝城便清淨 瓦鼓喧聲無我耳 自念爲臣儻如此 誅流配貶固其理 我今幸是忘且晦 得接王京無我駭 凡百

士子書諸紳 行身慎勿近滌怪李作報東國 李相國集

恭讓三年(108) 成均博士金貂上書曰 臣願回天聽 決宸衷 放巫覡於遠地 不與同京城(東國通鑑)

— 未完 —

(110) 一四一三年

朝鮮の巫俗(二)

禁轉載

李 能 和

六 李 朝 の 巫

僧侶・巫が雨を祈つたことは、麗代にも既に行はれてゐた。抑々古代では巫を以て只雨を祈つた計りでなく、凡そ天地、日月、星辰、山川を祭り、又は、風伯雨師を祭るに至る迄巫を用ひない處はなかつた。然らば、朝鮮の古巫は乃ち、埃及の祭祀長、又は印度の婆羅門が、祭祀祈禱等の一切の儀禮を掌つた様なものである。處が一應備。佛、道の三教が輸入されてからは、僧侶、道流、巫覡等何れも神事に用ひられたのである。

(1) 巫を聚めて雨を祈る

國朝實鑑に因つて按ずるに、太宗十三年王は政院に教へて「昔より水旱の災難は皆君王の不徳に依るのであつた、所が今僧と巫を聚めて雨を祈るとは乃ち愧づべきではないか、余は聖經を讀んで僧と巫との妄誕である事を知つてゐる。其れに今却つて左道に依り、天が甘雨を降すのを希ふはよきか」と。然し是れは實錄の記事とは全然合はない處であるが、若し此の教への通り果して實行されてゐたならば、何故太宗十六年に至り更に巫を聚めて雨を零壇(11)に祈り、巫を名山に遣はして雷震を祈禳せしめ、十八年六月漢京及び開城に於いて巫を聚

めて三日間雨を祈らせたのであらうか。所謂國朝實錄は儒臣史官等の撰述に係はるものであつて、多くは事實を隠し美德を装ひ、以て天下并に後世を欺慥したもので、實錄果して信すべきであらうか。

⁽¹¹²⁾成宗 成親時人 慵齋叢話に祈雨の儀式を論じて「城内の萬戸水瓶に楊枝を挿んでゐる」と云つた。仁祖實錄に「閭巷の家毎に水瓶を設けて楊枝を挿み、又盲・巫が祈る」と云つてゐる。是れ蓋し佛教の風俗より出たのであらう

佛家では觀世音菩薩、大慈大悲を以て苦難を救ひ、楊枝を以て甘露を灑ぐと云ふてゐる。水瓶に柳を挿み僧と巫が雨を祈るとは、即ち此の意義であらう。李朝以來巫を用ひ雨を禱らせたことは、實錄に載つてゐる。即ち

太宗元年四月早りに女巫を聚め、雨を零壇に禱る。○五年夏五月女巫を聚めて、雨を松岳開城大井に祈る。○

十年夏五月己卯に巫七十餘人を白岳山堂に聚めて雨を禱る○十一年秋七月庚午に禮曹に命じて雨を山川諸神に祈り、又巫を白岳に盲人を明通寺に聚めて雨を祈る○十六年夏五月庚戌に巫を零壇に聚めて雨を祈る。

丙辰には禮曹書簡を以て表じて曰く「文獻通考に神事及び祈禳とは門執事(執事とは大祝及び男巫、女巫である)が上下神祇に祈るのである」と云つた。今年も早魃に雷震の天變までを加へられてゐるから、古制に依り名山大川に於いて巫を使ひ祈禳しては如何と乞ひ、これに従ふた。○十八年六月漢京及び開城留後司に於いて三日間巫を聚めて雨を祈る。

世宗五年癸卯夏五月庚辰に巫女を聚めて三日間雨を祈る。癸未には禮曹は開城留後司の報告に依り上啓して曰く「今旱りが甚しくて農作物が焦げ枯れてゐるから、願はくは司に命じ僧徒及び巫女を使つて雨を祈らせたい」と、遂に是れに従ふた。○七年夏六月己未に巫を東郊に聚めて雨を祈る。秋七月己巳に禮曹謹啓して曰

(115) 一四七四年

く「文獻通考を按ずるに、小宗伯大裁執事(大祝及び男巫)は上下神祇に禱祀をする」と云ふてゐる、今農繁期に當り旱災甚しいから、古制に依り、京中及び畿内各所に於いて、春秋別祈恩例を以て日を擇び、巫及び内侍を遣はし、香を降し雨を祈せたら如何と、王是れに従ふた。○八年夏四月乙酉に巫を聚め雨を零雨壇に祈る。○十七年夏五月丁酉に巫を聚め雨を漢江に祈る。○十八年六月辛丑に巫を聚めて雨を祈る。○二十八年丙寅夏四月乙丑に巫を聚めて雨を祈る。

成宗五年閏六月癸丑、祈雨の巫女と行香別監咸繼重に鹿の皮各一枚を給つた。○十六年六月丙戌に丞政院に教へて曰く「興天寺に於いて雨を祈るのは正道でないけれども、既に祖宗朝より行はれて來た計りでなく、余も亦行ふた、今巫女を以て祈雨をさせてゐるが、又僧を使つて祈禱をさせても妨げはなからう、皆の意向は如何」と、承旨曰く「古には神を祈らないものはなかつた、聖上は旱魃の事に付き甚だ憂ひ給ふ況や巫女を以て雨を祈るのは、已に周より行はれ今日に始まつたのではないから、固より妨げは無からうと思ふ」と、○成親懺齋叢話に祈雨の禮は、先づ五部に命じて溝瀆を修め、阡陌を淨め、宗廟社稷を祭り、四大門を祭り、次に五龍(畫)祭を設けた。即ち東郊に於いては青龍、西郊に於いては白龍、南郊に於いては赤龍北郊に於いては黒龍、中央鍾路街に於いては黃龍を作り、官を命じて三日間祭祀を行はしめた。又龍祭を楮子島の中に設け、道流をして龍王經を暗誦せしめ、又虎の頭を朴淵(116)・楊津に投せしめた。又昌德宮後苑、慶會樓、慕華館等の池邊に於いて蜥蜴を水瓮の中に泛べ、青衣童子數十人は楊枝を以て瓮を撃ち、銅鑼を鳴らしながら、「蜥蜴よ、蜥蜴よ、雲を興し霧を吐いて雨を澤山降らせよ、そうしたら汝を放して遣らう」と大

(117) 一五四四年

呼し、獻官及び監察は冠笏を整へて立ち、三日間これをつゞけた。○又城内の萬戸水瓶を設けて楊枝を挿み坊々曲々に棚を設けて香を焚く、兒童達は群集して雨を呼ぶ、又市を南門に移し。北門を開けた」と云ふてある。

中宗⁽¹¹⁷⁾三十九年六月戊辰に政院へ傳へられるに、今巫女を以て雨を祈らせたが、幸に雨が三日間降り続いた、賞格は前例を考查し、若し前例無ければ賞給の事を以て該曹に言へたことであつた。庚午に政院上啓するに、先に祈雨の巫女に對し賞給の事を以て致へられたが、然し上旱を憂たまひ大小人民恐懼して措く能はず、巫女を使ひ雨を祈り、たま／＼雨が降つたが、彼の巫女の祈は如何で天を感動させ得やうか、賞格の事は甚だ不穩當であらうと云つた。傳へて曰く巫女が祈禱するに當つて偶然たりとも三日雨が降り續いが、何時も兒童が雨を祈り降雨の場合には賞給の前例があるから、今度彼等にも幾分か賞給して遣らうかと思ふたのである。然しながら此の事は果して正道ではない、賞格は不穩當だと云ふのは其の意向至當であらう。

仁祖⁽¹¹⁸⁾十六年戊寅三月晦日禮曹上啓し、近頃旱氣益々甚しいから、將に開月二日より祈雨祭を行はうとしてゐるが、彼の旨・巫及び兒童等の祈祝又家々に瓶柳を設けるのは徒に弊害ある計りで利益はない、故に一切禁止すべきは勿論、又閭巷の瓶柳等は禮典にも據る處がないと力言した。處が瓶柳の事は元來煩はしい事ではあらうが、傳來の舊規であるから停止すべきでないと言はれたのである。^(實錄)_(止此)

英宗⁽¹¹⁹⁾十一年命じて巫祭の名號を去らしめ、巫女の祈雨は太常祭案に載せてあつたのを、是に至つて除去させたのである。^(文獻)_(備考)

(119) 一七三五年

(118) 一六三八年

(120) 一三九二年

七 宮中巫を好む

(1) 太祖康妃と巫方元

恭讓王四年壬申三月、太祖海州へ出獵せんとしたが、巫方元は康妃に告げ、公の此度の旅行は臂へば百尺の樓に登つて失足し地に落つる様なるものであると云つた。妃は之を聞き甚だ心配せられてゐたが、太祖射獵に出掛け禽を逐ふた時、馬が泥地に陥つて倒れた爲め、太祖は遂に落ちて負傷せられ、輿に擔がして歸られたのである。(太祖實錄)

(2) 太宗の時代國巫は大君の病を治む

太宗十八年戊戌春二月、刑曹巫女の罪狀を擧げて上奏し、誠寧大君の病氣の爲め國巫加伊は祈禳をしても禍を免れぬ。又巫女寶文は病症も宜く祭せず、宮門に於いて雜神を淫祀し、測らざる禍に至らしめてゐる。宜しく法に依りて處理せられたしと云つた。

(3) 世宗朝大妃巫に命じ星辰を祀らず

世宗二年庚子夏六月辛亥、巫を用ひて星辰を祀つたのは乃ち大妃の令旨であつた。癸亥大妃を繕巖下の川邊に移御し奉つて、巫を命じて神を帳幄の中に於いて祭らせた。(實錄)
世宗は嘗つて疾病に罹られ、呻吟せられたが、内侍等は巫女の言に惑ひ、成均館の前に於いて祈禱をしてゐたが、儒生等は巫女輩を驅逐して仕舞つた。中使大に怒り其の事由を擧げて上奏した、王は今此の報を聞

(121) 一四二〇年

(122) 一四一八年

き余の疾病は稍愈る様であると云はれた。(燃點室 記述)

(4) (12) 成宗病氣の時大妃巫を使ひ禱祀す

李穆は幼少の時から、佑畢齋金宗直に従ひ教へを受けてゐたが、中々の篤學者であつて、十九の時己酉進士に推薦され太學に遊んだが、言論は慷慨で志氣は峻烈であつた。宜く善否を辨じ、回避する所が無かつたのである。成宗嘗て疾病にかゝられたが、大妃女巫を使つて禱祀を行ひ、淫祀を泮宮の碧松亭(13)に設けてあつた。

公は諸生を呼び集められ其の巫を杖つて逐ひ出された。巫は宮中に訴へたが上はその偽りを怒られ、成均館に命じ其の儒生の名を一々記させられた。儒生等は自ら大譴罰處せらるゝを慮り、争ふて名を隠し或は逃げたのであつた。王は大司成を召されて、爾は能く諸生を導き、士習をして正道に歸らしめたのは洵に、嘉尙とする所であると云はれ、特に酒を賜はつた。(海東名 臣録)

(5) 燕山君の時代宮中に於いて巫女を禁止す

燕山君八年壬戌六月癸卯、弘文館上奏し、臣等は闕内に於て鼓吹を聞き女を使して往見せしめたが、巫女四五輩東宮の外庭に坐し、鼓を撃ち笛を吹きながら、大いに祀事を張つてゐたと云ふ、臣等は其の爲す所は知らないが兎に角禁内に於いて壇に祀事を行ふことは甚だ宜くなからう。(燕山君 日記)

燕山君九年癸亥二月甲子、經筵に於て持平權憲奏す、巫女妄非は多く妖恠の術を以て愚俗を惑はし正教を汚す、本府は之を審問しようとしたが逃げたので、只鑰鉞及び符呪四枚を搜し得ただけである。彼の家人に問へば、内需司に於いて造つて呉れたと云つてゐる。併し妄非は名は國巫であつて、事は内需司に係はつたもの

(130) 一五〇五年

であると啓したので、王は内需司に聞いて見よと云はれた。又乙丑⁽¹²⁶⁾王は巫女の事古より傳へられてゐたのである、寡諫は何の爲めに審問しようとするかと云はれた。持平權憲啓奏して此の巫は妖術が多い、鏡を房中に掛けて神は其の中にあると云ふが、人は自からそれを見ないのである。又鍮器があるが其れは飯佛の器である。又能く符祀を以て民衆を惑はし、其の恠誕の所却つて虚雄^(虚雄は當時忠清の妖僧である)よりも甚しい、故に敢へて捕へて其の罪を治めやうとするのであると云つたが、王は妖僧に對して守令が皆崇拜してゐると云ふが、彼の云ひ散らす様な者ではない、其の鞫問する事を止せと云はれた。○持平權憲啓奏して星宿廳に國巫を置かれたのは其の由來既に久しいことであるが、臣等は固より其の國巫を革除しやうとするのではない、此巫は妖妄を以て民心を迷はずから、其罪を問はうとするのであるが、然るに此は彼の妖僧虚雄の例ではないと仰せられる、併し臣等の思ふには、彼の妖僧は僻方に居て其の弊害は數邑に止まるが、今若し此の巫の罪を問はないならば、今後は國を擧げて崇信し、其の害毒は遙かに多いであらうと云つた。處が王は巫女は皆妖術を用ひ、類は總て斯の如きものである。何んぞ必らずしも此巫のみを罰せんやと、憲府に啓奏したが聽き入れられなかつた。⁽¹²⁷⁾ (燕山君日記)

燕山君十一年乙丑九月丙申、朴内人は原州の妓月下海であつたが、音律を解し戲謔に長じ、多く王旨に叶ふたので、王は特に眷愛された。彼が病に罹つて別院に移るや、王は常に病床を見舞はれたが遂ひに死んだので、王は之を悼み麗婉の號を贈り、又野祭⁽¹²⁸⁾を後苑に設け、王自ら諸妃嬪及び興濟^(興濟を興濟と稱へてゐる)を率ひ、親しく巫の語りを聞き悲慟せられ、葬後一再ならず祭祀を設けられた。王は巫覡の祈禱を喜ばれ、自から巫に

なつて樂を作り歌舞をして、廢妃(王母尹氏)が憑り附かれた貌様をなし、屢々白岳祠に登り巫祀を行はれたが、宮中では其れを以て廢妃の祟りであると云つてゐた。(燕山君日記)

燕山朝では、諸生を逐ひ出した、め、大學が空いてゐたが、巫覡を聚めて滌祀を其の中に設けたのである。

(燃點室記述)

李朝の總べての文物は、一々中華の制度に倣ひ、彬々として觀るべきものがあつたが、併しながら、又た巫佛等の祈祝の事に至つては、尙ほ夷俗があつたのである。故に祖宗朝に於いて、自から病に罹られた際には、僧徒や巫覡が、經を誦し、祈禱を仁政殿に設けたのである。且つ松岳神祠は、もつと榮奉の的となつてゐたので、神祠に於いて行禮をした。後には巫は宴を張り、開城留守も參列して、巫女と共に歌舞をしてゐたのである。巫女が神祠に於いて用ひる什器は、皆驛から驛迄と云ふ風に官力を以て運搬したのであつたが、成廟は始めて言者の語りを聽き入れられて、罷めさせたのである。(13)中廟己卯年間には、儒者を進用して、僅か一年間も立たないうちに、國の風俗は大に變つたのである。是れから後は冠、婚、喪祭は稍式禮に遵じてなす様になつた。(申欽象村叢言)

(6) 中宗の時代に國巫多非宮掖に出入す

(135) 中宗十年乙亥閏四月乙亥、時の國巫多非は宮掖に出入し、或は災厄を禳ひ或は恩福を祈つた。凡そ宮禁の財貨又は御衣に至る迄多くは自家へ持歸つたので、憲府は之を引致鞠問の上罰したが、時の人は皆其の快舉を稱揚した。但し臺官は其の御衣の處置方に困つた。戊寅弘文館副提學申錫の上筭に、先頃は即日移御せら

(135) 一五二五年

(134) 一五二九年

れ事甚だ蒼黄である。官禁の秘密は其の端緒を知る能はず、群巫を以て禳除し符呪を以て怖厭させたが、此れに依つて推察するに、必らず邪恠な事があつて禁中に現はれたからであらうと云つてゐた。(録實)

(7) (13) 明宗の時代宮禁巫を好む

松岳神祀は國の初より盛んであつて、其の弊害が漸次擴つたのである。官府に亦巫と共に對舞してゐる者もあつた様である。(以上も亦申欽象村)成廟朝、大臣が建白して嚴禁してゐたが、戚里の貴家は尙ほ前習を踏み、市井の富商は競ふて奢侈を誇り、百里に財物を載せ、聲樂路に滿ち、一度設備するには、其の費用殆んど中産階級一家の財産を皆傾盡しても尙ほ足りない位で、文定王后の時代(明宗母后)に至つて其の極に達した。中官及び宮女の往來は路に絡釋してゐる。厨の供へものは尠からず男女山谷の中に填め、連日逗留して頗る醜聞があつた。府に居住する生員姜姓の者、儒生四十餘人を引率して、神屋を焼き拂ひ像設を毀裂し、掃蕩殆んど餘所がなかつた程である。文定王后は大に怒り嚴命を下し、首從犯者全部を拿致し、重罪に處せんとしたが、犯人は累々として章甫が獄舎に溢れる程になつた。留守沈守慶もこれを禁抑する能はず責を以て罷譴された。三司は願狀を交代に呈上し、以て釋放を請つたが月を越ても中々聽許がなかつた。明廟隙を窺ひ屢々諫めて、漸く放釋を許されたのであつた。諸巫は必らず鬼神の譴罰があらうと喧傳し、其の後姜姓の者は壽命長くして災難がなかつた。又儒生等も司馬文科に及第された者が多かつたので、群衆の迷ひは頓に解け、淫祀の廢絶は随分長かつた。處が後日又漸次復設され、今に至つては遂に弊害の極を成したのである。豈に歎くべきでは無ないかと云つてゐた。(李徳洞松都紀異)

(138) 一五七五年

(8) 宣祖の時代妖巫宮中に出入す

(138) 宣祖八年仁順王后病に罹られたが、時に妖巫があつて禁中に出入りをしながら、専ら祈禱又は幻惑を以て事とし、藥餌の使用は殆んど停廢され、遂に大故に至つたのである。所謂妖巫とは士人の女で、宗室養卿の妻であつた。三司は并に罰に處せられ度き旨を以て願ひ出でた、仍つて命令を獄吏に下し、嚴重に處置したのである。(文獻備考)

(9) 光海君の時代妖巫宮中に出入す

(139) 光海主の時、承旨韓孝仲は上疏を以て、妖巫福同が宮中に出入する状況を陳べてゐた。(韓公年譜)

(10) 仁祖の時代巫女宮掖と交通す

(140) 仁祖二年九月甲子、大司諫金尙容、司諫鄭宗溟等上啓し、臣等竊かに聞くに巫女の内最も妖恠であつた者は、聖上御即位の後長く遠地へ流されたが、此前に赦宥されて京城に歸り、又た宮掖の路を通すると云ふ事につき稍傳播の世評があると云つてゐた。(實錄)

(11) 孝宗の時代喪儀に巫祝を以てす

(141) 孝宗九年戊戌五月辛亥、王は親しく麟坪大君の喪に臨まれたが、憲府啓上し臣等聞く所に依れば、政院は儀式中巫祝を以て桃茢及び執戈をさせる事につき稟請すると云つた。(實錄)

(12) 肅宗の時代宮中に於いて巫女を禁止す

(143) 肅宗元年王は天然痘を患ふ、外聞に宮中に於いて將に巫神を迎へると傳へられてゐた。時に明聖大妃病

(141) 一六五八年

(140) 一六二四年

(145) 一七二一年

に罹られ、後の弟金錫翼、錫衍等は禁止する事を請ふたが、大妃は大に驚かれ、如何にしてかう云ふ事があるだらうかと、宮中の事を掌る女官を召して詰問になり、紛擾を擅に醸もす事勿れ、と教へられたのである。

(文獻備考)

肅宗十年甲子正月丁巳、特命を以て妖巫莫禮に對し死刑を減じ島流した。先時儒臣朴世采て啓するに、巫女は宮中に入り禱を行ひ、僭越に⁽¹⁴⁾袞服等を着用するに就いて、刑曹に命じ審問の上懲治させたが、刑曹判書尹塔の傳達に依ると、三退神等の事を以て調べるも、容易に白状せず、故に刑訊に命じ流罪に處したと云ふてゐる、近世禱祀を以て風俗をなし、閭里の細民は云ふ迄でもなく宮家等も崇信し、遂に巫卜尼師等宮掖に出入し、擅に誑詐を行ひ、内秘が漏るゝので、識者の慨歎する久しかつたのである。先般王の痘腫を患ふるや舉國憂惶し、殊に先大妃甚だこれを憂慮せられ、初めより巫女が闕内に這入り祈禳すると云ふ話柄が遠近に傳播されたのである。王の不例の時に當り、巫女は垂母に請ひ精進を勧め、常膳を減じた爲めに、玉體を衰弱に陥らしめ、遂に不諱に至らしめたので、世采は上疏を以て告發するのであると云ふた。王は始めはそう云ふ事はなかつたと云はれたが、大小の廷臣屢々争ふたので、畢竟流配に處したのである。⁽¹⁵⁾

肅宗三十七年辛卯十二月甲戌、執義李緯上啓し、臣竊かは聞くに前後痘患の際女巫は宮掖に出入し、祈禱の際費用が尠なくないと云ふが、士夫の家には稍嚴格にして置かれた爲めであらうか、巫覡は敢へて家内に入る能はず、今堂々たる千乘の尊嚴を以て、乃ち女巫を使ひ清禁に侵入させたので、閭巷の賤庶は妄に傳説を以て事をなしてゐると。⁽¹⁶⁾

(13) 英宗の時代の内と主巫

李漢(146)英宗時人星湖僊説に、大内より州邑に至る迄皆主巫があり(按ずるに大内に出入りする者は、國巫女であつて、州邑に出入りする者は内巫堂である)隨意に出入し、民間の風俗は是れが爲めに非常に紊れてゐた。

英宗四十一年乙酉十二月癸亥、王診筵に於いて教ふるに、凡そ閭巷に疾病者あれば必らず巫覡を用ふる様であるが、それは効力はない、醫藥こそ有効なものであると云はれた。都提調洪鳳漢は、閭巷の富貴の者には常にかう云ふ事があるが、帝王の家としては最も戒むべき事であると云ふた。聖上が此輩を斥けられたのは實に盛徳である云々。(錄實)

(14) 高宗の時代の李尹二巫及び壽蓮

高宗(148)の時代に二人の巫女があつた。一は李姓、一は尹姓で、彼等は自から關聖帝が自分に神托され、帝は自筆の號を賜はつたとて、李姓女は眞靈君、尹姓女は賢靈君と稱へた。賢靈君は關廟を奉じ二宮洞にあつたが、俗に二宮大監殿内神と云ふのがそれであつた。眞靈君は内命に依つて宋洞の北關廟に居住し、俗稱に眞靈君大監と云つて、宮禁に出入して權力を有し義子が無數にあり、方伯守宰等の官職は多く其の手に依つて任免されたのであつた。李尹の後に又女巫壽蓮と云ふ者があつて、宮禁に出入し祈禱禳災をなし、其の二人の子は皆高官になつてゐたのである。

八 巫覡所屬の官署

李朝の上代には國巫を星宿廳(149)に置かれたが、恐らく此の制度は高麗朝から傳へられたのであらう。これは巫と道教との間の聯結の始まりであつて、巫覡を活人署(150)に置いて、病人の救療を任せしたのは、巫と醫術との連鎖であると云ひ得るであらう。蓋し古は巫が醫藥を掌つたと云ふ事が山海經に見えてゐる。故に「醫」の字は巫に従ふのである。李朝に於いて巫を使ひ、疾病の手當をさせたのも、亦た偶然でない。

(1) 星宿廳に國巫を置く

成宗九年戊戌九月丁亥、弘文館副提學成倪等の上疏に、今世の人は争ふて鬼神を信じ、凡そ吉凶及び禍福に就いて一切巫に聞き、或は畫像に錢を掛け、或は魂を誘ふて室に入れ、或は空唱を聴き、或は親しく城隍を祀り、或は奴婢を獻納する等、是れ皆聖朝の禁止すべき事(151)で續典にも著れたことである。殿下は深く其の弊害ある所を察せられ、又法司に命じて巫覡を解散せしめ、皆城外に放ちたのであつた。處が近日に至り禁令は稍弛んでゐる様であつて、城外より段々這入つて來て、婦女等を誑誘し酒食を費さしめ、或は度厄惡魔拂ひをすると云ひ、或は救病すると云つて、大に宣傳してゐると見え、大家巨室等は皆それを迎え入れ、競ふて淫蕩及び醉狂の醜態を演じ、恬然として恥づる處がない。我々は一人でも此れに依つて罪に處せられたと云ふ事を聞かぬ、鼓笛歌舞は街衢、閭巷の間に絶へない、是れ臣等の本當に迷惑する所である。

身を以て教ふれば從ひ言を以て教ふれば訟ふと云ふが、命令する所は其好みに反するから民は從はない、今星宿廳は城内にあつて祈恩の使春秋に絶へず、かくの如くなるに、只人民の爲す所を責むるは間違ひでなからうか。一體星宿廳は何に依つた禮儀であらうか、神は明神(152)でなく、祀は正祀でない、是れ王政として當

然に排除すべきである。伏して願はくは、剛断を揮ひ、風俗を整頓し、邪淫妖妄をして聖明の下に身を容るゝの所なからしむるは、臣等の切に望んで止まぬ所であると云つた。(録實)

燕山君九年癸亥二月甲子、王は星宿廳に國巫を置かれたのは其の由來久しかつたと云はれ、又十二年丙寅三月乙未には、星宿廳の首巫女及び隨從巫女に雜役を免除すべしと云はれたのである。(燕山君日記)

中宗元年丙寅十月庚午、弘文館副提學李胤等上疏し、昭格畧并に星宿廳等を一切解散すべきを請ふた。(録實)

(2) 東西の活人院に巫覡を置かれた動機

(155) 世宗十一年三月癸巳、禮曹啓上し、今政府諸曹と共に會議を致したが、各官各里の民戸は其の接近せる巫覡を以て之を分掌せしめ、若し熱病に罹る家あらば、守令は醫生及び巫覡を使ひ、考察して救療せしめ、手當を遣らないものあらば發見次第罪を以て問ひ、年末に至り人を多く活かした者に對しては、巫税を減じ或は賦役を免除す、若し貧困の病家にして治療の資無きものには、京中活人院の例に依り國庫の米穀を以て、一日米一升づゝ供給する事とし、歳末に及び病人數の記された名簿を監司に報告せしめ、仍つて決算する様にしたと乞ふたが、許されたのである。(録實)

(3) 東西活人院に巫覡を置く事に就いての議論其の一

(156) 世宗十八年夏四月丁丑、三公黃喜、崔潤德、盧閑等を召され御前會議があつた。其の一に今司憲府に捕へられた妖巫七人は、能く鬼神を使ひ、宮中に於いて唱えしむるに、人の語りに似て眩惑に導くことは、律に據りて當然絞罪に處すべきであらうが、是れより前禁止する條文を設けなかつたので、一朝遽かに法を以て處

治するのは宜しくない。一旦彼等を城外は放黜して、それから禁止の規定を立て、以て其の弊害を防禦するのは如何であらうかと云はれたが、之を城外へ逐ひ出すのは却つて愚民の惑ひ易い所である。若し防止を嚴重にやらなければ、其の弊害は倍加するかも知れ難い。それよりは、寧ろ彼等を東西活人院に分屬せしめ、其の出入りを制限して、相互間の交通を嚴禁し、又憲府に命じて常に檢察を細密にし、犯禁の者あれば嚴罰を加へ、又在外の妖巫をも引致して罪に決し、良女は官府に屬せしめ、私賤の者は本主に返し、守令は時々檢察を行ひ、かゝる惡習の行はれぬ様にしたと申上げた。王は、昔太宗朝にも亦妖巫があつたので、皆城外に放逐して、京城に雜居する事を許さなかつたのである。今卿等の云ふ處に依ると、外方の妖巫は其の地方官府に屬せしめ、守令に命じ監視を爲さしめ、又京中妖巫も此の例に依つて各官に分置し、嚴重に監視せしむるは不可なからん、併し前に相應の禁條を立てないで、遂かに罪を以て處決するは余の安心出來ない所であると云はれた。黃喜崔潤徳は、彼等を若し法に照らさずして遂かに許し遣れば、妖巫は其の罪のある所の重さを知る筈はない、一旦罪に決し法の恐しさを知らしめ、特恩を以て罪の等級を減じ活人院に留置せば、恩威並び行はれるので、妖巫は自然に屏息するであらうと云つた。(録賞)

上文に據れば、則ち巫に良賤の區別がある様であるが、蓋し巫には貴賤の種別がなかつたのである。

(4) 東西活人院に巫頑を置く事に就いての議論其の二

世宗二十六年九月癸巳、掌令趙致上啓し、淫祀禁止の事に付きては屢々教旨を降され、又元典にも記され

てゐる。今禁防の令則を立て、至極嚴密であるにも拘はらず、國巫は依然と存在してゐるは、根本が未だ絶つてゐないからである。請ふこれを遠方へ逐ひ放ち、更に其の妖術を行はしめぬやうにしたいと云つた。王は淫祀の禁防は祖宗より創められてゐるが、巫女の輩は未だ殄絶せず、余遽かに革除し得らるゝ筈はない、法は立つてゐるが行ひ難いと云はれた。孜更に奏し、巫女の禁止は既に嚴かであるが、今又驅逐されてゐる者の外に、未だ嘗つて祖宗が設けなかつた法を立てるのは、有效ではなからうか。若し遠く黜けることが出来なければ、寧ろ東西活人院に聚め、病人を救はせ、京中に入れぬやうにしたいと云つた。王は凡そ法を立てるのは行ふが爲めであつて、不可行の法は立つべきでないと教へられた。(録實)

(5) 東西活人署に巫を置き疫疾を治めしむ

世祖⁽⁵⁸⁾五年六月丁巳、王は戸曹・禮曹・漢城府に對し閭閻に疫疾が盛に流行してゐる故に、醫巫を以て藥を施し、救療に盡力する様命じて置いたが、今聞く所に依ると、官吏はたゞ慢然として意を致さず、人命を失ふた者が甚だ多いと云ふが、それは大いに不都合である。早速心を盡して救ふべきである。都城は人家が櫛比してゐるから、若し一家病に罹れば忽ち他に傳染する、これこそ恐るべき事である。貧賤の者で病に罹つた者は、皆東西活人署に入れて、宜しく治療せしめ、若し死んだ者があれば直ぐに埋葬し、尸體を城の近處に棄てない様に注意すべしと云はれた。(錄實)

(6) 東西活人署に女巫多し

(100) 一六八七年

(159) 中宗十一年五月癸丑、御前齋講の際、侍講官柳灌は、國家は巫女城内に入るを禁じたが、東西活人署には餘り多く入れられてゐる、其の根を抜かないでは到底禁止し得る筈がない。(録)^(實)

(7) 東西活人署の名簿にのせられた巫女

中宗十二年九月丁亥、司憲府上啓し、東西活人署の名簿にある巫女、及び五部から探り出した巫覡等を、京城より去る二百里外の各官に於いて、願ひに従ひ分屬せしめたいと云つた。(録)^(實)

(8) 東西活人署の巫籍と收税

中宗十二年九月辛卯、御前朝講の際、申用漑啓し、東西活人署に於いて巫女の戸籍を扱ひ、以て納税をなさしむるが、此れは革除すべきであると云つた。(録)^(實)

(9) 東西活人署に屬する巫女に對する建議

中宗十二年九月辛卯、御前朝講の際、掌令鄭順朋は巫女を東西活人署に分屬せしめた本意は、病人を治療させる積りであつたが、今是等をして其儘存置すべきでない。丙申に檢詳柳墩は、巫稅布を取る事勿れ、東西活人署に置く事勿れ、との事を以て建議し、また申用漑金詮李繼孟等議して、東西活人署に分屬せしめる事勿れと云つたと啓した。(録)^(實)

(10) 京巫女を活人署より驅逐した

(160) 肅宗十三年、巫女を活人署より驅逐して仕舞ひ更、に城内に接近する事を得ない様にしたのである。(文獻)^(備考)

(11) 閔巫署を活人署に併合した説

(162) 一七〇九年

李朝には閩巫署があつたが、其の始終の年代は詳でない。今巫覡を活人署に分置してゐるのを見れば、或は閩巫署を解散すると共に、活人署に併合したものであらう。(英祖時人李肯翬撰 燃黎室記述別集)

(12) 東西活人署の沿革 (京城傳染病之醫藥機關)

(161) 李朝太宗十四年九月丙子、施惠所を歸厚署と改め、東西大悲院を活人院と爲す。(實錄以下並同)

文獻備考に依れば、李朝太祖元年、高麗の制度に依り、東西大悲院を置かれたが、更に東西活人署に變更し都城の病人の治療事務を掌らしめた。定員は提調一人、別提四人、參奉二人としたが、後に別提二人を減じた。(162) 肅宗三十五年、參奉二人を減じて、惠民署に屬せしめたが、吏員は書員四人、庫直二人、使令二名であつた。

(163) 世宗二十七年冬十月丁丑、議政府禮曹の呈申に依り、今墨寺の僧侶は病人の爲めに汗蒸沐浴の具を普請して貰ひ度き旨を云ふてゐるが、既に東西活人院を設置され、疾病の手當をしてゐる。一體墨寺は閭閻に介在して僧侶の居住に適しないのみならず、汗蒸沐浴は効験がない、請ふ墨寺を撤廢し、汗蒸沐浴の具及び立竇米布は東西活人署に分與し、奴婢は刑曹に命じて處置させ、瓦材を以て倭館を修葺すべきであると云つた。

(164) 世祖二年三月、集賢殿直提學梁誠之上疏するに、妖服(165)を嚴禁すべし、今國中の女子は喜んで長衣を着け、男子の貌様をしてゐる。始め長衣を衣裳の間に着てゐたのが、段々流行して全國に普及した、これが所謂妖服である。願くは有司に命じ、期限を定めて禁止すべきである。若し前の通り着てゐる者あれば、其の衣服を取つて東西活人署に分與し、貧困の者に與ふべきだと云つた。

(164) 一四五六年

世祖十二年丙戌正月戊午、官制を改定して東西活人院を、活人署と變更し、參奉一人を置いた。

大典會通(活人署)はもと都城の病人の救療を掌た(提調一員參奉醫)、別提二員(從六品(原)、四人)參奉二人、從九品

(13) 活人署の中止と復設

光海君四年壬子十二月戊申、禮曹活人署復設の事を以て啓奏し、本曹今稟請しようとしたが、言官は既に上啓し允許を蒙つてゐる。殊に聖教は至極丁寧で、慈惠の意は至つて弘大である。救療の事を預備するには、唯東西活人署の更設にあるのみ、官員及び醫員を定めて該司に命じ、相當に藥物を備へしめ、各部に傳染してゐる者あれば、一々該司に報告して直に救療に掛る様にしたと申上げたが、王は之を允許された。然し活人署の官員は、十分其の事務に熟練してゐる者を選択し、提調及び其の他を任命し、以て管理せしむるのが宜からうと。(光海君日記)

仁祖二十二年甲申、命じて東西活人署に病人の糧米を給はつた。是時疫癘猖獗を極めと傳染甚だしく連年止まなかつた。が、兩署に收容されてゐる者は、殆んど八百餘人に達して。

(168)二十四年乙酉正月癸亥、教へを政院に下し、東西活人署に收容されてゐる、傳染病患者を調査したが、兩署の收容患者全部は六百九十六人で、其の内死亡者は八人、全快者は二百七人、現に病幕に臥てゐる者は四百十三人であつた。かくて京師の疫病年を追ふて傳播し、閭巷には殆んど清淨の家なく、死亡者は無數に上り東西活人署に入幕救療される者は、大概は皆士大夫の僕隸である。活人署官員は賞給を希ふ計略を以て、物故者の實數を報告せず、政院は其れを等閑に附して視察せず、故に救活の實蹟は中々擧らなかつたのであ

(169) 一六五〇年

(171) 一六九八年

る。
(録實)

孝宗元年庚○三月戊辰、教へを下し、活人署の病人は其の數幾何であるかと、政院上啓するに、東西活人署の官員を招し調ふるに、兩署の病人は各五十人づゝで、其の救療の狀況は藥物入用の場合には、醫司に請求して使用するが食糧は各々の自辨である。宜しく宣惠廳に命じて給米せしむるがよからうと云つた。(録實)

肅宗二十四年戊寅十二月庚戌、諫院啓奏して、惠民署の設けられたのは、元來庶民を救活する爲めであるが、今疫病が流行し、死亡者相繼で出づ、婁に儒臣は醫司に命じて救療せしむべき旨を以て陳達し、允許されたものにも拘はらず、該司は何等實行の意思なく、無辜の生靈を殞すに至らしむ、其の職務に怠り上命を忽にする罪狀は、誠に駭くべきである。請ふ、本署提調は嚴重に審問すべく、又當該醫官は有司に命じ、摘發處罰すべきである。今後入署の者には藥物を以て手當すべく更に嚴命を加へて實行せしめねばならぬ。一體東西活人署の設置は、専ら病人救療する爲めである、然るに近來傳染病に罹つて入署する者を、本署の官員は度外に置き、官の使用者は全く救護の事を顧みず、死亡する者は相繼ぐ、官を設けて職務を分掌せしむる本意は、果して何處にあらうか。願はくは、活人署官員を一切淘汰し、其他の書員并に庫直を獄に入れ、罪を以て治むべきであると、王は之に従はれた。(録實)

英宗八年、教ふるに、祖宗朝より活人署を、都の東、都の西に設置されたのは、實は人民の爲めの盛意であつて、これが今迄續いてある。然し年を経るに従つて法は弛み、今は名計りで其の實がない。この時に當り殊に飭め勵まさなければならぬ。仇者は賑廳に廻し、病者は活署に任せるのは當然である。若し人民の中

(174) 一七八〇年

(175) 一七七四年

に餓死する者あらば、是れは賑應の責であつて、病死した者があつたならば、それは活署の咎としなければならぬ。併しながら、活人署にも唯赤手を以てしては仕事が出来ないから、備局に云ひ付けて相當の藥物を分給する様にし、又病氣は快癒しても餓ゆれば必らず死ぬる、これについては藁に賑應へ草案の記録を示したが、更に又飭めなければならぬ。(録實)

英宗二十年續大典に依れば、京巫女は活人署に屬せしめてゐた。

英宗四十六年庚寅正月癸酉、王は資政院に於いて常參を行ひ、且つ朝講に臨まれたが、講終つた時領議政命致仁は、惠民署を設置した故は、醫藥を以て人民の疾病を救ふが爲めであつたが、舊法は全く廢棄され、恩澤は人民に及ばない、茲に至つては言語道斷である。況んや方今疾病猖獗病者相續いである。何卒五部に命じ、活人署に於ける使用の藥餌は、直ちに本署に報告し配付を受けて以て、相應の實効有らしめん事を希ふと、王之に従はれた。(録實)

正宗四年庚子九月己亥、晝講の際活人署提調黃景源特進官を以て拜謁上言するに、最初活人署を設立した主旨は、都下人民の中に若し痲疫に患ふ者あれば、それを救活させるのであつたが、本署は本から財力がなく京巫達より若干の身税を收納し、それを以て本署役員の一年間の給料として拂つたのである。處が先大王甲午女貢(175)を免除したので、京巫の女貢も随つて廢止され、特に平安道別餉庫の錢五百八十兩を賜り、均役廳に送られ、均廳より本署に廻附される事となつたのである。昨年經筵官宋徳相の言に依り、更に巫女布を收納する事となつて、均廳より廻される給金も亦停止されてゐる。然し京巫女は既に外方に逐れ、收貢が來な

くなつた故、本署役員の一年間の給料は出る處がない。臣の考へでは、國家は既に惠民署を設置して、病民を救療してゐるから、更に活人署を置く必要はないと云つた。王は近來唯署の稱號があるのみで、果して實務がないから、活人署及び役員も一切廢止したいと云ふ、卿の請ひは、許しても宜いと思ふが、亦少しく疑念がないとは云はれない、即ち一朝遽かにそれを解散すれば、或は愛禮の義に背くのではなからうか。廟堂に命じ充分協議をさせ、其の議決を俟て答よう。

領議政金尙詰は、活人署は其儘置く必要はない、其の衙門を惠民署に附屬せしめるのは一番適宜の措置であるが、若し突然に罷免が出来なければ、其の案付の巫女は他部に屬せしめ、巫税は一切收納する事にする。尙該署の給料は前例に依り、均廳に於いて支拂ふ様にしたら如何あらうと、右議政李徽は、活人署を廢止するのは實に存羊の義に非ずと、戸曹判書金華鎮は京城の巫女は、既に江外に逐ひ出したから、巫税は該邑に命じて、納めさせれば宜からうと。⁽¹⁷⁶⁾ (錄^實)

⁽¹⁷⁷⁾ 高宗六年己巳、六典條例成る。活人署の條に、活人署は都城の病人を救ひ活かしめる爲である。提調一員^(從三)、別提二員^(從六)、參奉二員^(從九品惠氏)、吏隸^(書員二人車直二名、使令五名、驅從一名)

救療病人の有無や多少に付いては、庫直より本署に報告し、毎月朔日と十五日に、漢城府に轉報する事になつてゐる。病人の藥物は禮曹に報告して、兩醫司に知らせ、適宜に出納せしむる。外署の幕處を拵へるに入用の物は、戸曹より繕工司、軍資監、廣興倉に指令して用達せしむる。

〔收用〕 均役廳給料代五百八十八兩。豐德位田の租稅三石、藁草三十把。^(堂郎の紙類代、役員の給料其外の費用)
文獻備考續活人署の條に(高宗)十九年廢止すとあり。

朝鮮の巫俗 (三)

禁轉載

李 能 和

九 巫業税及び神稅布

(178) 一三三五年

(179) 一七四四年

高麗史に依つて按ずれば、「忠惠王の後四年に惡少年を派遣して或は山海税を取立て、或は巫匠業中の貢布(古には布を以て貨幣に代用した)を徵收した」のであつたが、李朝世宗の初年に至つて亦巫業稅布を取つたと云ふ事が實錄に見えてゐる。是れ恐らくは麗代の制度を襲用したのであらう。英宗二十年(179)に至り、續大典中に「巫女一名毎に布一疋づつを收納して、是れを國庫收入の一款項として視られ、正貢と同じく取扱つた」と明に記載されてゐるのである。

(1) 世宗時代の巫稅

世宗五年夏六月戊辰に戸曹啓するに、「議政府より教へられたが、巫女業の中の奴婢身稅、魚箭行狀稅等の楮貨に應用すべきものは、一切數を加へて施行したい」と云つたが、許された。(實錄)

世宗八年夏五月戊午に、戸曹啓奏して「江原・咸吉兩道神稅布の貢は、他道には無いものであるから其の弊害を革除したいが、宜く審査して聞かせよ」と仰せられ、詳に調査したが、兩道の風俗は淫祀を崇尚し、各戸

は布を用ひ神の幣としてゐたから、巫覡の徒は愚民を誑誘し、以て其の利を取つて居る。其れは嚴禁すべきだが、其の習俗は既に久しいので、一朝にして禁抑する事は容易でない。願くは民戸の收税を革除し、其の巫覡の通ふ所の民戸は悉く名簿を作り、極貧困の戸、鰥、寡、孤、獨の外の民家であつて、税布一疋づゝを優に巫覡に與へ得らるる家には、其の四分の三を取るべきである。然し京中納税の数が餘り多ければ、それに依つて各官の不法なる徴收がないとも限らないから、今將に江原道年貢の元額二千疋、成吉道の分二千五百疋の内、各々一千疋づゝを減じたい」が如何と、王之に從はれた。(録實)

世宗十一年⁽¹⁸²⁾三月癸巳に、禮曹啓し「今政府諸曹との會議があつたが、各官の各里民戸は、其の接近せる巫覡を以て、之れを分掌せしめ、若し熱病に罹る戸があらば、守令は醫生及び巫覡に命じ、宜く考察して手當をする事とし、若し救療に怠る者があつたら、直ちに罰すべきである。年末に及んで、多く人を活かした者には、巫覡及び賦役を減免せしめたい」が如何と、王之に從はれた。(録實)

世宗十五年十二月、教へを以て「成吉道の防禦は最も緊急なる事で、且つ戍營建設の必要もあるから、從つて財用も要る。江原道の神稅布を該道へ轉送すべし」と。(録實)

(2) 文宗時代の巫稅

文宗元年⁽¹⁸⁴⁾辛未夏四月、司憲府は啓奏し「江原及び成吉の兩道では、毎年神稅布を徴收するが、是れは無名の賦稅と云はねばならぬ。民間に放てる祀神の布は、其の家生計程度の如何を問はず、徴收の際は必らず一定の規則として一疋づゝを取るが、其の祀神の布は終には皆巫家に歸するのである。既に巫稅として人民より取

(185) 一四五五年

り上げるから、必ずや税布とし豫備せねばならぬが、是れは甚だ不便である。殊に淫祀の禁防條令を立て、あるにも拘はらず、其の上又、税布を取るるとは顛倒にも程があらう。況んや國庫に納入せらるゝのは僅かであつて、大概は守令、監司等に横領されるのである。今遂かに巫覡の風俗を革除することは出来ないけれども、只巫税のみを取り神税布として、普通人民より取る事は廢止したいが、如何」と王之を許されなかつた。(録)

(3) 世祖時代の巫税

世祖元年乙亥閏六月甲申に、鐵原府使安自立上言して「本府及び安峽は元京畿に屬せられたので、民俗は祀神の布を用ひなかつたが、一應江原道に移屬されてからは、例に依つて税布を徵收するので、安峽は既に免除されたが、府は矢張以前の通りであるから、特に免除を乞ふ」と王之を許された。(録)

(4) 中宗時代の巫税

中宗九年十二月辛卯に、朝講へ臨御せられたが、申用漑は「東西活人署に於て、巫女の戸籍を設置して、税を徵收するが、是れを革除すべきは勿論、地方の巫税をも亦廢止したい」と啓奏したが、知事張順孫亦啓上して「巫覡の事は用漑の云ふ所に依つて施行せられたい、且つ地方に於ては神堂税布、退米税を巫覡に取るが、是れを廢止したい」と云つた。政院へ傳ふるに、「巫女神堂税布の事は、初めそれを禁壓するが爲めに徵收したのだが、今は當然廢止すべく、巫女も亦東西活人署に置く事を止せよ」と、○乙未に政院は「神布及び神堂退物税を徵收する事勿れ」との教へに依つて、奏上した所があつたが、傳へて「今柳沃の上疏を視るに、又神布の弊害を陳べられてある、始め此法を立てられたのは、それを禁抑せんが爲めであつたが、若しこれを常規として

徴税すれば却つて巫覡を導く事になるから、活人署の巫覡を革除する事と、又新に立法する事に就いて、大臣と充分協議すべし」と、○丙申に檢詳柳墩は、巫稅布及び神堂退米稅を廢止する事、且つ活人署の巫覡を解散する事等につき、衆論を纏めて啓奏したが、鄭光弼・崔淑生等の議論は、此れは固より良法ではなかつた。併し祖宗は徴税を目的したのではなく、禁抑の一つの方便として施行せられたのである。今若し其の淫祀を禁遏せずして、只其收稅の事のみ廢止すれば、淫祀は依然跋扈して、彼等の資生は益々裕かであらうから、祖宗の舊法に因つた方が妥當であらう。且つ守令は是本意を宜く解せず、只其の稅布を餘計に取りさへすれば宜いと云ふ風に、本當の巫でなき者をも巫の名簿に冒録して其の稅を取るが、斯の如きものは制止せねばならぬ。若し淫祀を嚴禁して、果して根本的の絶滅が出來れば、其の時こそ巫に稅を取る所がないから、收稅の法は自然に廢止されるであらう。若し稅法のみ先に革除すれば、徒に彼等の生業を助ける計りだと云つた。申用漑・金銓・李繼孟等の議論は東西活人署から彼等を解散し、且つ稅布及び神堂退米稅を取らない事を主張した⁽⁸⁾のである。○丁酉に、傳教して「巫覡稅布の事に就いて、大臣の議論が宜く纏らない様だから、後日を俟つて更に歸納的に協議すべし」と、領相鄭光弼啓するに、「巫覡の事は當然に其の淫祀のみを嚴禁すべきであつて、必らずしも祖宗の法を改める必要を認めない。守令は是本意のある所を解せず。巫覡はなくてはならぬものと思ひ、若し死亡者があれば必らず其の數を補充して稅布を取るが、禁止すべきだ」と云つた。申用漑は「臣の意向にも以前から傳へられて來た法を、一朝に撤廢するとは、或は不都合でなからうか」と云ふ疑念が無い事もないが、これは當然革除すべきであるら。然らば弊風の源が已に絶たれたので、茲に於て始めて其の淫祀を禁抑す

(189) 一五二八年

事が出来るであらう。前日啓奏したのも、實は此故である」と力言したが、傳へて領相の奏言が至極合理的であると思ふ。當然其の税法は其儘施行して、淫祀は嚴禁すべく、且つ無理に人數を補充する事は、更にせぬ様十分取締るべし」と。(錄實)

(189) 中宗十三年春正月戊午に朝講へ臨御せられたか、持平李侑啓奏し一聞く所に依れば、全羅道羅州錦城山神堂に於ける退米を、澤山收入して歸厚署に納めたと云ふが、今淫祀を禁防するに當り、公然に税米を納付せしむるのは、畢竟するに上自から教へてなさしむるのだと云ふべきであらう。現に羅州牧使から戸曹及び本府への報告に依れば、米の出る處がなかつたので仕方がなく、各巫女に徵收した」云々。(當時の牧使權希孟は、大いに淫祀を禁止してゐたから、其の地方の人民は、錦城山神堂に祀る事が出来なかつた。然る朝廷では依然退米税を徵收するが、神堂では前日收入した米がなかつたので、巫女に徵收した。)王はこの類の税は、已に命令して取らない事にしたが、何故に是れのみを革除せなかつたか、審査して處理すべし」と、○乙未に傳教して、「人民に對し巫覡及び淫祀するのを咎めながら、退米税は従前の通り徵收するのは、不合理も甚しい。一切取る事を止せよ」と云はれたが、承旨李紆仍啓奏するに「教へられた御意は、至極善美であるが、歸厚署及び東西活人署に於て、病人の手當及び死亡者に對する埋葬費等は、一切是れに因つて支拂はれるのである。且つ巫覡淫祀等を禁止しても、一時に絶ゆる事は到底望まれないのに、其の税を取らなければ却つて國家財計の爲めに憂慮すべきことではなからうか」と云つた。傳へて「神堂税布米は取るべきものでないのに、今迄廢棄せなかつたのは、幾分か其れに由つて禁擯が出来ると思ふてさうしたのであらう。該曹に云ふて宜く公議して、府に報告して處理すべし」云々。(錄實)

(5) 魚叔權稗官雜記の巫布に關する記事

釋官雜記に、「民間の傳へに依れば、官府の巫布を徵收する事は甚だ嚴酷で、若し官吏が門前に到れば、家内一般の者は蒼皇として酒食を供し款待して税期の延引を乞はねばならぬ。かう云ふ事は隔日か或は毎日あるから實にたまるものではなかつた。偶々年始に當り、優人の此の戯劇を御殿庭に於て演せられたが、命じて其税を免除したのである。

(6) 續大典に記されてゐる巫女税布

英宗二十年、續大典「戸典」「雜税」の條項に依れば、「地方の巫女に對しては一々名簿に依つて税布を取る事にしてあつたが、一名毎に木綿一疋づつを貢ぐので、大同木(大同は出ち租税の事であつて、以前は租税を麻布及び木綿を以て取つたのである。)の例に依り、五升布(中等品)三十尺を以て標準とした」のである。

賦役の代税も亦同じ。(咸鏡道明川以南も、税布は五升布を以て標準としたが、錢を以ては一疋代二兩五錢としたのである。)(兩西(黃海・平)地方に於ける巫女税全部は、管餉が會計する事になつたのである。)(管餉は軍糧平安道監判が兼任してゐた。)

(7) 星湖僊說に於ける巫税の記擧

李滉(英宗時人)星湖僊說に依れば、「凡そ人は精靈に由つて専心修鍊すれば、則ち神明は降臨するので、男は現、女は巫と云ふたのである。

然し今の世の巫覡は國中に淫くあるが、其降ると云ふのは皆邪妖鬼神の類であつて、曠昧なる俗氓は樂を作つて祈神するのを見て、神事と謂つてゐる。法を以て禁止する能はぬ計りでなく、却つて勤められてゐる。巫

女から取る賦税を官は利用してゐるが、一體巫財とは何に由つて出るのであらうか。只祈祝の一事に由るのみである。斯の如くにして、禁防は到底出来る筈がない。周官の巫を立てられたのは、思ふに古は鬼道を崇信し災難があれば必ず祈禱をせしむる故であつたらう。今は國家の祀典に巫の儀式が用ひられないから、正に排斥すべき筈であるのに、税を賦するのは何事ぞ。既に賦せられ、又其鬼神に事へるのを罰し、贖錢を厚く取つて官に利用されるが、是れは本當に禁止するのではなく、其の意思は専ら財錢にあるのみである。大内より州邑に至るまで、皆主巫があつて隨意に出入をなし、人民の風俗は非常に紊れてゐる。巫の所謂神の降つたと云ふのは則ち人爲であつて、實際鬼神が降つたのではない。昔は魂と巫とがあつたが、今は只女巫計りである。蓋し内外に出入しながら、宜く人に親近して利を謀るのは、男が到抵女に及ばないので、男巫は遂に其跡を絶つた」のである。

(8) 燃黎室記述に載せてある巫布の記事

李肯翹(英宗時人)燃黎室記述に論じて、「京城及び八道に於て巫魂の盛んなのは、殆んど南楚(19)よりも甚しい。其れは婦女及び愚氓等が、誠心を以て信じ且つ宜く事へるからであらう。金錢を損し風俗を紊す計りでなく、敢へて國綱を輕蔑し、閭里をして淫猥なる事を其の極に達せしめてゐる。地方守宰の中に、或は深く憎んで心から嚴禁しようとする者があつても、毎年巫からの収入があるからして、是れを貪つて敢へて退治をせない」のである。(19)

(9) 正宗朝の巫布

正宗四年庚子九月己亥に、活人署提調黄景源啓言するに、「活人署には元より基本の財産がなかつたので、京巫女から若干の身布を取つて、本署役員の一二年間の給料として支拂つたのであつたが、先大王(英)甲午に、女賃を革除したから、京巫女の賃も亦従つて廢止されたので、其の代りに均役廳から給金を受入れて使用したのである。昨年は經筵官宋徳相の旨に依り、更に巫女布を取る事になつたから、均役廳より貰ふ分は、自然に停廢されたのである。處が京巫女は既に地方へ逐送されて仕舞つて、稅布を取る處がないので、本署役員の給料は全く支辦する方法がない」と云つた。

戸曹判書金華鎮啓言するに、「京城の巫女は既に江外に逐出されてゐるから、巫稅は該邑に命じて徵收すべきだ」と云つた。○正宗九年乙巳、大典通編に依れば、「京城の巫女は江外に逐出されて、收布は全廢した」と

(10) 北關の巫布

洪良浩(正宗時人)耳溪集の北塞謠に、「北方の民俗は鬼神を好み、男巫を師と謂ふて、衆人に尊ばれてゐる。爾の名は焉ぞ斯の如くせられたか。葺師には卜筮を教へて、禪師には念佛を教ふるぞ、怪哉人誰か爾の術法を學ぶであらうか、播間の酒食は僅か一飽に足るのみ、細布・綿絲は何處から出るのであらう」。(北關の男巫は例に依つて細布綿絲を賣ぐからであらう)

(11) 神稅の記事

鄭東愈(正宗時人)喪永編に依れば、玄風郡に祠があつて靜聖大王と稱したが、祈禱が宜く當るからとて、祭る者が輻輳し、其の紙と布は皆活人署に納入せしめたのである。凡そ愚民は淫祀に惑はされて、紙布等を浪費する

(202) 一七四二年
(204) 一七七七年

から、法にあつては當然禁止すべきであらう。假へ禁止は不問の事にしても何で夫れを正税と着做して公用に充すのであらうか。國初は恐らくはかう云ふ事はなかつたであらう。假りにあつたとしても、其れは一二官員の誅求の誤例から出たのであらう。今の豊徳(199)德物山崔瑩祠の祈禱に於ける物品を官用に補充するのも、決して正式の法令に由つたのではなく、或は典籍を編撰する時に當つて稠密でない一時の誤録ではなからうか」。

(12) 純租朝の巫税

萬機要覽(純祖時代)の奉教撰(純祖時代)財政編巫税條に依れば、京畿・三南(忠清・全羅)・江原の巫女には、名簿に依つて收税をしたが、一人毎に木綿一疋を取る(錢にて代納する)。咸鏡道南關は一人毎に五升正布一疋を錢を以て代納せしむる。(202) 太宗辛酉に、本道の狀段に依り、疋毎(錢にて代納する)に一兩を減じて、二兩五錢と定めた。(20) 北關に係はるものは州倉で記録し、兩西の分は管餉が會計するので、京中のものは活人署に屬せしむる。(204) 丁酉に皆江外に放逐されたので、其の代りに均役廳から支給されたのである(京畿三公忠道三回二十六疋。全羅道八回十五疋。慶尙道十回二十二疋。江原道一回十一疋。咸鏡道二回二十九疋)。

一〇 巫兵の制度

高麗の末葉には巫に馬を出させて軍用に充されたのであるが、李朝の末には巫を以て兵にしたのである。則ち忠翊衛巫兵、擗後砲手、巫夫軍卒等が是れである。

(1) 忠翊衛巫兵

(205) 正宗即位後丙申八月庚寅に、東萊府使柳は贖上疏を以て、「本府は兵士の重複設置の件に就いて、大憂がある

所謂重複設置とは、忠翊衛巫女及び寺奴が六十六人になつてゐる。⁽²⁰⁶⁾何卒身布の軍を減じ、特に道臣に命じて各邑に移管せしめ、其餘の忠翊衛巫女等は一切臣府の軍隊に補充する様に願ひ度いと、^(録傳)

(2) 擗 後 砲 手

⁽²⁰⁷⁾高宗九年壬申五月、忠清水營に砲科設置の件につき、議政府啓言するに、「忠清水使李奎顔の請願に依れば、道内の巫夫中砲術に精通してゐる者三百人を選抜し、擗後砲手と名稱を付けて、營廳へ常備兵として置きたいと云つて來たが、裁可を願ふ」と、王之を允許された^(口省録)

朴齋炯述朝鮮近世政鑑に依れば、「丙寅洋擾に依り、大いに感ずる所があつたので、大院君は武備を擴張する積りで局を設け、巨砲及び稍樂を鑄製するに、八道の俳優を以て組織し、砲技を演習せしめ擗後軍と稱し、各府郡に分置した」のである。

(3) 巫 夫 軍 牢

能和は幼少の時郷里の槐山郡⁽²⁰⁹⁾に於て、郡守の外出の儀式を見た事があつたが、一般の官屬が皆隨從してゐた、其中に紅衣を着てゐる者が則ち巫夫軍牢、巫夫使令と云ふもので、或は吹物をしながら技術を演じ、或は棍棒を以て前導をしてゐた、其れは服の色を異様にして賤しき者である事を區別したのだが、是れは大院君の執政時代に、各郡へ散在してゐる俳優を以て組織し、名を擗後君と云ふたものである。

一一 妖巫及び淫祀を禁止す

(210) 一三九八年

(211) 一四一一年

(1) 太祖時代に妖巫を禁止す

〔卜大は誅罪に伏す〕⁽²¹⁰⁾ 太祖七年戊寅夏四月庚寅に、妖人卜大は誅罪に處せられた。卜大は文州の人であつたが、女服を着て媿になり、愚民を惑亂したと云ふ。^(李朝實錄)

(2) 太宗時代に淫祀を禁止す

〔内行祈恩〕⁽²¹¹⁾ 太宗十一年夏五月癸未に、禮曹より報祀の制を奏上したが、王は禮曹に命じて、前朝以來内行祈恩と稱し、四節季に當る毎に兩殿より内臣司鑰を使ひ、巫女と共に暗に無名の祭を行ひ今迄傳へられたが、一體是れは禮に合はぬものであるから、爾等は宜く前朝の祀典を考査して、終始本末を詳細に陳べられよ、予は正に禮を以て行はんとするのであると。^(錄)

〔命じて祈恩を廢す〕 太宗十一年夏五月甲戌に、禮曹に命じて德積・紺岳・開城・大井・三聖・朱雀等の處に於て、春秋祈恩を行ふ事を定め、祀る毎に宦侍及び巫女司鑰を遣はして舉行せしめ、また女樂を張らせたが王は「神は非禮を享けず、博く古典を考査して虚禮は皆廢して内侍別監を使ひ、香を捧げて祀るべし」と禮曹啓上するに、「先日教旨があつたので、松岳・白岳・紺岳等の處に於て、別監をして香を捧げ祭祀を行はしめたが、⁽²¹²⁾ 月令岳にも春秋の祭文が曹にあつて、別祈恩を行はれてゐたさうである。是れは重複の行事ではなからうか王は別祈恩は久しき以前から行はれて来たものであるから、廢すべからず」と。^(錄)

〔朱雀の祀を廢す〕 太宗十一年十二月に、南方に於ける朱雀の祀を廢したのである。禮曹上言するに、「總べての祀典を考査して見たが、朱雀の神のみを南方に於て祀るは宜しからず」と云つたが、命じて廢止したので

ある。(録實)

〔巫覡は馬神を祭る〕太宗十三年十一月、禮曹上言して、「司僕寺では巫覡を以て馬神を祭るが、是れは淫祀である。今より馬祖・馬步・馬社・先牧等の神を祭るには、司僕官に命じ香を以て祭らしむる事を請ふ」と。王之に従はれた。(録實)

〔巫女竇文を遠方に竄黜す〕太宗十八年春二月、刑曹盲人巫女の罪狀を擧げて上啓するに、「盲人と云ふ者は其の業を精確にせないで、誠寧大君の壽命を延ばすと、聖上に吹聴した。國巫加伊は祈禳を以て禍を免れない、巫女竇文は病の状態も詳に祭せず、官闈に於て雜神を淫祀して意外の事變に陥らせたから、皆嚴罰に處せられん事を乞ふ」と。命じて「盲人及び加伊を除くの外、竇文(219)の法に照らして處置すべし、と云はれた。又刑曹に命じて「巫女の三千里へ流罪に處すべきを減じ、只外方へ黜居を命すべし。剃豆瘡の爲め神を祭るは世俗の大忌で、それを罪としてゐる、始め誠寧大君が瘡疹に罹られた際、酒食を以て神を祀るべきものでなかつたのに、竇文は酒食を設けて神を祀つたので、終に事變を見るに至つたから、刑曹に廻して處罰すべし」と。

(220)司諫院の上疏に（略して）「巫女竇文は財貨を貪り、宮中に於て邪道を擅に行ひ大事變を招致した罪不忠に係はるものであるから、何卒竇文の罪は、上自から親しく裁決せらるべく、國巫加伊も遠方へ竄黜して、其の罪を膺懲せられん事を乞ふ」と。柳庭顯朴嘗等啓上して、「竇文を遠方へ黜居せしめたら、其邊で勝手に邪術が行はれて、地方の民衆中服従する者が多からうから、どうしても彼れを窮困の苦しみを以て戒められぬ。地方官婢に定めて其の惡を懲戒せしむるは如何」と。是に於て竇文を慶尙道蔚山郡の官婢に定められ。方に立たんと

(221) 一四一九年

する際に、誠寧大君の隨從の徒、寶文を暗に打殺したのである。(録實)

(3) 世宗時代に妖巫及び淫祀を禁す

〔王子の生命は巫の手にあつたらうか〕世宗元年己亥春正月、刑曹啓奏するに、「誠寧大君の家僕十數人は、先般誠寧の逝去は全く寶文の妖妄なる行ひに依つたのだと云ふて打殺したから、審査の後處罰を願ひたい」と云つたが、王は「誠寧の法席は晦日から始まるにつき、暫くの間不問に附せよ」と。(録實)

〔巫覡が牛を殺して神を祀るのを上言して禁す〕世宗七年八月、咸吉道察訪辛引孫啓上するに、「本道の風俗は必らず牛を殺して神を祀り、且つ宴會の供へにも用ひられ、口腹の養ひとして續いて屠宰をするから、一年間の屠殺の數は只數千に止まる計りではない、然し人民の風習は是れを常として、法を以て取締つても容易に改めない、何卒有司に命じて嚴しく禁防をせしめたい」と。(録實)

〔疏を以て淫祀の禁を乞ふ〕世宗八年十一月丙申に、司諫院上疏して、「鬼神の道は善をすれば百祥を降し、不善をすれば百殃を興へられるので、福と殃と畢竟するに善惡の如何に左右せられるので、神に諂ふて福を受ける筈がない、況んや其の鬼神でないのを祀るのはどうであらうか。古には天子は天地を祭り、諸侯は山川を祭り、大夫は五祀を祭り、士庶人は祖考を祭つたのは、則ち各々定められてゐる等級に従ふて行はれたのであらう。恭く惟ふに、我國家は禮を制し樂を作り文物悉く備はる、祀事に至つても古今を參考して令典を作成し、淫祀を取締る法令もちやんと元典に載せられてある。然るに民俗は依然舊習に染められ、鬼を尙ふ風が、未だ絶たない。巫覡妖誕の説を酷信して、死生禍福は皆神に由ると云つて、淫祀を崇び或は家或は野原に於て

酣舞又は放歌をするのみならず、禮を越え分を犯して山川城隍に誰でも皆祭り得る。群衆の宴飲費用は殆んど家産の全部潰されて一朝水旱の災難に遇へば直ちに饑餓の苦境に陥るので、其の弊風の極は憂歎に堪へぬ。それは細民計りでなく、卿大夫の家でも大概は其れを常とし、嘗つて怪まれない。或は祈恩と稱し、或は半行と稱して、鬼神を冒瀆してなさざる所がない。甚しきは、其の祖考の神をして、巫の家に於て食はされる事になつてゐる。神に若し知感があつたら、其れを快く享けらるゝであらうか。又自家の婦女等を連れて自から祈禱をして恥と思はぬ、其れは鬼神の理に昧旨する計りでなく、又正家の道も喪失されたので、祖宗を尊ぶは何處にあり、鬼神を敬ふて遠くする義は何處にあらうか。其の原因を推究せば、國家が既に國巫堂を設けられて、又各名山に巫を遣はして祭祀を行はしむる事から出たのではなからうか。是れに由つて人は皆口實を設け、意の儘に行ひ少しも忌憚する所がないので、是れ盛治時代の一大汚點であると云はねばならぬ。山川城隍にはそれ〴〵の祭りがあるに拘はらず、又厲祭を設けられたのは、無秩序にも程があらう。神は一々數へ切れず今巫覡を祀るのは果して何神であるか、甚だ疑問であつて、是れ臣等の遺憾とする所である。傳に「上に好む所あらば、下には甚しきものがあるので、上が行はれば下が慕ふて習はざる者はない」と云はれてゐる。願くは、特に教旨を下され、國巫堂を廢し給ひ、祈恩には朝臣を遣はし、禮を以て祭らしめ、巫覡の妖旨を斷つて以て、下民の耳目を正しくせしめたい。(録實)

〔上疏を以て神祀を禁ず〕世宗十二年五月乙巳に、司憲府上啓するに、「群衆の會飲は已に禁止されてゐるが、神祀は未だ各めなかつた故か、無知なる徒輩は神祀の事を假り、多く酒食を備へ男女を聚集して暴飲し沈

(227) 二四三二年

醜に至り、歌舞を以てし市街に於いて色々な狂態を恣に演じてゐる。今よりは神祀の家は、男女の外雜人を一切禁すべし」と云ふたが、王は従はれた。(録)

〔野祭を禁す〕世宗⁽²²⁷⁾十三年八月、司憲府啓するに、「無知なる徒邪説に惑はされて、凡そ疾病及び死亡者があれば、直ちに野祭⁽²²⁸⁾を行ひかうしなければ祟りが解けないものと思ひ、巫覡を招集して男女一緒になつて酒肉を盛設し、禮儀を壞し風俗を敗ることは是れより甚しきはない。何卒守令に命じ嚴に禁抑を加へ、若し違反の者があつたら、官吏及び里正長、色掌が其の罪を治める様にせしめたい」と云つたが、王は従はれた。(録)

〔妖巫の豆朴神に事ふるを禁す〕世宗⁽²²⁹⁾十八年夏四月乙亥に、往古の誅戮された將相の姓名を紙片に書きつけ、木竿に掛けて豆朴神(豆朴は俗語に願作の類)と稱へ、宣傳して歩く者があつて、それが村里に轉々と傳へられ、愚民は大に驚異し、順々と争ひ祀り紙布を出して少しも惜まないで、龍仁縣守張義は彼等を捕へて、其の紙榜を燒却したが、王は之を聞き當世にこう云ふ奇恠なる事が有るとは圖らなかつた」と云はれ、直ちに小尹李補丁副正閔孝權を遣はし、妖神の首唱者を調べ地位の如何を問はず嚴に訊問を行ふべし」と命せられたので、補丁等往きて調べる中、陽城に至り始めて姜流豆・朴豆彦・崔雨等の仕業である事が解つたので、壬辰に政府へ建白し、「陽城人姜流豆・朴豆彦・崔雨等は豆朴神に憑り妖術をすると云ふから、首犯者姜流豆は絞罪に處し、朴豆彦・崔雨は杖刑一百をして三千里へ流すべく、其左道を以て正義を紊すのは風紀上至大の影響が及ぶので、當然嚴罰して後日を戒めたいが、此より前、無智なる愚民が妄りに豆朴神を稱し來るは、已に久しかつたのである、近頃の妖巫は法に依つて當然死罪に處せらるべきであつたが、皆滅等されて只外方へ出されるのである。

姜流豆等も亦妖巫の類であつて、其實情を推究せば只禍を恐れ福を慕つて、神に祈願をした事に過ぎないし、又近頃は旱災があるので、重罪を以て論せられず、將に滅じようとして皆に協議したが、首従共に一等を減すべきを云はれた」と云つたが、王は二等を減せしめられたのである。(實錄)

〔漸次に巫覡の事を除ける〕 世宗十八年夏四月丙子に教へを以て、今後松岳・白岳等の各所に於いて行はれる中宮の別祈恩及び箭串司僕寺に於ける馬祭を廢した。王は「巫覡の事は甚だ奇恠であつて、當然嚴禁すべきだが、是れは中古より始まつて祖宗も皆禁じ得なかつたのであるから、今日に於ても遽かに革除し得られない。余は漸次に排除する積りだと云はれた。(實錄)」

〔妖巫の處置方に付き三公と會議を開く〕 世宗十八年夏四月丁丑に、黃喜・崔潤德・盧閑等を召され議事をせられたが、「今司憲府に捕へられた七人の妖巫は、能く鬼神を使つて空中に唱へ、人の語りと似てゐるから、人は皆惑はされるのである。法に依つて當然絞罪に處せらるべきであるが、是より前取締に關する規定が發布されなかつたので、一朝遽かに罰するのもしけないし、又外方へ放逐しようとしても、愚民を惑はし易いので、嚴に禁防をせなければ、其の弊害がどの程度迄及んで行くか解らないから、寧ろ東西活人署(23)に屬せしめて、其出入を制限し互の交通を止め、又憲府に命じて常に檢察し、若し犯則の者があつたら嚴に取締るべく、其在外の妖巫も亦引致審問の上判決すべきであるが、良女は官府に屬せしめ私賤の者は本主に返し、守令は時々監視を加へ、彼等をして決して勝手な行爲をしない様拘束すべき」を奏請したが、王は「昔の太宗朝も妖巫を外方へ放逐して、京城に雜居を許されなかつたが、今卿等は外方の妖巫を官府に置き、守令をして檢察を

せしむるを主張するが、京中の妖巫も此の例に依り、それ／＼願ふ所の各官に分置して、其妖行を禁防せしむるは不可ならん、且つ規定を立てる前に、遽かに處罰するとは余の不快とする所である」と云はれたので、黃喜・崔潤徳等は「今若し罰する事を止して、只許してやれば彼等は到底其罪の重かつた事を知る筈がない、所に依つて其罪を知らしめ、特恩を以て罪を減じ、活人畧に留置せば、則ち恩威並び行はれるので、妖巫は自から屏息するだらうと云つた。盧閑は「前から禁條が立つてなかつたのに、早速罪を加へられては宜しくない」と奏上したが、王は「更に考へて見よう」と云はれたのである(録實)

〔京城及び地方の妖巫に對する取締の法〕 世宗十八年夏四月辛丑に、司憲府は「城内の妖巫及び信徒の内情を知りながら、告發せぬ者に就き京中にあつては五家の鄕保管領、地方に於いては各里正長を瀆職罪に處すべく、且つ漢城府及び地方官員をして、常に取締を充分にせしめ以て妄邪なる風紀を清淨に改めたいと乞ふたが、王は「取締の規定も發布せずして、若し急迫に咎むれば、其れに依つて引掛る者も多からうから、一層中外に諭し一般をして皆知らしめ、然る後七月から始めて奏に依り禁すべし」と云はれたのである。(録實)

〔淫祀を禁する條例〕 世宗二十六年癸亥秋七月丁未に、議政府は淫祀取締に關する條例を、左の通りに陳べられたのである。

一 祖父又は父母の魂を巫家に迎入れ、名を衛護と云つて或は形を畫き、或は神奴婢と稱して巫家に獻納する者、又は奴婢を納めなくても或は衛護を設け、或は祖父母は巫家に神托されたと云つて祀る者が頗る多き様だが、其家長は不孝で奉養に缺くと律文に依り處置し、永く官職に叙用せず、其奴婢は官に於いて沒收

すべく、且つ病氣の救護と云つて代命奴婢を巫家に獻納する者があつたら、其家長は詔書違反律を以て科し、奴婢は亦官に於いて沒收すべし。

一 野祭及び巫家、松岳、紺岳、開城府、大井谷、其他州縣、城隍等に、自から往つて淫祀する者及び良家婦女が避病すると云つて巫家に寄留する者は、其家長は詔書違反律を以て科すべし。

一 制令に違反する巫女は、法に依つて處治し、京中の者は地方へ、地方の者は亦他道へ移すべし。

一 婦女の違反者であつて、若し家長がなかつたら、其長子、長子がなかつたら其次子、次子がなかつたら長孫、長孫がなかつたら次孫、若し家長も子孫もない者は、其婦女を罪に科すべし。

一 巫女等は或は古今絶無の神と云ひ、或は當代死亡せる將相の神と稱し、特別の神號を立て、自から自己に神托されたと云ひ、民衆を惑はんとする者は、妖言妖書律に依り首を斬るべし。

一 巫籍に無き者は要巫と云つて京城に雜居してゐる者が随分多いが、皆城外へ出さしめ、若し隱匿する者があつたらば、情地の如何を酌量せず、嚴罰に處して皆巫籍に登錄すべし。

一 巫及び其他の人々の違反する者あるのは、畢竟するに其里の管領、坊別監、色掌等、が平素能く取締をなかつた故であるから、法に依つて罪に科すべし。

一 京中にあつては司憲府、地方に於いては監司守令が、嚴に法令の勵行に務むるは勿論、時々不意の檢舉をなすべく、これを以て永久の規定とすべし。と、王は從はれた。(實錄)

(4) 成宗時代に妖巫淫祀を禁ず

(242) 一四七五年

(243) 一七四一年

(245) 一四七八年

成宗三年壬辰春正月庚子に、司憲府は淫祀取締の條令を次の如く定め、裁可を奏請したのである。

一 喪中の人でありながら、巫家に於いて淫祀を行ふ者は、家長及び巫女を皆罪に處すべし。

一 神奴婢と稱し巫女に給與して使はしむる者は、家長及び巫女を罰するは勿論、其婢女は官に屬せしむること。

一 空唱の巫覡が人を惑はす事最も甚しいから、其俗服の信徒を罰すべし。

一 管領及び鄰近の者で、知りつゝ告げない者は並に罰すべし。と、王は從はれた(實錄)

〔城内に於いての淫祀を禁ずる法〕 成宗六年癸未八月己丑に、御經筵の講が濟んで、司諫朴崇質は「城内に於ける淫祀を禁ずる法を、己に辛卯年に設けられてゐるが、法司はそれを大典に載せなかつたので、禁止を得ずしてゐるから、何卒明かにしたい」と奏請した。王は「法は己に辛卯年に立てられたらうが、神祀の世俗は久しき以前から行はれたのであつて、遽かに革除を得ざるべし」と云はれたのである。持平徐尙は野祀の禁條は、己に大典に載せられてゐるので、本府は其れに依つて勵行してゐるが、神祀に至つては禁止の制令が無い故に、家々にて恣に行はれ、或は城の下、或は山の麓、又は仁王、昭格、藏義等の洞を神場となし、殆んど休息の日がない。風俗の紊れてゐるのは是より甚しきはない」と云つたが、王は「巫女等の城内に侵入する事を嚴禁すべし」と云はれたのである。

〔一々大典に依つて淫祀を禁ず〕 成宗九年戊戌正月庚寅に「淫祀取締の規定が大典に載せられたので、彼の都城内に於いて野祭をするもの、士族婦女自から野祭を行ひ、及び山川城隍に於いて祠祭をするもの、私有

奴婢を幸社及び巫覡に獻納するもの、幸行の時路邊に於いて神祀をするもの、祖父母の魂を巫家に迎入れ、或は紙錢を用ひ、或は形を畫いて享祀を設けらるもの、喪中の人でありながら、巫覡の家に行つて淫祀をするもの、空唱の巫覡を信従するもの等の一切は、已に令を發して禁斷せしめたが、有司は徹底的に勵行せなから、今後は一層注意を加へ、大典に依つて嚴重に取締るべし」と、司憲府へ教旨を下されたのである。(録實)

大典會通〔刑典〕原〕神祀をする者。(京城内外の大小淫祀は、城外里を限りとし、告祀は禁ずる勿れ)

〔神祀の弊害〕 成宗九年戊戌秋九月丁亥に、弘文館副提學成倪等は、「今の世の人は争ふて鬼神を信じ、吉凶禍福の事を一々巫に聽き、或は像を畫いて錢を掛け、或は魂を室内に誘致し、或は空唱の巫に趣むき、或は自から城隍に祀り、或は奴婢を給與する等、何れも聖朝の禁すべき所で、それは、又續典にも載せられてある。殿下は深く其の弊害を認められ、法司に命じ巫覡を悉く城外に放逐せしめられたが、近頃は禁令が稍弛んで彼等は漸次城外より京中へ這入つて來て、婦女は酒食を費し、或は惡魔拂(248)ひと稱し、或は病を救ふと云つて、大官巨卿の家と雖も皆迎入し、争ふて淫祀をして恥と思はないが、未だ嘗つて一人も是れに依つて罰せられたことを聞かない、鼓笛歌舞は街衢に絶へず是れ臣等の迷惑する所である。」身(249)を以て教ふる者には従ひ、言を以て教ふる者は訟ふべし」との教へもあるが、命令する所は其好みに反するから、人民は従はないのである。星宿廳は城内に置かれてあつて、祈恩の使は春秋に絶へないが、是れを愚昧なる人民計り責むるとは、まぢがひでなからうか。臣等は嘗つて祈恩使の一行を見た事があつたが、都より開城へ、開城より積城・楊州の境へ至るに、騎馬の者は數十人に下らず、僮僕及び荷物はその倍數に達してゐて、或は立ち、或は留まつて、時日を

費し、守令等は鞠躬として氣を低め、歡迎に奔走してゐる。或は給料を厚く與へ、或は賄賂を使ひ、其れでも萬一譴責でもされるかと恐入つて、拜禮舞踊、跪坐等の如何なる卑劣なる行爲でも、敢へて辭せない弊風がある。一體星宿廳は、何神であつて何を祀るのたらうか、神は明神でなく祀は正祀で無きものに就ては、王政として當然矯正すべきであらう、伏して願へくは、速かに英斷を下され、風俗を整頓して邪淫妖妄が敢へて聖明の世に横行せない様に、せしむべきを切望して止まざる所である」と奏請した、(録實)

〔巫は孔子廟の庭中に於いて淫祀を行ふ〕 成廟祖は文宣王の廟に參拜し、歸つて不豫にあらせらるや、貞熹王大妃は大いに憂ひ給ひ、これを巫等に問はれたが、皆孔廟の神の祟りだと云ふたので、王大妃は宮人に命じ、巫等連れ行き大成殿の庭中に於いて、淫祀を行はしめたが、巫等には雜沓して種々の正しからざる行爲があつたので、成均館の儒生の中に士氣のある者が率先して、諸生と共に巫等を驅逐し、棒を以て腰鼓及び雜樂を破壊した。宮人等は驚き走つて奏上したので、大妃は大いに怒られ、諸生を牢屋に下さんとせられ、知館事以下は諸生を率ゐて處分の命令を、闕下に待つてゐたのである。

大妃は人を使つて、成廟に告げて「殿下不豫の事に就て巫覡に問ふたが、祟りは孔廟にあると云つたので、余は内侍に命じて祈禱をせしめたが、彼の大逆無道なる諸生は、巫女を毆打し、内侍を迫逐する計りでなく、器具を打壞したのは、是れ君父を無視するものでなくて何であらう、今にも彼等を皆誅罪に處すべきであるが、先を以て聞かせるのである」と云はれたが、成廟祖は杖を推しながら起きられ、「吾れの太學生にも義憤の者あつたらうか、直ちに司憲院に命せられて馳走を供へしめ、知館事以下諸生を召されて宴を勤政殿の庭に於

(253) 一五〇八年

いて賜はつたのである。⁽²⁵²⁾
(遊斎
談話)

(5) 中宗時代に巫覡淫祀を禁す

〔野祭を當然禁すべし〕 中宗三年戊辰三月丁未に、書講にならせらるや、侍講官崔淑生は「今民間に於いて葬禮を厚くする者はなくて、只巫覡及淫祀のみを信じ、名を野祭と云つてゐるが、是れは當然禁すべきである。須らく上にある者は先に立つて自から禁すべきであらう、然る後に人民は、自然に倣ふであらうと。」⁽²⁵³⁾

〔法司に命じ巫覡を禁す〕 中宗九年甲戌十一月癸酉に、朝講へならせられ、淫祀の事を論せられたが、王は巫覡の弊風が盛かに行はれる様であるから、法司に命じて禁斷すべしと。⁽²⁵⁴⁾

(254) 一五二四年

〔巫覡俗をなす嚴にせざるべからず〕 中宗三十二年丁酉正月辛丑に、夕講へならせられるや、侍讀朴從麟は「巫覡が風俗をなし、士大夫の家にも盛に行はれて憚る所がない様だから、是れ等の事を謹嚴にせざるべからず」と奏したのである。⁽²⁵⁵⁾

〔淫祀を禁する事を請ふ〕 中宗三十二年正月癸卯に、弘文館副提學柳世麟は「淫祀の廢止に由る殃咎は、吾にあるたらうが、然し巫に事へる事迄して免かるべきでない」と仰せられたが、一體國巫の神に事へる事に付き、奇怪なる點の多いのは、誰も始めからそうとは思はなかつたであらう。一人が唱ふれば百人が答へ、近い者が叩けば遠方の者が應ずると云ふ工合で、京都及び閭閻の間に神祀の事が大いに張られて、日夜の分別もなく恣に行はれてゐる。臣者は上が好めば下の者はより甚しくなつて、邪道が正理に勝ち、末流の害毒は滔々として底止する所を知らぬ程にならぬやを恐れてゐる所である」と啓上した。

(264) 一八九五年

一一 巫を城外に黜く

李朝實錄。⁽²⁶¹⁾ 中宗二十八年正月二日條に、龍山江に巫女の家があると云つた、近來京城南大門外牛首峴。龍山江の驚梁津には、巫覡等が住んでゐるが、⁽²⁶²⁾ (正宗の時代に巫覡を江外に放ちたが、江外とは驚梁を云ふ) 之れは皆京城から逐はれ来て部落をなしたのである。李朝以來儒者は異端を攻め、左道を斥けるを務めとし、巫覡及僧尼を城内に住居又は接近するを許容せしめぬ様建議して、左道異端は人民に害毒を流すから排斥すると云ふが、京城以外も王の土又は王の臣民では無いか。所謂有庫の人民は何罪ぞ。笑止千萬の事と云ふべきか、李朝の法令は城外に出でなかつたのは、只僧侶及び巫を放逐するに止まらず、其の他の事にも宜く見られるのである。例へば高宗乙未⁽²⁶³⁾に斷髮令があつたが、巡警をして門を守らしめ門内の者であれば髪を切らせたが、城外の者なら不問に附した。又白衣を禁ずる時にも同様であつた。但し是れは城内を以て立法行政の區域とし、城外の八道三百六十州は、王化の關外に置かれたのであらうか。按ずるに、世宗朝より始まつて、巫覡を城外に放出したので、爾後歷代に於ける黜巫の命令は、幾百度になるや殆んど數へ切れない程であつたらうが、城内の巫覡及び淫祀は依然盛行せられてゐた。是れに由つても政令の不徹底は、昔からであつた事が見られるのである。

(1) 世宗朝に巫を城外に黜く

世宗⁽²⁶⁵⁾十一年 黃烈成は監祭掌令に任せられたが、時に妖巫は多く京城に集まつて、人の禍福を言ふので、士女は迎合に奔走してゐたから、公は疏を以て論じて皆城外に出されたのである。⁽²⁶⁶⁾

(265) 一四二九年

世宗十三年秋七月己卯に、司憲府は啓し「巫覡は本より都市への雜居は許されなかつたので、稍離れた城外の處に巫覡里と云つて區劃をして居住⁽²⁶⁾せしたが、近來は又た雜居して甚だ不便であるから、今後は城外の居住地を別に定めて集めたい」と云つた。^(録)

世宗十八年夏四月丁丑に、王は令旨を承政院へ下され「妖巫處置の事に就て三相の言論は甚だ合理であるが、卿等の意は如何か」と。皆は「妖巫の違反は禁則發布の前の事だから、遽かに罰をする事も出來ず、さりとて又京中に居住せしむることも宜しくないから、其の京中及び京畿に居る者は、其の願ひに依り外方へ居住せしめ、且つ外方の者は其の地に其儘置かれた方が穩便であらう」と云つたが、王は「爾等の云ふ通りに従ふが、但し法を立てた後違反者があれば従つて罰するは當然だが、若し死罪に處すれば餘り重くなるし、減ずれば又法に反するから、如何にしたら宜しいか」と。右承旨鄭甲孫は「罪の輕重に依つて、適宜に法を運用せば結構なので、重罪に科すべきを特恩を以て減ずるのも、一つの法律行爲であるから、何等不可なからう」と云つた。王は之に従はれた。司憲府に命じ禁防の方法及び處置方に付き審査せしめたが、遂に巫を城外に黜居せしむることになつた。^(錄)

世宗二十六年秋七月丁未に、議政府は濫祀に關する條令を陳べられたが、其の一は巫籍に無き者は要巫と云いつて、京城に居住する者が随分多いが、皆城外へ出すべく、隱匿する者にも、事情を參酌する事なく重律に處し、並に巫籍に記すべしと。^(錄)

(2) 成宗朝に巫を城外へ出す

(273) 一四七五年

成宗二年五月己酉に、大司憲韓致亨等上疏し、「巫覡の世に行はれるは、其由來久しく到抵一時に廓清し得ぬ。世宗も嘗つて此れを憂慮し給ひ、皆城外へ出して以て妖妄の風俗を斷つ事にせられたが、年を経るに從ひ法令は弛み、巫覡は更に京中に雜居し、士族の婦女は少しの病氣があれば避病と云つて長く滯留し、婦道を虧損するは美風でない。況んや病人を呼集めた爲めか、今傳染病が非常に流行してゐる。美少女を集め名を絃育と云つて、宴會の場で歌舞を恣にする計りてなく、閭閻に喧傳して淫猥を以て事となし、又空唱とか示靈とか、あつて、其の妖誕が甚しいのである。男で花郎と云ふ者があつて、誑詐の術を用ひ人の財物を漁取する手段は略女巫と同様である。伏して願はくは、世宗朝の故事に依り、巫女は一切城外へ驅逐し、淫辭邪説をして容るゝ所なからしむる事を請ふた」が、六月己未に禮曹、同憲府へ傳へられ、「祖宗朝では巫覡をして城内への居住を許されなかつた。其後禁防が弛んで、又雜居する事になつたとは、甚だ不快である、皆城外へ放逐せよ」と。

(録實)

大典會通〔刑典〕〔禁制〕に「京城内居住する巫覡は罰する」と云つた。

成宗六年八月癸未に、經筵の講が濟んで、司諫朴崇實啓し、「藝に命じて巫覡を城外へ出さしめ、且つ神祀も咎めたが、近來巫女は漸次に城内へ歸るから、家々が迎入れ恣に淫祀が行はれる」云々。(録實)

成宗六年八月己丑に、經筵の講が濟んで、領事曹錫文は啓し、「臣等の幼少時代に巫女等は城外で部落を作つて住居するのを見たが、今は皆城内に這入つて來て、公然に樂を張り酒を飲んで、殆んど絶ゆる日がないので、實に憎惡すべきであるが、突然差留むると人心騒動の恐れがあるから、更に城外へ出して仕舞へば、其の

(275) 一五〇九年

弊風が自然に無くなるであらう」と。知事洪應啓し、「若しこの風俗を屏息せしむるとすれば、先づ其の根本を革除せねばならぬから、巫女をして城内に入るのを嚴禁すべきだ」と主張したが、王は従はれた。(實録)

成宗二十一年八月乙酉に、兵曹判書李克墩は、「今番忠清道報恩郡正兵金永山は、妖言を以て民衆を惑はし、都中の士女は争ふて卜ひをするから、彼れの至る處には群衆が集まつて来る」と啓した。王は「どんな妖言をするかと云はれたので、克墩は「神が空中にあると稱して、能く經過の事を語るから、士女は迷信せないものはない」と奏上した。傳へて「女巫と雖も、法意上京城中にある事を許されないが、況んや男巫であるから、命じて城外へ出さしめよ」と。(實録)

(3) 中宗朝に巫を城外へ出す

中宗四年六月甲子に、朝講へ臨御せられたが、大司諫權弘は啓し、「巫覡は祖宗朝より城外へ黜かれたが、今は南方の男人が巫事をなし、無稽の年少者が假りに女装して、士族の家へ出入をしながら、醜聞を漏して居る、安琛が觀察使の時代に彼等を探りだし各官の奴婢に屬せしたが、舊習が尙ほ殘存して今は擴がれる模様である。請ふ西北地方の空虚の處へ黜居せしめたい」云々(實録)

(277) 一五二七年

中宗十二年九月丁亥に、司憲府は啓し、「巫覡の京城内に住居する者を罰するとは、大典に載せてあるが、妖妄の徒は閭閻に混處され、人を欺し金錢を取るから、生計は饒足してゐる。是れに由つて、外方の巫業の人は京城へ集まつてくる。細民(實)でもなく、所謂士大夫の家へ、忌憚なく出入をしながら、妖言で煽動して、風化を汚損する事甚しかつたので、本府は一々摘發し之を城外へ放ちたが直ちに戻つて來て雜るから、見分けがつか

ないので、之を禁じがたい。東西活人署付きの巫女及び五部(29)より探りだされた巫覡等を、京城を距る十里程の方外の各官へ分置し、其の官をして常に監禁して他の處へ移動せしめず、毎年名簿を添へ本府に報告するを一つの規定とし、永久に妖淫の風俗を絶たしめたい」と云つたが、狀啓を政院へ下された。(録實)

中宗十二年九月丁亥に、傳へて「一體巫覡の徒は、妖恠なる行爲を以て士大夫の家へ出入してゐるが、其れを取締る法令は大典に載せてあつて、意義は且つ謹嚴であるから、法司は依つて其の弊風を救ふのが當然であらう。若し別に條令を立て一切放逐する計りでなく、他の處へ移動する事も許さないとすれば、甚だ窳闊して紛擾を起す恐れがあるから、其の中の首犯者を摘發して黜居せしめば、立派な先例になつて汚染の風俗は自然に退治されるたらうから、強ひて祖宗の典章を棄て一切を竄黜する事までしなくて宜からう。又新法令に就ては、宜く協議の上、政府大臣に問ふて以て啓せよ」と。鄭光弼・申用溉・李繼孟・崔淑生等は、「巫覡の京城内に居住する者を罰すると、大典に載せてあつて法は嚴で無き事でもなかつたが、近來城内に雜居する者が多くなつてくるのは、法令勵行の弛みに由つたのであるから、今でも取締を嚴重にして、違反者を戒め、城内への出入を戒めば、巫術は自然に屏息し、別に條令を立てる必要がなからうと思ふ」と、憲府へ傳へて、「巫覡禁斷の法は既に成立されてゐる。法司の欲する所は乃ち別の條令を立てるにあるから、大臣に咨詢して既に議決をした。當然其の通りに行はるべし」と。(録實)

中宗十二年十一月庚寅に、司憲府は巫覡を黜けんとし、政府へ申上げたので、政府は仍つて啓上したが、傳へて「新法は更に立つべからず、政府は宜く協議すべし」と。(録實)

中宗⁽²⁸²⁾二十八年二月癸酉に、諫院啓し、「妖巫は自から疫神に憑かれ、疫兒の生死は已にあるとて邪說鼓唱し、人心を幻惑するから、疫病に罹つた家は、破産に至る迄財を潰しながら競ふて媚び、士大夫と雖とも禍を恐れ、此の習俗を倣ふ。是れ亦朝廷の恥辱と云はねばならぬ。請ふ法司に命じ、一々摘發して誘惑罪に處すべく、一體巫覡は皆城外へ放逐し、活人署へ分屬せしめ、都下への出入を咎むるは乃ち祖宗朝の定規だが、近來此類は、國憲に由らず邪說で煽動し、財力が豊富になるから別に城内に住宅を拵へ、宴飲歌舞を忌憚なく行ふのは痛心に堪へぬ。城内の巫覡の家屋は残らず破壊し、其の中甚しき者は遠島へ流すべく、然し是れ等の處置は皆枝葉の事であるから、上自から當然御注意あらせられ、嚴禁せざるべからず」と言上した。乙亥に憲府啓し、妖僧妖巫の事を以て、該院の啓奏に依り、審問すべき旨を本府に命せられ、府は直ちに審査した所、城内にある巫女家の處置は、本府の管轄に屬せられてゐるが、城外にある寺刹は府の行政區域外であるから、特に聖旨を奉らねばならぬと云つたが、願ひに依り允許された。^(錄實)

(4) 肅宗朝に巫を城外へ黜く

肅宗⁽²⁸⁴⁾四十六年庚子正月壬辰に、世子は大以下諸員を引見せられたが、持平洪龍祥言上し、「閭閻の間に巫の妖行盛になつて、風俗は壞亂され財産を浪費するから、漢城府に命じ巫女の城内にある者を皆城外へ驅逐せしめたい」と云ふたが、太子は從はれた。^(錄實)

肅宗四十六年庚子二月辛丑に、右議政李健命は、巫女放逐令の撤廢を奏請した。是れより前妖巫は閭閻に横行して民の風俗は日に腐敗するから、臺閣は舊典に依り放逐方を願ひ上げ、漢城府は既に逐出し仕舞つたが、

(285) 一七八〇年

大臣として益々勵行せしむるとは思はず、却つて彼等を呼入れ、助長に汲々としてゐたから、一時は皆の笑柄になつてゐた。(録實)

(5) 正宗朝に巫を城外へ黜く

正宗四年九月己亥に、晝講へ臨御せられ、戸曹判書金華鎮は、「京城の巫女は漢に江外へ逐出されたから、巫税は該邑より徴納せしめたい」と言つたが、王は之に従はれた。(録實)

正宗九年乙巳に、大典通編に京城の巫女は江外へ逐出されたと云つた。

(6) 純宗朝に巫を城外へ逐ふ

純宗十五年(286) 巫覡を城外へ驅逐した。(録實)

(286) 一八一五年

朝鮮の巫俗 (四)

禁轉載

李 能 和

一三 巫 覡 の 術 法

(1) 空 唱

世宗十八年庚辰夏四月丁丑に、三公黃喜、崔潤德、盧閑等を召され、御前會議があつた。其の一に、「今司憲府より引致審査中の妖巫七人は、鬼神を使つて空中に唱へしむれば、人の語りに似て人をして眩惑に導くから當然絞罪に處すべきものだ」云々。(録實)

成宗二年辛卯五月己酉に、大司憲韓致亨等は上疏し「巫覡の行爲に空唱を以て靈を示さる者あるとは實に驚くべき程の妖誕だ」と云つた。(録實)

成宗三年壬辰春正月庚子に、司憲府は啓し「淫祀を禁する條令の一、空唱の巫覡は甚だしく人を惑はしむるから、其の信従する者は罰すべきだ」と云つたが、九年戊戌春正月庚寅に、司憲府へ教へられ、「空唱の巫覡を信従する者は、既に命じて禁斷せしめたが、有司は勵行を緩めてゐる様だから、今後は嚴禁すべし」。(録實)

成宗二十一年庚戌八月乙酉に、兵曹判書李克墩は「今番上たる忠清道報恩郡正兵金永山は妖言を以て民衆を惑はしめ、都中の士女は争つて卜ひ、到る處に羣集をなす」と云つたが、傳へるに「其の妖言は如何」と云は

(287) 一四三三年

(288) 一四七一年

(289) 一四九〇年

れ、克墩は「神は空中にあつて能く經過の事を云ふと稱するから、士女は迷信せぬ者はない」と云つた。(録實)

(2) 神 托

世宗⁽²⁹⁾二十六年癸亥秋七月丁未に、議政府は「淫祀取締の法令を陳べられたが、其の一に巫女等は、或は古今絶無の神と稱し、或は當代死亡せる將相の神と稱へ、別に神號を立て、自から己に神托されたと謂ひ、妖言を以て民衆を惑しむる者は、妖言妖書律に依つて處置すべきだ」と云つた。(録實)

(3) 掛 鏡

燕山君⁽²⁹⁾九年癸亥春二月甲子に、經筵に臨御せられた、持平權憲は啓し「國巫妄非は元より多術なる者で、鏡を室の中に掛け、神は其の中にあると云ふが人が見た者はない」と云つた。(燕山君日記)

李瀛星湖僊説に「田舎の巫は萬明神を崇奉して人民に疾苦あらば祈禱をする、或は萬明は新羅金庾信の母が、野合して舒玄の處へ往つた者と云つて、崇拜する者は必らず大鏡を備へて置くが、鏡は橢圓形に限るとは恐く新羅の習俗であらう。

李圭景五洲衍文に、金庾信の母は萬明神になつたとて、今の巫女は萬明と稱し祝ひをし、神祠に銅の圓鏡を掛け、明圖と云つた。

(4) 呪 文

燕山君⁽²⁹⁾九年二月甲子に、經筵成らせらるや、持平權憲は「國巫妄非は呪術に長じ、鑰器を持つて飯佛の器と云ひ、又能く呪文を以て民衆を惑はしむる」と。(燕山君日記)

(295) 中宗十年乙亥閏四月乙亥に、弘文館副提學申鑑は上剗し「曩に即日移御せられ、事甚だ蒼黃としてゐる、官禁の秘密なので其の事由は知り難いが、替巫を以て祈禳をし、呪文を以て怖厭せしむる、其れに依つて推究せば、禁中に必らずや妖佐の事があるのであらう。」(録實)

(5) ト 筮

太宗朝、李叔蕃と漆原府院君尹子當とは、同母異父であつた。子當の母南氏は少年寡婦とし咸陽に居り、子當七歳の時巫家に連れ往き運命を卜つたが、巫は「爰ふる勿れ、此の兒の人相を見るに、後日必らずや弟の力をかりて顯達するであらう」と云つた。南氏は「寡婦の子で、焉ぞ弟があらうか」と云つたが、後李家に再嫁して子を産んだ、是れ即ち叔蕃である。子當は公の力に因つて勳封に忝せられた。(榭齋叢話)

(6) 米 の ト ひ

(296) 李德懋青莊館全書、巫女擲米條に、我東の巫女は、白米を盤の中へ盛り上げ、其の米を少許撮み投げ散し、口では呪文を暗誦しながら、指先では米を辨へ、以て吉凶を知ると云ふ。此の風俗の由來は、遼の史書を考査するに「元朝の日臙間に於いて米團を投げ、奇數を得れば不利になる」と云はれたが、米團とは粉團の類ではなからうか。

李圭景(德懋之孫)五洲衍文、米糶ト辨證說に「今の巫覡の擲米をするは、即ち楚糶の遺俗である、又顧亭林日知錄を按ずるに、詩の粟を握りトひするのを引いて、昔は錢を廣く用ひず、詩書にも貨錢の用語がない、トひする者は又粟を用ゐる。漢の初めにもそうであつた。史記月者傳にトひをして、不審の點があれば糶を奪ひ、又

米巫との文句があるが、則ち巫は米を受けてトひをするとの事である。今巫魂に米を給してト筮をするは、古俗より出でたであらうが、撮米撒米をして吉凶を考究するとは、それが何れの時代から始まつたかは詳でない。

驚江(驚粟津は巫魂居住地)李夢曦吳榮は、嘗つて米巫トを箸述し「楚稻の遺俗に、米の單、雙、縱、横を以て占をしたと云ふが、米の單、雙、縱、横は亦陰陽奇偶の理で、遼及び麗の時代から傳へられたのである。遼史に依れば正朝の日に臆間に於いて米を擲ち、奇數を得れば不吉だと(米圍は即ち來の米圍であるから)云つて、麗代より傳へられた風俗だと云つてゐる。

(7) 巫 ト

李⁽²⁹⁷⁾光芝峯類説に「李二相長坤は、燕山君時代に弘文館校理で亡命となり、常に隔日一度は家に來て其の夫人に遇つて去つた。或日に家へ往つたが、天が明るいから入る事能はず、家の後の竹林に隠れてをつた。夫人は時期になつても見へないから、或は死にはせぬかと疑ひ、巫を呼んでトひをしたが、巫は「決して死なない、影は庭の中にある」と云つた。公は聞き自後は家に歸らなかつた。晩年に至り常に巫は虚妄なる者ではないと云つた」。

(8) 栲栳に劃く

李圭景⁽²⁹⁸⁾平洲衍文に「今の女巫は神を祈るに、箸を以て栲栳面に畫き、其の節に依つて唱曲をするが、是れは女眞の風俗より出でたのである。清乾隆朝編禮器圖に、宴饗の時樂節を舞ふと云ひ、率朝にも殿庭用の節を制作するに、竹を編んで形は箕の如くにし、節樂を持つて踊つたのだが、女眞は北關と接近してゐたから、其の

習俗が傳へられたのであらう。

(9) 接 煞 法

李圭景五洲衍文に依れば「夷堅志に菴城二郎が死し歛襲をした後、家人は俚俗法を用ひ焚所の前で灰を篩ひ、甌を以て掩ふて死人の踏向を試みんとて、早朝に行はれたが、二鵝の足跡が明かに灰上に印されたので、則ち接煞説は是れた」と云つた。朝鮮では俗稱返魂である。一體接煞は其の意義不明だが、儲泳祛疑説に「人が若し某日に死ぬるは、則ち某日の煞氣を受くるのだ」と。陰陽術家に「雌煞雄煞の當る當らぬとの説がある、雌煞に當れば、死者の右足鉗ちて左に向ひ、雄煞に當れば死者の左足鉗ちて右に向ひ、雌雄煞に當れば左右の足皆鉗ちて相向ひ、當らねば左右の足は皆外へ向ひ鉗ちない」とは、一つの驚異と云ふべきか。(按ずるに又聽魂とも云ふべきである)

(10) 踏 刃 舞

五洲衍文に「巫は賤技と雖ども、古今を以て其の優劣を論ずれば、荆楚吳越の巫は大巫である、(吳越絃下陳には小巫は大巫を見れば神氣温帯すると)曆に水盆を附けるとか、利刃を水盆に立て、其の上に足踏をするとは(妖巫行術するに水盆を擧げ刃を水盆へ立て刃の上で踏舞をして足は切れず、水盆は壊れない、或は邪鬼に依つての行はれであらうか)或は鬼神に依つて其の術法を誇るのであらう。

(11) 降 神 の 術 法

天倪錄に「宋象仁は性質本より剛正にして平生に巫覡を憎み、彼等は鬼神を假托して民衆を欺惑し、禱祝と云つて淫祀をする、人の財力を費さしめるは、其の幾何か知らないが、實は皆虛妄である。如何にすれば、此

の輩を世間から驅除し得ようかと常に云つていたが、南原府使になつては、命令を下され、若し巫魂とし發見されたら、直ちに杖殺して一人も許さぬ積りだから、郡内一般の者に知らせよと云つた。巫魂等は聞き皆恐れ一時に他郡へ逃避したのであつた。宋公は吾れの郡には更に一人の巫も居ないだらうと自慢してゐた。或日廣漢樓に登つて一人の女人が馬に乗つて缶を載せて行くのを見たが、確に巫女らしかつたので、直ちに人を使ひ捕へ來り、汝は巫女であるかと問ふと、然りと答へた。又汝は官から發布された命令を聞かなかつたか、お聞きしたと云つた。汝は死を怖がらないか焉ぞ依然として此の郡内に居残つてゐるか、巫は拜告し巫にも眞と假とがある、假巫なら誅滅しても宜いが、眞巫は排斥すべきものではない、官の嚴禁するとは假巫の事を謂ふので、決つして眞巫の事ではなからう、小人は眞巫であつて、官が殺さない事を知り安心して移住せなかつたと云つた。公は如何にして眞巫と云ふべきかと云ふと、巫は願はくは今試して若し虚言だつたら死に處せられでも宜いと云つた。公は汝能く鬼神を使へるか、然り、公の親友の中で近頃死なれた者なら尙ほ宜しい、公は吾に死友があつた、即ち京中某官某氏である、汝は能く此神を招致し得るか。其れは難しくない、公の爲めに呼寄せて上げるが、數器の儀と一壺の酒が要ると云つた。公は死刑は重大なる事だから一應其の言に従はう、眞假を試験し見てから處決しても宜いと思つて、命じて酒饌を給與した。巫は又請ひ公の一枚の着物を拜受しで神を呼びたいが、指定の神でなければ降らないと云つた。公は古い着物一枚を給はつた。巫は庭の中へ座席を設け、一膳の酒肴を備へ、身には給與された着物を着用し、空に向つて鈴を鳴らし、多く恠語を使つて神の來臨を請ふたが少許あつて、巫は吾來り吾來りと云ひ、公に向つて先が幽明に別れた悲みを語り、仍つて一生

涯の間の交情を叙説したが、竹馬遊戯時代の事から始まつて、同僚時代の事、文官試験場へ赴きし事、及び官途に登つて共に政事に奔定した状況、並に心肝相照らし膠漆相離れざるの情態を歴々と開陳したが、毫も違ふ所なく、殊に此の友人たけ知つて、他人は全く知らない事迄云ひ出されたので、公は之を聞き覺へず流涕して悲痛に堪へず、嗚呼吾が友の精魂が果して來たかと云つて、命じて美酒佳肴を進め、款待して別れて往つた。公は歎じて吾は今始めて巫魂の奸僞でない事が解つたと云ひ、更に其の巫に賞與し、禁巫の令を取消された。

又天倪錄に依れば、「昔に一人の名宰相があつたが、承旨の時代、早朝宮闕へ趣かんとし衣冠を整へ、將に出でようとしたが、餘り早かつたので、枕に倚つて假寐をした。夢に乗馬をして恭内の途に出で、把子橋の前に至り、其の母親が獨り徒歩して來るのを見て、宰相は驚き馬から下り、母親は何故輜に乗らないで徒歩で來られるかと云つたが、母は吾は彼の世の人で、此の世にゐた時とは違ふからであると云はれた。宰相は今何處へ往かれるかと問ふと、母は龍山江の上に吾の奴隸の家があるが、今神祀を設けられたので、其れを享けんが爲めに往くとの答へであつた。宰相は家にも週年祭及び四季の祭があり、且つ節句とか朔望とかの茶禮があるのに、母親はどうして奴家の神祀を享けんとするか、母は祭祀はあると雖ども、神道を重要視せない、獨り巫人が神祀を厚くするから、若し神祀でなければ、魂靈は一飽を得る途がないと云つて、惚忙と別れをして飄然と去つた。宰相は驚き目を醒ましたが、記憶は明かであつたから、直ちに一人の下男に命じて、早速龍山の奴家へ往つて状況を見て來報せよと云つて待つてゐた、少許あつて下男は戻つて來たが、極寒の時だから先に焚所へ入つて火に當つてゐた。傍に居合せた者は、酒の御馳走になつたかと聞くと、下男は其の家で大に神祀を

張り、巫の云ふには我主家の老夫人神は自己に降られたとて、吾の來た事を聞くや是れは以前より吾家は使はれた者だと云はれ、大盃の酒と一器の饌とを賜はつた。且つ來る時吾子と把子橋の前で出遇つたと云はれた。宰相は室の中で此の話を聞くや、覺へず大聲で哭き出され、更に下男からの詳細の報告を聞き、愈々自分の母の事に疑ひ無きを確め、巫母を呼入れ盛大に神祀を設け、以て其の母親を饗應せしめ、仍つて四季毎に神祀を行はしめた」と云はれたが、是れ乃ち崔有源の事だと傳へられる。

柳夢寅⁽²⁹⁾の於于野談に依れば「高敬命が淳昌郡守になつて、傳染病に罹つて死んだが、體温が少しも冷却せなかつたから、斂襲を一時遠慮してゐると、忽ち夢の様に醒めて云ふには、余は或使者⁽³⁰⁾に呼ばれて、路案内に従ひ官府に至ると、使者は内に入つて告げた、官の人は呼ばれた者は此の人ではないといつて直ぐに放還されたので、淳昌郡に入ると、路傍の民家で鼓の音がする、使者は此の家へ這入つて暫く休憩し、酒食を求めて行かうと云ふので、敬命も其の家へ這入つたが、巫は我郡守様が來臨されたと云つて、上座へ迎へ御馳走をした。そこで使者と共に酔ふて歸つたと云つた。直ぐに人を使つて路傍の家を見させたが、神祀は未だ止めないし、且つ巫に問ふて見ると、全く其の通りの話であつた。

(12) 楊を亡魂に下す

李瀛星湖僊説に「昔、官司の巫は、凡そ喪事の時巫降の禮を掌る。註に降は下すので巫の下神の禮に死して斂襲の後巫に就き楊を下すが、其の遺禮は恐らく聖人の教へではなからう。余は宜く見たが、村巫は歌舞を以て魂を招き亡魂の語りを眞似して、愚俗を誘引し財を費さしむるは、國法に依つて禁すべきであるのに、焉

ぞ反つて經訓として著はすか。又見るに國の風俗は鬼神を好み。萬明に事ふるが、則ち金庾信の母であつて必ずや中凸形の大鏡を掛く。又王神とは首鏘王を指すので、王は最も靈異なる神であるからであらう神に事ふる者は必ず羽翼衣を着用するが、羽翼とは今の武士の服で、鏡と衣とは其の當時の制度であつて、今に傳へられたのであらう。

一四 巫 蠱(詛 呪)

巫蠱詛呪の事を朝鮮語では方子(Yang Chiu)と云ふが、釋義に詛呪とは即ち巫蠱であつた。巫蠱とは漢書の釋義に見へてゐるが、女は能く無形に事へ、舞を以て降神をするのを巫と云ひ、左道を以て政を亂し人を惑はしむるのを蠱と云つた。漢武帝の時代宮中に巫蠱の事變があつた。又高麗忠烈王の時代に人は巫蠱の事を以て元公主に密告し、大官金方慶は冤屈の刑を受けたが、事實無きを以て終に辨明された。李朝列王の朝にも、宮中に亦た巫蠱の事變が多かつたが、何時も黨争の具に利用されてゐた。又閩巷民衆にも常に詛呪の事があつた。大概は女巫階級のなされた事となつてゐた。張維鰲谷諷筆に「詛呪のことその來歴久遠なり、唐孔氏は殃咎を加へて事を神に踏ふを詛と云ひ、言を以て神に告ぐるを祝と謂ふ」と云つた。蓋し人を怨むこと甚しいので、神に告げて殃咎を加へんとするのである。書傳に「厥の心怨み、厥の口詛ふ」と云ひ、詩傳に「此の三物を出し以て爾を詛ふ」と云つてゐる。齊景公は病氣に罹り容易に癒らないから、景公は巫祝の固史囂を誅せんとしたが、晏子は人民は病に苦み、夫婦は皆詛つて善祝と雖とも豈億兆人の詛を勝つかと云つた。漢の武帝の宮中に

(303) 一五三二年

(302) 一五二七年

は既に巫蠱の事變があり、宋の元凶邵は嚴巫道育と共に巫蠱をなし、玉を以て宋王の像を拵へ宮中に埋めた。唐の呂用之は銅人を作り、其背に釘を打ち、高駢の姓名を書いて埋めたと云ふ。其の外民間に於ける厭勝、禁呪の術として小説に見へたるもの、一々あげられないほどである。我東にも此の風俗は盛に行はれて民家の妻妾の間に略怨恨があれば、鳥獸及び齒骨、偶人等を用ひ、法例に依り壻、屋、竈、突に埋葬し、人をして病に罹つて往々死に至らしむる事もあり、或は他人に病毒が傳染せしめ事發覺して死に連坐する者も相繼ぐのであつた。巫覡の詛呪を退治するとは、人家に這入つて先づ凶物のある處を卜知して發掘する、又其の犯人を云ふて或は當るか、當らない事も多い。余は昔つて華人朱佐に逢ふて支那にもこう云ふ事が多いと聞いたが、法理に依つて解けば反つて犯人に當らしむると云はれたので、余は其の法例を質したかつたが、彼れは此の法を他人に教へたら自己には靈驗かないと云つて終に云はなかつた。

(1) 中宗時代宮中の巫蠱(灼鼠の獄)

⁽³⁰¹⁾ 李肯翹燃藜室記述、中宗朝故事記述、朴敬嬪福城君の獄條に「庚寅に敬嬪朴氏は其の子福城君嶋と共に、庶人に廢せられ並に尙州の郷里へ謫居した。初め丁亥⁽³⁰²⁾二月二十六日に、東宮の亥の方に一匹の燒鼠と木札に字を記して掛けた。是の時仁廟は東宮にあらせられ、亥の年に生れて二月二十日は誕生日であつた。亥に即ち猪で、鼠に似てるから、東宮の爲めの詛呪との評判であつた。宮中は朴嬪の所爲と指され、其の侍女及び唐城尉洪礪の奴僕は多く杖殺されたのである。⁽³⁰³⁾」

仁廟は至誠の孝子であつたが、文定王后は少しも愛護せなかつた。⁽³⁰³⁾ 壬辰に東宮の近處に燒鼠の詛呪があり、

且つ偶像を作り、木牌に不道なる言を現はしたから、嫌疑者を引致審問したが、嫌疑の所爲と判明し、朴嬪及び福城君嬪は死刑に處せられ、兩翁主は庶人に降下された。唐城尉洪礪は杖殺され、光川尉金仁慶は外方へ竄逐された。左議政沈貞は朴嬪との聯絡があるとして死刑に處せられたのである。(東閣雜記)

(2) 光海君時代宮中の巫蠱

光海君⁽³⁰⁴⁾五年癸丑六月癸卯に、宮禁呪呪に由り、水連介は訴狀を捧げたが、彼れは七十になる老齡の國巫で、巫女に引かれ、國巫金悌男の家に出入をする者であつた。其の訴へに「三年間懿仁の喪に服した。朴東亮は、嘗つて臣が裕陵を呪呪したと疑ひ、官に引致されたが、事實無根の故を以て放たれたので、宮禁呪呪の事は知る筈がない」と云つた。

壬子に鞠天眞^(高成は懿父天眞の女で、あるが父子同名である)は刑に處せられた。乳母は白狀し「高成は乳母の家を假托して、大君^(光海君の弟永昌大君)は十一歳に當然王にならせらるべしと、其の後再三往來して大君の運命を稱揚した。天眞は又語り續け、巫女六七人と一緒に呪呪を行ひ、獄にある十一人も亦某坊、某里の巫女で皆高成の家に往來したと云つた。○七日癸亥に教へを以て巫女を審問して狀啓せよと云はれたので、推鞠廳は啓し「久しき前から巫女等を引致したが、誰の所爲であるかは其の發見に苦む。漢城判尹朴公亮、活人署提調南瑾の照會に依つても、未だ何等の得る處がない。一體今般の呪呪事件は、高成が黄金李非を云ひ出されたので、皆の巫女を逮捕するに至つたと」云々^(光海君の日記)

(3) 仁祖時代宮中の巫蠱

燃黎室記述、仁祖朝故事本末に「王は病に罹られ、宮中に巫蠱の事變があつた。王は一人の外戚重臣を崔鳴吉の家へ遣はし「吾の病氣は漸次沉重に陥り、其の疑はしき點は既に暴露されたから、止を得ず將に外庭へ出て裁決せん、卿宜しく諒解せよ」と云はれたが、蓋し王は貞明公主を疑つたのであつた。鳴吉は「先王の子女は只公主があるのみで、今若し獄事を起せば最初反亂平定後御即位の大意は何處にあるか、且つ巫蠱の事は古より曖昧して分明せぬ」と云つた。

數日の後王は其の事件を以て、公主の家の婢女を逮捕せんとせられたが、鳴吉は資廳へ入り「別宮へ移御され、宮人輩を鞠問すべきを請ふた」が、王は嚴命を以て允許されなかつた。鳴吉は屢々請ふたが、王は大いに怒られ、特命を以て瀋陽を旅行せしめ、又玉堂より女巫を出獄せしめたいと請願したが、王は批し「一人の相臣があつて口では大言を云ふが、内心は正直でなく、獄事を等閑に附して終に鞠問に泰せんとするは、其の意を解釋するに苦しむ」と云はれた、鳴吉は龍灣に至り上劄し「今の宮中咀呪の事件は、國家の臣民として共に憤激する處であるが、臣の意の中には終に忌器の嫌がないと云はれないので、其の善後策に付き甚だ困却してゐる。宣祖大王の子女は多かつたが、公主及び大君が大抵は老産で、成長に至らずして卒去せられ、曩時の事を思ひ出せば、悲痛に堪へないのである。今は只公主一人のみあるのに、若し判明せざる事を以て、轉々と運累し、公主をして心を傷しめ、天命を終へずして死に至らしめば、今日の首相たる者は責任を負はねばならぬのみならず後日地下に於いて先王を見る面目がない」と云つたのである。(運川行狀遺事の合録)

時の永安宮の人は拷問の爲め死に至つた者多數であつて、禍の及ぶ處は豫測がつかぬ程になつた。李植は無

事に解決する事を力説してゐたが、偶に或人が勸威の家から来て「永安尉宮の人は秘密に凶穢物を竹の筒に入れて宮中に持つて往つた」と云つた。李は大いに怒り「吾の目の前では永安を殺害すべからず、若しそう云ふ策略をすれば、先づ吾を攻むべし」と云つた。(譯註)

(4) 孝宗時代宮中の巫蠱

孝宗三年壬辰三月乙亥に、逆賊の討伐は終つたので、議政府は顛末書を添へて啓上し「臣等は、趙昭媛の侍婢兼先の白狀に據れば、昭媛趙氏は、女僕及び僧尼と結托して王所を呪ひ、且つ王躬に害毒を及ぼさんとした逆狀は確なる證據が立つたから、昭媛は別な處へ監禁し、其の他内外の凶黨は引致審問すべし、又趙氏の侍婢の口述に依れば「或日昭媛は、本人の外班婢、加音、春德香等を招致し、酒食の御馳走をしながら、内密に現の國王父子を殺害して、洛城尉金世龍を王に推戴する計畫だが、汝等の助力を借らねば仕事が出来ぬ。幸にして成就せば、只我の大福になる計りでなく、汝輩も並に安樂を享け、且つ汝の族黨に迄賞功が及ぶだらうから、快よく承諾するかと云はれたので、婢等は命賭けて服従すべきを約したが、耳語で勞せずして成功するには、呪呪が一番便宜だから、汝は女巫の中此術に精通せる者を深く結托すべしと云ひ、仍つて白金錦繡を給與されたので、婢等は妖巫鸚鵡を勧誘して、昭媛の母女に面會せしめたが昭媛は盃を舉げ祝願して互に堅きの約束をした。それからは巫は常に後門より内密に出入をして種々なる方術を教へられ、昭媛は親任の僕隸をして密かに死人の頭骨、手足、齒牙、爪、髮、落雷の木、墓上の樹等を求め、又は人をして墓を發掘して死肉を切り、棺の木片を取つて綿に尸汁をつけ、又は枯骨及び鷄、狗、猫、鼠等を干し、呪呪祈禱に使用する物は一切

(308) 一七〇一年

鳩聚して常に德香をして箱に密封し王所へ持入り、暗夜に王大妃及び國王の室、又は通行の路へ逼り埋め、且へ齒牙を以て其女孝明翁主の裙帯に結び付け、或は骨屑を其の粧奩に藏し、又は王の房閣に撒き散し、且つ僧尼をして寺を立てしめ佛を造り、自己の爲めには福を祈り、國王には禍を加へん事を祈願するので、其の凶惡なる行爲は、一々記されない程であつた。女巫鸚鵡、老尼雪明、僧侶法幸、普祥、慈運等を嚴罰に處すべき」と云つた。(録實)

(5) 肅宗時代宮中の呪呪

肅宗二十七年辛巳九月己酉に、勅令を下され、内司の囚人丑生、雲香、時英、淑英、鐵英等を並に引出さしめ、明日仁政門の外で親しく鞠問すべきを云はれたが、丑生は皆宮女であつた。(308) 庚寅に仁政門へ親臨鞠問せられたが、丑生等は、王妃を仇讎の如く嫉視して、秘密に神堂を設け、人の目を避けて祈禱を爲し、國母を殺害せんとした形跡が歴然と現はれた。處が先日内殿より審問する時には、或は仁敬王后の爲めたと假稱し、又は世子痘瘡の爲めに祈つたと虚偽を口述するなど痛憤に堪へぬ處であつた。

雲香の云ふには、「世子が痘瘡に罹られた時、常に神領(頤を以て神を護す)を設けたが、時に撒き仕舞へないので時々違つたと、又世子が眼疾に罹らるゝや、黒床を兩邊に設け、手を擧げて祈祝したが、少し癒るのを俟て停止した」と。

時英は答辯するに「自分は本は大殿の宮人たつたが、後世子宮に移屬されたので、内神堂設備の事は、固より知る處ではない、蓋し仁敬王后は痘瘡に罹つて薨去されたか、世子の痘瘡は順調になつたので、益々天祐を

願ふ積りて、此の禱祝を設けたが、床卓等は禱嬪の(禱嬪は盤氏である)侍女一烈が負擔したのである。禱嬪は云ふ、巫女は常に世子の厄運が多いと云ふから祈ると、併し(212)自分は最初から神堂に往かなかつたが、禱嬪に勧められて、一度往つて酒果を設け禮拜して歸つた。其の後一烈は自分を見て、神堂排設の事及び巫女死去の事(213)龍洞の近處禱嬪の本宮へ移轉した事などを一々云はれた、と。

(6) 英宗時代宮中の巫蠱

英宗二十一年乙丑、正月甲寅に、右議政趙顯命は「巫女獨甲房なる者は中部洞に居住するが、其の夫は柳姓で兩班と云ふ。乙卯に王は親しく趙徵等を肅章門の外で瀨問せられたが、罪人李敬中が云ふのに、「先日以來天災が甚しいので、上下臣民は憂慮してゐる。妖巫獨甲房は能く埋凶の術をすると云つて闕内に出入し、直ちに東宮を犯したのは、思ふに趙嬪に嫁禍する積りではないか」と云つた。(214)

一五 巫祝の辭及び儀式

(1) 於羅瑕萬壽

巫歌の始りに於羅瑕萬壽「어라만수(Orhmanu)」と云ふが、恐くは百濟時代の風俗が傳へられたのであらう。百濟の方言に、王を於羅瑕「어라오(Orui)」と云ひ、后を於陸何「어후오(Orui)」と云つたから、當時の巫覡が王及び後の遐齡を祝ふに「於羅瑕萬壽」於陸何萬壽」と唱へたものと想像される。即ち我王萬歲、我后萬歲の意義である。李朝光海君時代、文人柳夢寅著した於野談に「今の巫覡が必らず我王萬壽」と呼ばれ

るが、それは遼瀋に移植された高麗の遺民が、其の舊王を祝ふ事から出たのであつた。蓋し我王と於羅瓊とは其の意義が同じであるが、茲に原文を引いて證明する。

於于野談に「凡そ人間の言語は心に由つて發する。古より疾病悲痛に罹れば必らず父母を呼ぶは情より出づるのあつて、支那人は爺々と呼ぶが爺々とは父である。朝鮮(36)の人は阿媽と呼ぶが阿媽とは母の事で、母を先にして父を後にするのは、支那と正反對になつてゐる。今の巫覡が我王萬壽と呼ばれるが、そは支那遼東の東寧衛より出でたのである。麗朝時代に忠宣王が支那へ旅行して還られず、仍つて瀋王に封せられたが、當時の従者數百人は皆瀋陽に居住して歸るを得ず、今の瀋陽の東寧衛がそれである。其の風俗に子が生れたら先に朝鮮語を教へる、且つ祀神をするに我王萬壽を祝するは、蓋し本を忘れない爲めであらう」と。

(2) 江 南 朝 鮮

巫祝の歌に江南朝鮮の詞がある。蓋し巫の歌に多く江南を用ふるが、例へば痘瘡の神を呼ぶに「江南戸口別星媽々」と云ふので、巫言ではありながら、又史的(37)研究の價值がある。蓋し支那の江南地方には、古の藜苗の遺族が多かつたが、其の風俗が巫祝を尙び鬼神を好み、又九黎の王蚩尤氏は涿鹿(直隸今の)に都をしたが、古の九夷と境界が接近したので、朝鮮の巫俗は恐く蚩尤氏より轉化されたのであらう。

(3) 日出世界、月出世界、四海世界

巫祝の歌に「日出世界と、月出世界と、四海世界とが、又朝鮮の漢陽は無學懶翁が地を卜して定めて五都を置、宗廟及び社稷を立つ、宮闕を設け官署を設立した」云々としてあるが、蓋し李朝の太祖が都を建つる時、

王師無學(名は自題)が地を卜し都を漢陽に奠めて部署を整へ、四海一家の如く日月明朝、即ち太平の氣像を現はしたので、巫女が歌祝に用ひられたのであつた。日出世界、月出世界とは、或は新羅時代に日月の神を崇拜した古俗が、巫歌に轉用されたのであらう。

(4) 萬 神

巫歌の中に「萬神」の詞がある。蓋し朝鮮の風俗に巫を萬神と呼ぶが、萬神の稱は、其の由來久しかつたのであつた。抱朴子(仙書の名)に依れば「黃帝東の青丘に到り風山に過ぎ、紫府先生に遇ひ、三皇内文の刻んだのを得たが、名を萬神と云ふ」としてある。此は漠然たる仙家の説で、十分信じられないが、恐らくは萬神とは東夷民俗の古代神事の記録であつて、所謂紫府先生とは、即ち神祇祭主の巫である。例へば李瀛星湖僂説に「所謂神仙とは、即ち人間として善く神に事ふる者である」との類である。青丘は即ち朝鮮であるが、是れに由つて察すれば、朝鮮壇君(壇を設けて天神を祭つたから壇君と云ふのである)は、或は紫府先生の系統であるかも知れない。世の人は皆朝鮮を仙窟神宅と云ふが、或は此の故ではなからうか。萬神の稱が巫祝に傳へられたので、朝鮮の巫俗は即ち原始的宗教であつて、考古學者の研究上重視されるのである。

(5) 三 神

巫祝の歌に、三神帝釋との詞があるが、三神とは三聖の事で、即ち壇君の三世桓因(帝釋とはこゝに桓雄、王儉である。黃海道九月山三聖詞が即ちそれである。蓋し三聖とは古朝鮮神權時代の王で、天神の祭主であつた。其の系統が巫祝に傳へられたが、巫祝は原始的風俗を保有するばかりで、少しも變化がなかつたから、却つて現

代の社會に低級視されるのである。

(6) 十 王

巫祝の歌に、十王世界との語があつて、又神位に十王の位を設けられたが、即ち道教或は佛教化されたのである。按ずるに、佛經に「閻摩羅天子が冥界を主宰する」との説があるが、今九王を加へて十大王と云ふのは蓋し後世に附加へたのであらう。大王の稱號は梵音集(朝鮮寺刹の佛事の儀式に
は必ず此の書物を用ふ)に見へたが、即ち左の如くである。

第一秦廣大王、第二初江大王、第三宋帝大王、第四五官大王、第五閻羅大王、第六變成大王、第七泰山大王、第八平等大王、第九都市大王、第十轉輪大王。

後漢書に依れば、「支那人の死者の魂は神岱山(神岱山は即ち泰山である)に歸ると云つて、註解に泰山は天帝孫であつて、主として人の魂を招致する。又東方は萬物の始りであるから、人の壽命を知る」と云つてある。然らば泰山大王とは、幾分かの據る處があるが、其の他の八大王は其の本源が詳かでない、恐くは道家が作つた稱號ではなからうか。其の宋帝大王とは宋の徽宗皇帝が道教を好み、自から道君皇帝と稱へたから、或は此の帝が死なれて、冥府の大王になつたのと思つて云ふたのではなからうか。冥府の十大王(319)の稱は、恐く趙、宋の時代より始まつたもので、宋帝を何故大王と稱するかとの事に就ては、蓋し淫祀の神を多く大王と稱する、例へば松都王朝に國師堂の神祀があつたが、その神を國師大王を稱へたのは、東國李相國集(白雲居士李
垂報文集)に見へてある。然らば宋帝大王とは、即ち一國師大王の類にてあらう。

(7) 三 佛

巫の歌扇(彩扇に五十の竹の骨がある)に三佛を畫かれたが、蓋し此の三像は恐く極樂世界阿彌陀佛、左補處觀世音菩薩、右補處大勢至菩薩であつて、巫は時々佛を呼ばれ、以て祈祝をするは、乃ち神佛が混合された證據である。

(8) 萬 明

萬明とは新羅金庾信の母の神號である。嘯雲居士李圭景五洲衍文に「輿地勝覽、軍威縣の西岳に、新羅金庾信の神祠があるが、其の母の萬明も祀られてゐる。今の巫女は萬明と呼んで祭つてゐるが、その祀る所に必ず銅の鏡を掛け、名を明圖と云つてゐる」とある。

(9) 七 金 鈴

現時の巫女は七つの金鈴を持つて、歌ひ且つ揺らし、又諧扇を持つて巻いたり、伸ばしたりし、儼々と舞ひ咄々と語るが、朝鮮の古代を按考するに、馬韓時代鬼神に事ふるには、蘇塗に木を立つ鈴を掛くる法があり、扶餘時代天を祭るに鈴と鼓との儀式があつたのである。蓋し巫の鈴を用ふるは、日本の神宮や滿洲の薩滿も皆同様である。

(10) 神 壇

巫が神祀を行ふに、初二三壇の祝式があるは、丁度佛事の時上中下三壇の儀式を行ふと同じである(佛事をす
るに三壇
を設けるが、上壇は佛菩薩位、中壇は神衆位、下壇は人鬼位である)。巫祝の初壇を「신지」(Sin Kidi) (即ち神路)、或は「신역지」(Chin Nuk Wi) (指路)と云ふが、即ち佛事をする時、引路王菩薩が、極樂世界を指示するとの事で、巫は十王の路を指示するものと云

つてゐる。「신두위」(Chin Nuk Wi)は「靈の位の意義で、俗に死亡を「신」(Chin) (例へば喪家が巫女を招き神祀を行ふを「신부전가삼」(Olin Pu Chung Ka sim)と云ふて、即ち死亡の不淨を洗滌するとの意義と云ひ、靈魂を「니」(Nuk)と云よてゐる。巫祝の二増を「새남」(Sai Nam)と云ふが、即ち「散陰」の訛であつた。佛家では「人が死ねば初めは其の靈魂が「中陰身」になつて空界に飄流して歸着の處を知らずとて、七々祭(七日の毎に)或は百日祭を行ひ、「中陰身」即ち幽冥の身をして極樂に歸らしむるので」ある。然らば巫は僧の佛事に倣ひ「신두위세삼」(Chin Nuk Wi Sa Nam) 行ふは、矢張り亡靈の冥福を神に祈求するのである。巫祝の三増は法食を受くると云ふが、法食とは佛事の事で、即ち佛家の儀式を模倣したのであつた。(僧家の供種類あるが物品を供ふるを財供養と云ふ。)巫の說に「선왕제」(Sun Wang)とは、即ち僧家の現王祭で、現王經に依つて亡靈の冥福を祈る式である。

(11) 降 神

巫祝の詞に「강령」(Kang Nin To Ryang)と云ふ語があるが、此の用語も僧家より出たのであつた。僧家で供養をする時、僧侶は法文を誦して佛菩薩が道場へ降臨する事を請ふのであるが、巫祝は道場を訛稱して徒領「도령」(To Ryang)と云つたのである。蓋し徒領とは新羅時代に花郎が徒衆を數百或は數千人を領率したからとて、仍つて名稱を付けたのであつた。(徒領歌は三國史記新羅樂誌に見えてゐる)。現に貴家の兒童を徒領と稱するは、新羅の遺語である。今俗に老總角を Kang Nim to Ryang と云ふのは巫語より出たのである。

(21) 魚鼻大王と鉢里公主

⁽³²⁾
聖神語法(原本)「성신말법」(Sung Shin Mal Pp)に「王后(珊瑚宮魚鼻大王は三國を統治され、たが吉大公主を撰び后となしたと)は、結婚の後、ト

師に依頼して米を擲ちトひをしたが(玉盤に米を投げ一、二、三の等がある)、續けて七人の女を産み、第七目目の女は鉢里公主と名付けた(女を餘り多く産んだから、王は怒り命じて西海に投じたか)云々。魚鼻大王鉢里公主とは俚俗の語ではあるが、必らず據り處があらうと思ひ、或る老嫗に問ふて見ると、巫の所謂鉢里公主とは、乃ち其の夫婦處容大監の事だと云はれ、大いに悟つたのであつた。所謂魚鼻大王とは、三國遺事に見へてゐる處容郎の事で、處容の記事は新羅統一の後憲康王時代であつた。新羅の人は門口に處容の形を張り付けて邪鬼を斥けたが、形は餘り恠異で恐しいから、魚鼻と稱したのである。海龍の居所は珊瑚を以て宮闕をなしたから、珊瑚宮と云つたので、痘疫の神は處容を見て直ぐに退去したからとて鉢里公主(棄つ去つたとの事)と云ふたのである。今處容の記事を原文に對照すれば

〔三國遺事〕「處容郎」第四十九憲康大王の時代は、京師より四海の内に至る迄、家屋が櫛比して草屋は一軒もなかつた。笙歌は道路に絶へず、四季の風雨はよく調和されて年事豊富であつた。大王は開雲浦(今の蔚州)に遊んで歸らんとする時、東海の龍は七人の子を率ゐて車駕の前に現はれ、舞樂を獻奏したが、其の中一人の子は、王に隨ひ京師へ入り、王政を輔佐して名を處容と云つた。王は美女を以て妻となし、其の意を留めようとした。其の妻は甚だ美かつたので、痘疫神が戀慕して暗夜無人の時を機として竊かに宿泊したが、處容が外より家へ入り、二人が寝てゐるのを見て歌つたり踊つたりして退去した。疫神は處容の前に跪坐して吾は公の妻を暮ひ今犯したが、公が怒らずを見て大いに感じた。今後は公の畫像を見て決つして其の門に入ら

ぬ積りた」と云つたので、國の人は皆戸口に處容の形を張り付け、邪鬼を排除したと。

是れに依つて見れば、處容は即ち魚鼻大王で珊瑚宮は海龍の居所である、又處容の妻は鉢里公主であつたのである。

卜師又は博士は皆古の巫師であつた。俗に男巫を「*타사*」(*Tak Sa*)と云ふが、即ち卜師或は博士の訛傳である。新羅に天文博士と云ふ稱があつたが、恐くは師巫の稱であらう。また滿語で薩滿を *Taman* と云つてゐる。

聖神語法に、又「鉢里公主は無上仙に嫁り、七人の子を帯同し靈藥を持來り、死去の父を甦生せしめた」と云つてゐるが、東海龍が七子を率いて王駕の前に現はれ、舞樂を奏した事と相應じてゐた。龍珠を以て父の病を救つたとは、亦三國史記金春秋傳に所謂東海龍女が心臟病に罹つて、兔の肝を得て病を直さんとした説から出たのであつた。

聖神語法に依れば、巫が亡靈の冥福を祈祝する時、終結の詞に

十方願佛法相圓融、四十八願濟渡衆生、唯願往生極樂世界上々九品蓮花之臺、南無阿彌陀佛。

云々とあるが、此の巫書を見ても、其の祈祝の目的は神鬼と妥協するにあつて、信仰の對象は佛陀に歸依するにあつた。其の譯合は亦程度問題で、巫祝は尙ほ原始状態であつて、幼稚を免れないが、佛教に至つては、自から組織的教理があつて、自教を發展せしむる計りでなく、進んでは他を同化する能力があるからであつた。佛家の屍陀林儀式に、新羅の義相大師の法性戒を誦するが、巫もそれを用ひられてゐる。又佛家結道場儀式に「一灑東方結道場」云々の語句があるが、巫祝にも使つてゐて、其の類例は一々枚舉するに違がない。

蓋し僧の焚修(三國遺事新羅毗盧王の射琴匣條に内殿に焚修の僧があるとは是れである)と、巫の祈祝とは、其の名稱は異なるが實は同じである。然らば僧巫の接近、即ち神佛の混合は、既に新羅時代からであらう。新羅時代の僧師は宜く郷土の歌を作つたので、現俗に流行してゐる努胸夫歌所謂鶯の脚「き早가」(Kul Pu Ka)とか、又は龍宮歌所謂兎の肝「토기리령」(To Kka Ryong)等は、恐く皆新羅の僧師の作品ではなからうか。巫の祈祝は又一種の歌曲であるから、其の曲本は僧の手に由つて作られ、久しき以前から傳へられたのだと思はれる。

(13) 法 祐 和 尙

巫女賽神の時一手では金の鈴を揺がし、一手では彩扇を持つて喃々と語りながら且つ踊る。佛の號を唱ふるが、時に法祐和尙を呼ばれる。世の傳へに依れば「智異山古巖川寺に法祐和尙があつて道行の稱譽が高かつた。或日端坐してゐたが、晴天であつて山澗の水は忽ち漲れて來たから、其の水原を尋ねて天王峯の頂に至り、一人の長身大力の女子に逢つたが、自分は聖母天王(聖母天王とは即ち智異山の神だが高麗村全之龍巖寺重創記に見へてゐる)だが、人間に謫降されて君と因縁があつたので、遂に水術を用ひ自から媒介したと云つて夫婦になり、家屋を構へ居住したが、八人の女を産み漸次子孫が殖へるので巫術(今にも山の下に百巫村がある)を教へて金鈴を揺らし、彩扇を以て舞ひ、阿彌陀佛及び法祐和尙を呼びながら、坊曲に歷行して巫業をなしたのであつた。それ故世に大巫と云はれる者は、必らずや一度は智異山に往つて、聖母天王に祈禱をして神術を授けらる」云々。

一六 巫が行ふ神事の名目

巫が行ふ神事を「수」(Su)と云ふが、蓋し朝鮮の風俗に、凶惡なる事を「수」(Su)と云ふのであつた。例へば雨天の日を「수진날」(Kuchinal)と云ひ、喪の事を「수진날」(Kuchinil)と云ふ。是れに依つて祭すれば巫の行ふ神祀の目的は、凶災を祈禳するにあるから、仍つて「수」(Su)と名付けたのであらう。「수」(Su)の別の稱を「푸리」(Pu)又は「셔」(Su)と云ふが、「푸리」は「解く」と云ふ意義で、即ち罪を解き福を求めると云ふ事である。其の意義を證明せんが爲め、茲に莊子翼を引いて次に掲ぐ。

莊子人間世篇に、白頰の牛、玄鼻の豚、痔病持の人は河に往くべからず、之れは皆巫祝が知つてゐるので、
 神人共に大不祥とする處である。(註解に、祭祀は喪神の事で、河に往くとは、司馬が云ふのに、人を河の祭に沈めるので、西門豹の如きである。釋道が云ふには「古に天子は春に解祀を行ふとは、漢郊祀志に見へたるを言つてゐた」と。)

「셔」(Su)は釋の事で、即ち釋放解脱を意味するのである。蓋し生命が、災苦に縛られてゐるのを、この神祀の力に頼み、釋放解脱の道を得るとの事である。「셔」(Su)の語源は、佛教から出たのであつた、蓋し朝鮮の佛寺に於いて、曉の鐘を打つ、梵唄を唱ふるを「셔」(Su)と云ふて、其の意義は、即ち地獄の衆生は、此の鐘と唄を聞き、其の苦惱より釋放されるとの事であつた。今其の文を擧ぐれば、左の如くである。

願此鐘聲遍法界、鐵圍幽暗悉皆明。三途離苦破刀山、一切衆生成正覺。

南無毘盧教主華嚴慈尊、演寶偈之全文、布琅函之玉軸、塵々渾入剎々圓融、十兆九萬五千十八子一乘圓教大方廣佛華嚴經第一偈、若人欲了知、三世一切佛、應觀法界性、一切唯心造

破地獄眞言、唵迦羅諦伽娑婆訶。

極樂世界十種莊嚴

法藏誓願修因莊嚴、南無阿彌陀佛、四十八願願力莊嚴、南無阿彌陀佛、彌陀名號壽光莊嚴、南無阿彌陀佛、彌陀國土安樂莊嚴、南無阿彌陀佛、寶殿如意樓閣莊嚴、南無阿彌陀佛、晝夜長遠時分莊嚴、南無阿彌陀佛、三大十觀寶相莊嚴、南無阿彌陀佛、二十四樂淨土莊嚴、南無阿彌陀佛、三十種益功德莊嚴、南無阿彌陀佛、地獄途中受苦衆生、聞此鐘聲離苦得樂、餓鬼途中受苦衆生、聞此鐘聲離苦得樂、畜生途中受苦衆生、聞此鐘聲離苦得樂、修羅途中受苦衆生、聞此鐘聲離苦得樂。

阿彌陀佛在何方、著得心頭切莫忘、念到念窮無念處、六門常放紫金光、願共法界諸衆生、同入彌陀大願海、盡未來際度衆生、自他一時成佛道。

阿彌陀佛本心微妙眞言、唵哆囉唎、唵阿里多囉婆婆訶。

巫家が神祀をする時、或は念佛をする時に、巫が搖らす所の彩扇には、三つの佛像を畫きてゐるが、是れは巫家の所謂「平目」(Puri)と「左」(Suk)とが、莊子の所謂「解く」と、佛家の所謂「釋」と、同一の意義であることを、證明するものである。今巫家の神事の名目を擧ぐれば、左の如くである。

(1) 「城主神祀」 俗に城主「子」(Song Chue Knu) 或は城主「平目」(Song Chu Pri) (湖南では都神文と稱す) と云つて、毎年の十月農事が終了した時、戊午の日を撰んで (戊午は俗に馬の日 (munomani) と稱す) 此の神祀を行ふが、蓋し昔より傳來の風俗であつた。(城主は城は成造とも云ふが、詳しくは下文の解釋にある)

(2) 「落成神祀」 俗に落成「子」(Nak Song Knu) と云つて、家屋の建築が、竣功した時行ふが、女巫は地理歌

を唱へて、地徳を讚美し以て、福を祈祝するのであつた。

- (3) 「帝釋神祀」 俗に「이석사」或は「부리」(Chei Suk Kitor Tur)と云ふが、朝鮮の風俗に、家々帝釋を奉じて主穀神と爲し毎年農事が終つた時に神祀を行ふが、其の儀式は詳しく帝釋條に記されてある。帝釋神祀を亦夫妻帝釋神祀とも云ふが、三國遺事に「檀君の子は解夫妻で、又檀君の祖は天帝桓因である。」桓因は佛家の所謂帝釋天王の名であつて(此の語に就ては詳しく檀君條に辨説されてゐた)夫妻帝釋神祀は、古へより巫祝に傳へられて、今まで變らなかつたのである。

- (4) 「七星神祀」 俗に七星「부리」(Chil Sung Tur)と云ふが、朝鮮の巫風は上古より獨立して傳來したが、後代(三國時代)に至つては、道佛の兩教に混化されたのであつて、巫覡が行ふ神祀は、多く道、佛兩家が稱する所の神を奉じたのであつた。即ち帝釋とは、佛經が云ふ所であつて、七星とは道經の云ふ語である。

- (5) 「祖上神祀」 俗に祖上「조상」(Oe Sang Kwi)と云ふが、是れは女巫を用ひて、祖先の神を饗應するので恐くは高麗以來衛護(神主を巫家に託す)の遺法であつたらう。

- (6) 「三神々祀」 俗に三神「삼신」(Sam Sin Tur)と云ふが、胎の神を三神と云ふてゐる。朝鮮語に胎を「삼」(Sam)と云ふから、所謂三神とは、胎神の事を云ふのであらう。俗に三神の「삼」を數字と看做すは誤りである。

- (7) 「地神釋」 是れは土地神を安んずる神祀である。

- (8) 「城隍祭」 此れは城隍堂に於いて、行ふ神祀である。李圭景華東淫祀辨證(五洲衍文に見へてゐる)に「朝鮮の八路に嶺峴がある處には、仙王堂と云つて祭るが、即ち城隍の誤であつて、古遺祠の遺意であらうか。是れは支那

の嶺上の關索廟の如きであつて、或は堂宇を立つて祀り、或は砂石を疊し、磊磧を叢林古樹の下に成して
祀るが、通行の人は必らず拜み、又は唾をして去るのである。或は布切れ又は紙繩を掛け、鬚髮累々して、
其の積み上げた石上に祠を作るのであつた。是れ或は馬韓の時代、鬼神を祀るに、蘇塗を立つ遺俗から出で
たのでなからうか。(演繁露に依れば通典に「馬韓が鬼神を祭るに蘇塗を立つ、大木を立て以て鈴と」
鼓とを垂れた」と、註に蘇塗は浮塗に似て、即ち浮岡だが、浮岡は塔である。)

(9) 【堂神々祀】俗に基神「子」(Tang Sin Ku)と云ふ。各州郡及び、各村落の鎮山(都邑の後方にある山)に多く神堂を
建て、居るが、山神を祀る神祠である。又都堂祭と云ふのがある。李圭景五洲行文に「朝鮮の鄉村に虎の患害
が多くて、夜出が能く出来ぬからして、村民等は錢を集めて犠牲を供へ山君(虎)を、自村の鎮山に祭るが
巫覡は多く参加して紊りに鼓を打つので、是れを都堂祭と云ふてゐる。

(10) 【別神祀】俗語に別神(Dal Sin)と稱するが、朝鮮の古俗に、各地の都會及び市場に於いて、毎年春夏
の變り目には、期日を撰定(或は三日或は五日)し、城隍神祀を行ふが、人民が集會して、晝夜を問はないで酒を飲み、
賭博を打つても、官が之を禁じない。是れを別神と云ふが、蓋し特別神祀の縮稱であらう。其の儀式は、大
木を立て、神位を設け、饌、果、酒、食を卓上に供へ、巫覡を聚めて、歌舞を爲し、其の神を安するのである
(巫は歌を以て山川の神、巫を招呼するのである)蓋し巫覡が歌舞を以て、賽神するのを安靈と云ふが、今歌曲を俗稱で「打令」と云ふの
は是れの轉變であらうか。(打令は安靈と其の音が同じである。)南孝溫秋江冷話に「嶺東の民俗は、毎年三、四、五月中には日
を擇び、巫を迎へ、以て山神を祭るが、富者は馬に載せ、貧者は背負ふて、以て鬼席に陳設し、笙を吹き瑟
を弾き、三日を續けて、酔飽を恣にしてから家に歸り、始めて賣買をするが、若し祭祀をせなかつたら決して

て人と物の授受せない」云々。按ずるに是れが即ち別神祀である。

- (11) 「度厄神祀」 俗稱の「액막이굿」(Aikmakki Gut)であるが、毎年正月の十五日の前に、此の神祀を行ふて一年の災厄を除けるのである。

- (12) 「豫探神祀」 俗稱の「여탐굿」(Yotam Gut)である。男女の間婚約が成立し凶煞の恐れがあるとて、巫女を用ひて、災厄を豫禳するのである。

- (13) 「媽々神祀」 痘神を俗稱で媽々(36)と云ふが、媽々とは尊稱であつて、即ち娘々の如きである。俗に痘神は江南より傳來したとて、又「손님」(Son Nim)とも云つてゐる。譯義に「兒童が天然痘に罹ると、紙で旗を作り、旗面に「江南戸口別星司命旗」と書き、門口に挿み、以て痘家を標示するのである。痘を患ひて、十餘日も立つと、始めて疥瘡が落ちるので、其の時女巫を用ひて痘神を送るが、是れを拜送と云つてゐる。薊馬を作りて、馬夫が引けば、巫は馬夫打令(歌曲)を唱ふる、觀覽する者は錢を擲つて、女巫を賞與するのであつた。

- (14) 「龍神々祀」 俗に「용선굿」(Yong Sin Gut)と云ふて、此の神祀を舟の上に於いて行ふが、又水府釋とがあつて、此等の神祀をするには、粟て飯を炊き、水に投げて魚族を飼ひ、名を魚布施と云つてゐるが、俗語に「여부신」(Yebu Sin)とは是れである。

- (15) 「招魂釋」 凡そ大神祀を行ふ時には、先づ招魂釋を行ふが、俗に謂ふ招安釋とは、それであつて、蓋し魂神を招安して安甦する意味である。又來臨釋があるが「Talinimsin」(Talinimsin)即ち神祀を行ふ時、神祇を招請し、道

場へ來臨して、供養を受けしくむるのである。

(16) 「指路踏散陰神祀」『俗稱の「지혜귀세」(Chion Kwi Sai Nam)であるが、是れは亡靈⁽³²⁷⁾を、神の冥福を薦する祭りである。人が死した後魂は空界に寄り、悠悠として、歸向の處を知らないのを、佛家では其れを中陰身と云ひ、七々齋及び現王齋を設け、速かに極樂へ往く様に迫薦するのである。蓋し朝鮮の巫俗は、佛事に雜せてあるから、此の神祀を行ふので、終には亦た念佛をするのであつた。

— (327) —

- (1) 『三国史記』卷第一、新羅本紀第一の南解次次雄の項に、この李能和の付した注の内容が記されている。ただし「方言は巫である」というのは少し舌足らずの表現である。正しくは「次次雄は尊長者のこと、慈雲ともいい、それらは巫を意味する方言である」と記すべきである。この『三国史記』の本文は本論文「新羅の巫俗」の項で李能和自身が引用している。同様の記事は『三国遺事』卷第一、紀異第一の南解王の項にもみられる。
- (2) 高句麗のこと。
- (3) 李能和は当時、朝鮮史編纂委員を二五年つとめたあとであり、歴史叙述に必要な厳密さは十分承知していたであろう。にもかかわらず、巫俗は壇君神話からはじまりその余風が新羅や高句麗、韓、駕洛などの諸国に伝わって残ったと主張した。もちろん明証はない。だが、李能和としては、これは三一運動後の朝鮮民族に向けてぜひとも残さなければならぬメッセージだったのだろう。
- (4) 道教の儀礼としての醮は高麗時代には一般的であった。「高麗史」志第一七巻礼五の「雜祀」の項によれば、さまざまな醮が宮中でおこなわれた。たとえば文宗年間(一〇四七—一〇八二)だけでも、北斗、本命星宿、太一、百神のために国王がみずから醮をおこなった。しかし、朝鮮王朝では道教儀礼を禁止したため、王朝実録にはこの意味での醮祭の記事はみられない。
- (5) 徐もそのようにみられるといった(李在崑訳)。
- (6) 宮中では舞をし、家にあつては、楽しく歌を歌うが、これは巫風からきたものだという。疏文では、歌舞をもって神に事えるがゆえに、歌舞は巫覡の風俗なりといっている(李在崑訳参照)。
- (7) 女はよく形無きものに事え、舞をもって神を降ろす。これを巫という(李在崑訳参照)。
- (8) 巫はその舞をもって神に尽くす。巫とは工の両辺に人の字をもつてする。それはその舞を取象したものである。巫者の神に托けるさまは舞雩(雨乞い)の類いに似ている。皆舞うことで和氣に通暢い神明に達するのであろう(李在崑訳参照)。
- (9) 李圭景(一七八八—?)は朝鮮朝後期の実学者。中国と朝鮮の古今の事物を考証して『五洲衍文長箋散稿』を著わす。
- (10) 今わが郷里には女巫、男覡がいて、ドンドンと鼓を撃ち、怪しげに呪文を唱え、人目を欺くように舞い逐鬼降神するという。
- (11) 国王の即位以来、道場は宮廷よりも高く峙ち、法席は仏宇に常に設けられ、道殿の醮は時無く、巫堂の事は煩しくも瀆しい。この文は『高麗史』列伝第三二鄭道伝の項にある。「北訳」第十冊、三九九頁参照。
- (12) この記事は成宗二年(一四七二)六月己酉にみえる。
- (13) 男人の花郎と号称える者有り。その誣詐の術を傳り、人の財貨を漁取るとは略、女巫と同じだ。
- (14) 李暉光(一五六三—一六二八)は王朝中期の人。新羅の時に美男子を取つて粧飾させ、類聚させてその行儀を觀た。花郎と名づけたが時には郎

徒ともいい、また国仙ともいった。永郎、述郎、南郎なども、この類いであろう。今、男巫を花郎というのはその旨を失ったものである（李在崑訳参照）。

(16) 丁若鏞（一七六一—一八三六）は後期の実学者。花郎は新羅の貴遊（貴族）の名である。今、巫夫や倡優の賤しきをもつて花郎というのは間違いである。唐令狐澄の新羅国記には、人の子弟の美しき者を拵んで飾らせて花郎という。国人は皆師と尊んだと述べてある。東史には、花郎らは身を飾り、大勢集まり、互いに道義を磨き、また歌楽をして悦びあつた。山水に遊び、遠きところへもいかなないころはなかつた。花郎の服章は袿麗であつたが、今の倡夫もまた服装は袿麗であり、それゆえこれを花郎と名づけたのだらう（李在崑訳参照）。

(17) 男巫で花郎博士と称する者があるが、これはその美名を取つて勝手に自号したものではなからうか。

(18) 南道とは一般に京畿道以南の地、すなわち忠清道、全羅道、慶尚道。また西道は黄海道と平安道。北道は北関ともいい咸鏡道。

(19) 在位五四〇—五七五年。

(20) この記事は燕山君九年（一五〇三）四月甲子にある。

(21) 甚だしいのは女の服に変えて出入りする者もいる。それゆえ安探（人名）が観察司となり、その弊を痛しく革めたのでその習いは稍衰えたが、なおまだなくならない。願わくは三道に諭して禁じるようにといつたが、王は答えなかつた（CD-ROM）。

(23) 男の居士と称する者や女人の回寺と称する者（女人の山寺に遊び、寓する者を方言で回寺という）たちが皆農業に事えず…。

(24) 向中よりひどい者はない（俗に花郎という。男巫のことである）。

(25) 人びとをして耳驚かし手を打つて笑わせ、これを快樂とさせる。

(26) 晩に女巫とともに堂室に雜り坐し、隙を伺つて人の妻女を奸すのだが…。

(27) これは明の年号で一四八二年。

(28) 刑曹受教でいうには、花郎や遊女などは所在官をして摘発させ、大明律の犯奸の条により、すべて本罪に一等を加える（CD-ROM）。

(29) 願はたわむれの話。

(30) 魚叔権は中宗（一五〇六一—一五四四）、明宗（一五四六一—一五六六）のころの人。

(31) 俗伝に、官府では巫堂から布を徴収することがひどく重く、官吏が門前にくるやいなや一家はあわてふためき酒肴を整へもてなす。そして、納める時期を緩めてほしいと乞う。このようにすることは何日にもわたることがあり、苦しい事が多かった。たまたま優人らが此のことを朝廷において戯に作つた。そこで国王はその税を除いてやった。優人もまた民にとつて有益なのだ。優人にはなおその戯を作さしめ、故事とした。

(32) 李能和はここでいわゆる「楊州別山台戯」のことを述べている。もつともみた上での感想は不愉快だつたのだらう、あまり評価していない。しかし、優人の本来持っていた批判、諷刺の精神については認めてもいる。いずれにしても巫俗史のなかでクワンデを論じたことそのものが注目される。この視点はそののちの研究者から落ちていつた。

- (34) 郊に冢が逐げた。王は託利と斯卑をしてこれを追わせたところ、長屋の沢の中にこれを得、刀でその脚筋を断つた。王はこれを聞いて怒り、祭天の牲をどうして傷つけたのかといひ、遂に二人を坑中に投げつけて殺した。九月に王が疾、病んだとき、巫は、託利と斯卑が祟りを為したといひ、王が謝らせたところ、たちまち癒えた。
- (36) 王が平儒原で狩りをしたとき白狐がついてきて鳴いた。王はこれを射るがあたらないので師巫に問うと、師巫が「狐は妖獣であり吉祥ではない。いわんや白というのは怪しむべきだ。しかるに天は諱々ともものいうことができないので妖怪をもって人君を恐れさせ修省させようとしたのである。君がもし修徳するならば転禍為福とすることができるといった。王は「凶なら凶、吉なら吉といえ。爾はそもそもも妖だといつておきながら又福となるという。誣くのか」といつて殺してしまつた。
- (38) 王子郊屍の母を小后とした。先に小後の母が孕み未だ産まぬとき、巫が卜して「必ず王后を生まん」といった。母は喜んで子が生まれたとき「后女」と名づけた。
- (40) 太后于氏が死んだ。太后は臨終に遺言して「わたしは失行したので何の面目をもつて地下において国讓王に見えようか。群臣が溝壑に上れないなら、わたしを山上王の御陵の側に葬ってほしい」といった。そのとおりにした。巫者が「国讓王がわれに降つて「昨日、于氏が川上に帰くのをみたが、憤恚に勝えず遂に戦つた。しかし退いて思うと恥ずかしくて国人を見ることができない。爾、朝廷に告げて我を物をもつて遮るようになしてくれ」といった」と告げた。そこで陵の前に松を七重にして植えた。
- (42) 昼夜休みなく二日もつづいた。唐の太宗が精兵をひきいてきてこれを集め、遼東城を幾重にも取り囲んだ。鼓噪の聲は天地を振動させた。遼東城には朱蒙祠が有つた。その祠には鎖甲、鋸矛が有つたが、妄言で前燕の世に天から降つたものだといわれていた。城の包围が危急のときに、女を飾り立てうるわしくして神の婦とし、巫が「朱蒙が悦ぶなら城は必ず完からん」といった。
- (45) 百濟は月の輪と同じく、新羅は月の新しきごとし。
- (46) 満ちれば虧ける。
- (47) いまだ満たざれば次第に盈ちる。
- (48) 南解次次雄、在位四一三年。
- (49) 朴赫居世、在位紀元前五七年一紀元後三年。
- (50) 金大問は善徳王（六三二一六四六）の時代の学者。
- (51) 方言では巫のことである。
- (52) 巫が鬼神に事え、祭祀を尚ぶので、世人はこれを畏敬する。そして遂に尊長者を称して慈雲とした。
- (53) このカギ括弧は朝鮮と号をなす云々までで閉じるべきである。
- (56) 干曝をもって巫が祈雨をする。

- (62) 日照りの為に市を移す。
- (67) 他者を貶める呪術（李在崑訳）。
- (68) 役事において地神の怒りを買ひ災いを被る前に、これを退けること（李在崑訳）。
- (70) 拓俊卿（人名）。
- (71) 巫が「拓俊卿が祟りを為した」といったからである。また内侍を遣つていさせた、金堤郡にて新築した碧骨池の堤堰を壊せと。巫の言に従つてのことである。
- (73) 陝洲は現在の慶尚南道陝川郡のこと。
- (74) 至る所で人の声で呼ぶ。空中から隠れて喝破して道うものいとし。
- (75) 安珦アヒトは巫を捕えて刑に処した。巫が託神して「安珦は禍福を恐るべし」といったので、州人は皆懼れたが、安珦は動揺しなかった。数日後、巫が赦しを乞うたので放免してやった（「北訳」参照）。
- (77) 齋安公、（王）淑、金方慶等とあるべき（「北訳」参照）。
- (78) 柳璵（人名）が泣いて諫めたので、公主は感動して皆を釈放した。
- (79) 甲申の日
- (80) 忽刺歹（ホルラルデ、人名）
- (81) 呪詛したということは根拠なくして起きたもので、あなた（元帝）がよく調べてみれば、よくおわかりになるでしょう（「北訳」参照）。
- (82) 城隍の問題はのちに「十七 城隍」の箇所でも再論される。これを取り上げたことそのものが慧眼というべきである。
- (83) 今日なお東海岸で盛んにみられる別神クツのことで、これを高麗時代の遺風としたことは首肯できる。これまたすぐれて歴史的な究明であったというべきである。
- (84) 朔方道は江原道。また登州は咸鏡南道の最南端（李在崑訳）。
- (85) 揖えしやくだけして拜礼をしなかったところ、有司は国王に褒められることを願つてかれを罷免してしまった（「北訳」参照）。
- (86) 妥靈トウリョウとは神主（位牌）をまつること（李在崑訳）。
- (87) 一二七六年に宝文閣待制に叙されたのだが、羅州の人がいうには「錦城山の神が巫に降つて、『珍島と耽羅の征では、我、実まことに力有り。しかるに将士を賞めて我に禄を授けぬは何故か。必ず我を定寧公に封じるように』と云った」とのことであった。鄭可臣はその言に惑わされ、国王にそれとなくいい、定寧公に封じさせ、かつ、その禄米五石を集めて毎年、その祠に送らせた（「北訳」参照）。
- (88) お前がもし錦城神堂の巫にならなければ、必ずお前の父母を殺すぞ。
- (90) 絹の衣を着させ、馬の尾の笠を被らせ、別に一隊を作つて「男粧」とよんだ。この記事は『高麗史』志第二五卷樂の俗樂「男粧」の条にある（「北

訳」参照。

(91) この記事は李能和の錯誤。『高麗史』卷第二三五列伝第四八辛禰一〇年(一三三八四)八月乙亥の記事である。すなわち辛禰は郊に敗をし、夜、還りては笙歌鼓舞し、巫覡戯をした。そして「人の世間に生きることは草露のごときだ」といって歎き泣然と涕を流した。巫覡のあそびと酒色以外には何ら寄る辺のなかった青年王国の、この行為は李氏王朝時代の燕山君を彷彿させる。

(92) 恭讓王、在位一三八九—一九一一年。以下の記事は『高麗史』列伝第三三金子粹の条にある(「北訳」参照)。これは巫堂がもと施設の名であったことを示す記事といえる。なお、国家の設置した巫堂(国巫堂)は高麗明宗の時にはじまり、朱子学の台頭とともに淫祀として廃止されたが、朝鮮朝にはいつてまた復活されていた。これは世宗八年(一四二六)に司諫院が上訴して、淫祀の根源だとして廃止するように訴えられている。しかし、成宗八年(一四七七)十一月の記事には国巫堂なる巫女が開城の公館で国王のためのクツをしていて、そのことが官僚により批判されている。それ以後、実録の記事には表だつた国巫堂の記事はみられないが、宮中には国巫堂とされる巫女が出入りしていた。なお施設としての国巫堂は国師堂ともよばれる(CD-ROM)。

(93) すでに正当なことではないのに

(94) 一年間の浪費は述べることができないほどだ

(95) 九街は「にぎやかな十字路」(李在崑訳)。

(96) どんなことでもして

(97) 有司に命じて、祀典に記載されたものを除いて、あらゆる淫祀を禁じ諸巫の禁中への出入りを断つように(「北訳」参照)。

(98) 毅宗、在位一一四七—一一七〇年。

(99) 忠肅王、在位一一三一—一一三三〇年。

(100) 巫となつて松岳祠に食われた。

(102) 巫や匠人の生業のなから貢布を徴収した。

(104) 兩府をして巫祝のところにいかせ、馬を出させて、進献させた。

(107) 作者は李奎報(一一六八—一二四一)、詩文集に『東国李相国集』五三卷がある。以下、「民族文化推進会」の『東国李相国集I』を参照しつつ全訳を掲げる。なお李在崑訳はあまり正確でない。

わたしの住まいの東隣に老巫がいる。日毎に多くの士女が集まっていて、その淫らな歌と怪しげな言葉が聞こえてくると、私は非常に不愉快ではあるが、これを追いやるいわれがなかった。ところがちょうど今、国家から勅令が下され、諸々の巫をして遠方にやり京師に隣接させないことにした。わたしは、東家の淫祀が掃き清められたかのようになることを喜ぶばかりではなくまた、京師の内に淫らな詭弁がなくなり、世が質朴にして、人びとが純真になり、太古の風が戻ることを祝賀する。そこで、わたしは詩を作つてこのことを祝賀するところである。また明らかにして

おくべきは、この輩も、醇朴であつたなら、王京から追放されることはなかつたであらうということである。結局、淫巫に委託したがために追放されることになつたのであり、これは自らが招いたことであり、だれをとがめるわけにもいかない。そして、人臣もまた同じである。忠をもつて君に事えるならば、終身、過ちも無いが、妖をもつて衆を惑わすならば、たちまちに敗れるであらう。もとよりそれが道理というものである。

いにしへの巫咸は、神にして奇であつたために、すべての者は、山椒や米を捧げ疑念を解いたけれども、かれが、上天してからは、継ぐ者は誰であらうか、千百年過ぎた今に至るまで、ただ漠然としてゐる。盼、彭、真、禮、抵、謝、羅の巫は、靈山にいて道は遠く、追つていくことも難しい。沅湘の間でも鬼を信じ、その荒淫にして人を騙すことは笑うべきほどだ。海東(朝鮮)にもまだこの風が残つていて、女は巫、男は現となる。自ら神がわが軀に降つたといふけれども、私が聞くにはおかしきもありまた吁かわしいばかりである。穴中の千歳の鼠でなければ、林の中の九尾の狐にちがいない。東家の巫は衆の惑うところであるが、面は皺がより鬢は半ば白く年は五十、士女はその家に雲集した。肩をぶつけはち合わせをして出入りする。喉中のか細い声は鳥の声のようだ。とりとめもないことは緩であるかとおもうと急である。千言万語のうち幸いひとつ中ると、愚かな女と男はいよいよ敬い奉るので、酸甘の酒におのずと満腹し、起ちあがり身を躍らせると頭が棟柱に達する。(縁木為竈僅五尺、木でもつて五尺ほどの竈室を作り、異本) みずから「帝釈天だ」といふけれども、帝釈天皇は本、六天の上にあるのだから、どうして汝の屋に入り一隅にとどまるるか、丹青をもつて壁中に神像を描き、七元(北斗七星のこと)九曜の額を掲げているが、星官は本、九霄(九天、空)のなかにあるのだから、どうして汝に従つてその壁にとどまるであらうか、死生禍福を妄りに推し量るけれども、吾らを試して天の気機(意向)を横ることなどできはしない。四方の男女の食をこぞつて掠め取り、天下の夫婦の衣を奪いつくしている。わたしには青水のごとき鋭い利剣がある。幾度も駆けつけようとしては辞めた。それは、ただ守らねばならない法があつたからである。けつしてその神がわたしに崇り為すことを恐れてではない。東家の巫は、年を取り終末に近い。朝死ぬか夕べに死ぬかいずれ久しくはない。わたしの今念うところは、このことだけではなく、民宇すべてを逐滌めんとおもうのである。君は見なかつたか、昔、鄴の県令が、河に大巫を沈め河伯が娶ることを止めさせたのを、また見なかつたか、今日、咸尚書(咸有一)が坐して巫や鬼神を掃討し暫しも接することができなくしたのを、この翁が亡くなつた後にまたまたわき起り、醜鬼老狸が争つて集まりだした。あえて祝賀する、朝廷に固い計画があり、群巫を逐いやることを議するに切実にして直截であり、署名し牘を抗げ各自言うことを、これは臣のためのものではなく、誠に国益のためのものである。聡明なる天子はその訴えを可とされんことを、朝の夕に及ばぬにさながら掃き清めたかのようだ。万一爾らがわたしに術の神奇といふことを謂うなら、変化の恍惚たることは限りなかるべし。声有るときに人の耳を閉ざすことはできず、形有るときに人の目を閉じさせることはできない。丹に朱を塗りなほ幻と謂うが、爾らは身を隠すことも難しいことよ。今や徒党を率いて遠くに移徙するという。小臣は国のために誠に喜ぶところだ。日ごと遊んだ帝城がすなわち清浄になり、やかましい鼓の声もわが耳に無し。みずから念うに臣下の一党で巫のような者があるなら、誅流や配貶はもとより当然のことである。わたしは今、幸いに役に立たない身であるだけでなく、王京に接してしかも我が身を驚かす事は無い。およそもろもろの士子よ、このことを書しておき、どうか身を慎み淫怪に近づくなことを願う。

- (109) 臣の願わくは、国王の回天（こころを変えること）を聴かんことを。国王の決心において巫覡を遠地に放しても、京城と同じにはならないでしょう。
- (111) 零壇は雨乞いの壇。
- (112) 成倪（一四三九―一五〇四）
- (116) 京畿道開城から四〇キロほどのところにある。
- (123) 在位一四七〇―一四九四年
- (124) 成均館のこと。もともと孔子廟を泮宮とよんだことに由来する。成均館周辺には孔子の祭祀のために牛を屠殺する者たちが住んでいた。かれらは牛肉の商いを独占して利益を得たが、一方では泮人とか館奴とよばれて社会的に差別を受けた（李覚鐘「朝鮮の特殊部落」『朝鮮』一〇四号、一九二三年、一二五―一二七頁参照）。一方、この泮人たちは山台戯をも担っていた。一七世紀半ば以降、宮中の山台戯が廃止されたあと、かれらは船着き場や市場の商人から金や穀物を集めて仮面戯一座の費用に充てた（秋葉隆「山台戯」『日本民俗学』第九号、一九四八年参照）。
- (125) 一五〇三年四月甲子の記事である（CD-ROM）。
- (126) 一五〇三年四月乙丑の記事である（CD-ROM）。
- (127) この巫女は守令が崇拝するようなことはないから（CD-ROM）。
- (128) 一五〇三年五月丙寅の記事である（CD-ROM）。
- (129) 権憲がふたたび上奏したけれど（CD-ROM）。
- (131) この野祭とは屋外における死霊祭で今日のチノギを連想させる。
- (132) 松岳は高麗の都松都の背後にあった。
- (133) 成宗のこと
- (136) 明宗（一四五五―一五六七）
- (137) 章甫は殷代の礼冠の名。孔子がかぶったので、そのち儒生がかぶるようになった（李在崑訳参照）。
- (139) 在位一六二二―一六〇九年
- (142) この箇所は、「CD-ROM」では「承政院が儀註のなかの巫祝・桃列・執戈などの事をもって稟請した」とある。並列とるのがよい。なお桃列は桃の枝で作った箒で鬼神を追いやるのに用いる（CD-ROM）。
- (143) 「CD-ROM」によると、これは肅宗一〇年（一六八四）二月二日（丁子）の記事である。
- (144) 国王の着用する衣服。
- (146) 一六八一―一七六三年

- (148) 一八六四―一九〇六年
- (149) 朝鮮王朝実録では「星宿庁」(星まつりを担う官庁)の語が成宗八年九月九日(癸酉)の条に初出する。そこでは成宗が星宿庁の修理を命じたことを臣下が諫めたが、国王は、これは祖宗のときからあったものだといい退けた。翌年にも臣下が星宿庁のことを取り上げて諫めた。ただし、国王は意見を聞くにとどめたようである。
- (150) 後述されているように、太祖元年(一三九二)に高麗の制度を受けて設けられた医療機関「東西大悲院」に由来する(七月二十八日、丁未に記事がある)。太宗一〇年(一四二〇)四月二日(戊戌)には、東西活人院のことが取り上げられた。それは京中の乞食、飢えに苦しむ者の救済施設であった。にもかかわらず、その年、乞食、餓死する者が多数いて国王は臣下の仕事ぶりを責めた。また世祖一二年一月十五日(戊午)にはふたたび活人署に改めた。
- (151) 「CD-ROM」では成宗九年十一月三〇日(丁亥)の記事である。
- (152) 星宿庁でまつる神は
- (156) 「CD-ROM」では世宗一八年五月二日(丁丑)の記事である。
- (157) 「CD-ROM」では世宗二五年九月二日(癸丑)の記事である。
- (158) 「CD-ROM」では成宗五年六月四日(丁巳)の記事である。
- (159) 「CD-ROM」では中宗一一年(一五一六)六月三日(癸丑)の記事である。
- (161) 一四一四年。帰厚署とは棺槨の製造、和売と礼葬に必要なあらゆる物を供給する事務を司ったところ、従六品の衙門(CD-ROM)。
- (163) 「CD-ROM」では世宗二七年十一月六日(丁丑)の記事である。
- (165) 「CD-ROM」では「服妖」。
- (166) 一六二二年。壬辰の乱のときに廃止した。
- (167) 「CD-ROM」では仁祖三二年七月二日(丙午)の記事である。
- (168) 「CD-ROM」にはこの記事はない。類似したものとして仁祖二四年一月甲戌「東西活人署の患者数は飢渴した百姓一三八〇名、患者は一〇四名」とある。
- (170) 「CD-ROM」では、この箇所のデータが異なる。それぞれ百数十人と答えている。
- (172) これは英宗八年五月癸酉の記事である(CD-ROM)。
- (173) これは英宗四十六年(一七七〇)二月癸酉の記事である(CD-ROM)。
- (176) そして、この建議のとおりしたという(CD-ROM)。
- (180) 「CD-ROM」によると、これは世宗五年(一四二三)六月(庚午)の記事である。またこの箇所の本文の読みは、李能和とは少し異なる。

- すなわち「巫女の業中税と奴婢の身貢、および魚箭の行状税などもひとしく楮貨を用いること」は馬の値を楮貨で支払うのと同じようにするところ。魚箭は魚を捕る梁、楮貨は楮で作った紙幣。
- (181) カミをまつるための税。はじめは巫覡から徴収したが、のち民戸から集めた。
- (182) 「CD-ROM」では世宗十一年四月(癸巳)の記事である。
- (186) 「CD-ROM」では、以下の一連の議論は中宗九年九月の記事である。この年と一三年の国王と臣下のやり取りを通して、当時、巫覡の納める税が守令たちには重要な収入源となっていたことがわかる。「淫祀」が消滅しなかったひとつの理由でもあるだろう。この巫覡と税との関係が根本的に問題であるということは朝鮮朝の学者たちも指摘している(後述される李漢や李肯翊の説参照)。
- (187) この箇所の中用漚のことは「:と力言したが」までである。
- (188) 「伝へて」のあとの「領相の:」以下は中宗のことは。
- (190) 全羅南道錦城山は高麗時代から靈験のある山として人びとの信仰を受けてきた。それだけにこの「淫祀」に対する官僚の攻撃も激しく、一六世紀のこの時分に徹底して規制されたのだろう。王朝実録ではこれ以後錦城山は言及されない。とはいえ、それ以降もここを拠点とした祭祀活動はつづいた。近現代にいたるまで、ここには巫堂たちが集まり信徒も相応に多かった。
- (192) 英宗(一二二五-一七七六)時代、朝鮮では巫女ばかりが目についたという指摘は注目される。
- (193) 一八世紀の朝鮮の文人のあいだでは、南方の中国の楚では巫俗が盛んだという認識があったのだろう。
- (194) 人びとは真心から、また官吏らは税収の面から巫俗にかかわっていたという指摘は興味深い。
- (196) 摩天嶺の北、咸鏡北道。
- (197) 埔はたは塚、墓。墓地における祭儀で得られる酒食は一回分のものに過ぎないということ。
- (198) 慶尚道玄風郡。
- (199) 京畿道開城の郊外にある徳物山上の崔瑩將軍の神堂は巫覡の集まることで古来有名であった。ここでも神税をとっていたことがよくわかる。
- (200) 一八〇一-一八三四年
- (201) 摩天嶺の南、咸鏡南道。
- (203) 両西は黄海道と平安道。
- (205) 一七七六年九月庚寅の記事である(CD-ROM)。
- (206) 身布を差し出す軍士の数を減らすこと。東萊では実際に軍士となる者の数が不足していた。身布は労役の代わりに差し出す布。
- (208) 一八六六年に起きた、シャーマン号事件とフランス艦隊襲撃事件をさす。俳優たちの軍隊が組織されたということは、朝鮮朝において、かれらは無頼の徒とみられていたことを意味するだろう。それは高麗以来の才人ジョユ(優人、クワンデ)に対して朝鮮王朝社会が形成してきた固定観念の名

残ともいえる。

(209) 忠清道槐山郡。

(212) 王家の祈福のために靈験のある所で儀仗を整え、巫や宦官、司鑰をして祈祷させたこと(CD-ROM参照)。

(213) 「CD-ROM」によると、これは太宗十一年七月(甲戌)の記事である。

(214) 南方にある星でそこを守る神靈。赤い鳳凰を象り、昔から墓と棺の前面に画いた(李在崑訳)。

(215) この箇所は李能和も李在崑訳本も不正確。「本曹の月令に照らしてみると、白岳などでは春秋に祭祀をおこなっているのに、また別に祈恩するのは重複して行うものだ」と礼曹がいうと、王は…とつづくのがよい(CD-ROM参照)。

(216) 房星のこと。馬祖壇といひ東大門外にあった。太祖のとき設け高宗年間に廃止(李在崑訳)。

(217) 乗馬術をはじめた人、あるいはその人をまつた社堂。

(219) 巫女の宝文は、の誤り。

(220) この記事は太宗十八年三月乙卯にある。

(223) 威鏡道の古名。

(224) 一四二六年。以下の上疏の内容は、朝鮮王朝がはじめて三〇年余りの時点における宗教事情がよくわかれる記事である。官僚としては、分に応じた祭祀が秩序をもたらずと考えていた。庶民はイエのまつりだけを礼に従ってやればよいと官僚は考えたが、現実にはイエの内外での淫祀が絶えず、「礼を越え分を犯して山川城隍」に対してまつりをしているという。そして、その担い手は巫覡であった。根本的な原因は国巫堂を設け、また山川城隍の祭祀の上に「厲祭」をもおこなうことだといっている。この厲祭は要するに孤魂野鬼を慰撫する靈魂供養だが、これが民間のクツのひとつの大きな動因であったことが認識されていたわけである。前掲の注92も参照のこと。

(225) ここは「巫覡の祀るの」とあるべき。

(226) これは次項の野祭のほかに、各種の財数クツ(福運を祈る祭儀)、あるいは都堂祭のような洞里の祭がおこなわれていたことを意味するのだろう。

(228) タリクツ、チノギ、オグクツ、シッキムクツなどよばれる死靈祭のことであろう。

(229) 李能和はここで次の文を省略した。「また僧徒を引き入れ仏像を据え香花と茶食を並べ、歌舞、梵唄が入り交じり淫らで怪しげであり」(CD-ROM参照)。つまり、あるいは巫覡、あるいは僧徒が似たような死靈濟度の儀礼をしていた。これがやがて巫堂の儀に収斂されていくことになるのだろう。

(230) 一四三六年五月乙亥の記事である(CD-ROM)。

(231) 張我(CD-ROM)。

(232) 一四三六年五月丙子の記事である(CD-ROM)。なおCD-ROMでは「別祈恩」は「別途におこなう祈恩」というように解釈している。李

能和はこれを一語としている。とはいえ、どのみち同じ意味となる。

- (233) 一四三六年五月丁丑の記事である (CD-ROM)。
- (234) 東西活人院 (CD-ROM)。
- (235) 一四三六年五月辛巳の記事である (CD-ROM)。
- (236) 五家隣保の管領 (CD-ROM)。五人組の類い。太宗七年 (二四〇七) 一月に二〇戸あるいは三、四戸でひとつの隣保とすることが論じられている。
- (237) 中外は京城と地方のこと。
- (238) 世宗二五年 (一四四三) 八月丁未の記事である (CD-ROM)。
- (239) この記事は、当時山野での死霊祭、また城隍祭が頻繁に催され、巫家でも治病のための個人クツがおこなわれていたことを意味する。
- (240) 成宗三年 (一四七二) 一月辛丑の記事である (CD-ROM)。
- (241) この一条はCD-ROM本にはみられない。李能和の原本にはあるが。
- (244) CD-ROM本ではこのあと、さらにふたりの官僚が巫女の入城の非を告げている。それをきいて成宗は禁令を下した。
- (246) 城外四十里 (原文)。
- (247) 成宗九年一月丁亥の記事である (CD-ROM)。
- (248) 度厄 (原文)。
- (249) この読みは「身をもって教えれば従い、ことばをもって教えれば争い、命令するところが気に入らなければ、民は従わない、という教えがある」とする方がよい (CD-ROM)。
- (250) 折恩使は巫堂やクワンデをよび集め、王家の福を祈る行事を司った (CD-ROM)。星宿庁については注149を参照のこと。
- (251) 一四七〇—一四九四年
- (252) 備斎叢話は成俔の随想集。注112参照。ただし、徐永大によると、この話は備斎叢話にはみられず「五山説林草藁」(「大東野乘」巻五所収)にみられるという(徐永大「李能和朝鮮巫俗考校勘」(Ⅱ)『比較民俗学』第六輯、比較民俗学会、一九九〇年、二〇頁)。
- (256) この部分の読み方は不正確。この文は臣下のことばであり「巫に事えて免れるはずのものではない」、すなわち臣下柳成麟がみずからの決意を述べたものと解すべきである (CD-ROM参照)。
- (257) この部分は「けつして巫がみずからの意志でやるのではない(宮中の命令があるからだ)」の意味 (CD-ROM参照)。
- (258) 「太鼓を叩けば」の意。
- (259) ムーダンのクツのこと。

- (260) 「臣者は…恐れてゐる」とつづく。
- (261) 一五三三年
- (262) 一七七七―一八〇〇年
- (263) 有庫の人民とは賤民のこと。
- (266) 居住せしめたが
- (267) 世宗一八年(一四三六)五月丁丑(CD-ROM参照)。
- (268) これは先にもあったように、世宗二五年八月丁未の記事である。注238参照。
- (269) 成宗二年(一四七一)六月己酉(CD-ROM参照)。
- (270) 疫癘(CD-ROM参照)。
- (271) 少艾(年若く美しい者、CD-ROM参照)。
- (272) 「…伏して願はくは…事を」と請ふた。
- (273) 一四七五年。
- (274) 「今番」の箇所は「今、番上した」とあるべき(原文)。
- (276) 属せしめたが
- (278) 細民の家に出入りするならともかく
- (279) 五部とは京城を中部以下、東西南北の四部に分けた区画。
- (280) 毎年歳抄(六月と十二月)に(CD-ROM参照)。
- (281) 中宗がことばをくだして、の意。
- (282) これは中宗三三年(一五三七)二月癸酉の記事である(CD-ROM参照)。
- (283) 中宗の判断を仰がなければならぬといったところ、命令がくだり、臣下の訴えたとおりになった、の意。
- (284) 一七四五年。なおこの箇所の李能和の要約は少し意を取り違えている。李健命は、国政全般に対して穏健かつ漸進的にことをすすめるべきであり、現実には何百名もの巫を追放したら、かれらの居所をどうするのかと訴えている。そして、これに対して太子はその訴えを承認している(CD-ROM参照)。
- (290) これは世宗二五年八月丁未の記事である。注238参照。
- (291) この記事は燕山君九年(一五〇三)四月乙丑にある。前出注20も参照。
- (292) 李漢は英宗時代(一七二五―一七七六)の人。

- (293) 李圭景は前出注9参照。
- (294) この記事は燕山君九年(一五〇三)四月乙丑にある。
- (296) 「青莊館全書」の著者は李德懋(二七四一―一七九三)、正祖の時代の学者で清にいき、中国の考証学をおさめる。息子がまとめて刊行したもの(二七九五)。
- (297) 李晔光は注14参照。
- (298) 栲栳とは柳器、すなわち行李の意味。
- (299) 柳夢寅(一五五九―一六二三)の「於于野談」は民間伝承をおさめた物語本。
- (300) 今日、京畿道のチノギクツには、この冥府の使者が登場し、故人の霊をあの世界に連れ去ることを遺族に演じてみせる。
- (301) 李肯翊(一四七六―一五五二)は少論に属し、老論により退けられ不遇のうちに終わった。著書「燃藜室記述」は唯一残ったもの(李熙昇「国語大辞典」参照)。
- (303) 仁宗、位一五四五年。
- (305) 王后の名前。
- (306) 在位、一六二三―一六四九年
- (309) 丑生らは
- (310) 庚戌
- (311) にわかに仕舞うことがむずかしいので、そのままにしておき時々神に祈った(CD-ROM)
- (312) 自分は(時英は)
- (313) 巫女が死んだあとは、龍洞近くの禧嬪の本宮へ移して排設したこと(CD-ROM)
- (314) 英宗二年(一七四五年)二月甲寅の記事である(CD-ROM)。
- (315) 「中国之人」(原文)
- (316) 「我国之人」(原文)
- (317) この指摘は李能和自身によって発展させられなかったが、取り上げ発展させるべきものである。朝鮮巫俗は江南の巫俗との対照によって得るところは多いだろう。たとえば痘瘡の神を尊貴の客人のようにもてなすこと、李能和が鋭くも指摘した巫儀と仏教儀礼に三段構造がみられること、孤魂への施食のような儀礼が重要視されることなどは彼我共通するものである。
- (318) 三聖祠(原文)
- (319) 今日、中国における十王信仰の隆盛は唐宋のころからとされていて(葛兆光著、坂出祥伸監訳「道教と中国文化」、東方書店、一九九三年、三三三)

九一三四〇頁)、李能和のこの推定は認められる。そしてこの神位が朝鮮巫俗のなかで重要な位置を占めていることは、宋代以降の道仏の影響を受けて今日の朝鮮巫俗が形成されていったことをものがる。

(320) 李能和のこの「神壇」の構造分析は炯眼というべきである。神がみを迎え、死者霊・雑神を済度し、施食させて送る、こうした三段が神祀(クツ)の核心であるというのだ。しかも、帝釈、十王、城隍などが中心の位置にある。これはつまりは高麗時代に受容した仏教と道教の構造、またその神霊が朝鮮巫俗の核心にあるということである。

(321) 李能和は原文で「然巫效僧齋而行」진위사[Chin Nuk Wi Sa Nam] 其義則為亡靈薦度之神祀也」といった。つまり、巫は僧の齋に倣ってチノギセナムをおこなう。その意味は亡霊を薦度するためのクツだということである。このばあい、チノギは初壇の「神の路」であり、セナムは第二壇で中陰と同じだという指摘は李能和の独創的な見方である。そののちの研究者はこれを取り上げないでチノギの語義だけにかかわっているが、セナムまで含めて捉えるべきであろう。

(322) この書は未詳。また李能和の以下の説明、パリ公主は処容の妻だという指摘は根拠が弱く、今日からはこじつけのようにみられる。

(323) 李能和は、巫俗と仏教の混融を新羅の時からとして、パンソリのノルブ歌や竜宮歌(水宮歌)も新羅のころにできたとみたが、これはやはり思い込みだろう。仏教や道教のうちから借りてきたものはいずれも中国中世社会の刻印を帯びていて、これを置いて論じることは無理な話である。

(324) クツについての李能和の解釈は、「凶災を祈禳する」ことだという。これは注目に値する。単に祈ったり、称えたりすること、あるいは祝祭のようなものもクツのなかに含まれるが、前提として「凶災」があったというのである。淵源はともかく、そこには孤魂とか野鬼の存在があったはずである。

(325) 南孝温(一四四四―一四九二)。ただし、徐永大によると、以下の話は「秋江冷話にはみられない」とある(徐永大「李能和朝鮮巫俗考論」(Ⅱ)『比較民俗学』第六輯、比較民俗学会、一九九〇年、五六頁)。

(326) 媽媽 Mama はもともと漢語で、「母、お母さん」のこと。朝鮮語でも発音は似ていてママ。

(327) ここは単に「亡霊を推薦する祭りである」とすればよい。